

田原市景観基本計画（案）

平成 25 年 3 月

田 原 市

はじめに

※市長がコメントを掲載予定

目 次

はじめに

序 章 田原市景観基本計画とは	1
1 田原市における景観の捉え方	2
2 策定の背景と目的	3
3 上位・関連計画における景観基本計画の位置付け	4
4 計画期間と見直し	21
5 全体の構成	22
第1章 田原市の景観特性	23
1 田原市の概況	24
2 田原市の景観特性	28
3 課題の整理	76
第2章 景観基本計画の区域と方針	81
1 景観基本計画区域の設定	82
2 景観形成の基本理念と目標	82
3 エリア別景観形成の方針	84
4 特徴的な景観を有している地区の景観形成の方針	101
第3章 田原市における景観形成に向けて	117
1 実現方策の一例	118
2 景観づくりへの誘導の枠組み	134
3 景観形成の実現方策（全市レベル）	135
4 界隈景観形成の実現方策（地区レベル）	146
5 身近な景観形成の実現方策（市民レベル）	147
第4章 良好な景観形成に向けた取り組み	148
1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	149
2 景観重要公共施設の整備に関する事項	151
3 屋外広告物の景観形成に関する方針	152
4 自然公園法の特例に関する方針	152
第5章 景観まちづくりの推進施策	153
1 計画の推進	154
2 景観まちづくりの進め方	155
3 景観まちづくりを促す啓発奨励施策	160



美しい渥美半島を守り・つくり、次世代につなぐ

美しい景観は、すぐに完成するものでなく、先人たちが長い年月をかけて作り上げられたものです。私たちが暮らす渥美半島は、時代時代での生活や文化、歴史が重なりあって作り上げられたものであり、今を生きる私たちの歴史等も次の世代に引き継がなければなりません。

今、私たち一人ひとりが個々の美しさと半島全体の美しさを 20 年、30 年先、さらに次世代に引き継ぐため、その将来像の共通認識を持って、今、なすべき景観づくりに取り組み、行動することが大切です。

1 田原市における景観の捉え方

田原市は三方を海に囲まれ、三河湾側の静かな海の生業(なりわい)景観、太平洋側の雄大な自然海岸景観、市内の至る所から目に見える山地景観、大きく広がりのある農地景観、市街地や農漁村の集落地におけるまちなみ景観など多様な表情を持った景観があります。

このような景観は、実際に目に見える色や形だけでなく、地域の歴史や文化から生まれる雰囲気など、五感を通して感じることができる全てを指しています。そして、長い年月をかけて育まれてきた美しいこの田原市の景観は、地域のかげがえのない財産となり、市民一人ひとりの誇りとなっています。

そこで本計画では、田原市の景観の全体像を、自然と市民の生活や産業により創出される歴史あるあるいは文化的風景であるとして、『自然』、『生活・産業』、『歴史・文化』の3つの観点から捉えます。

景観とは

景観法においては、景観について、具体的に定義されていませんが、第2条（基本理念）に、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される」とあり、また、景観は、街並みなどの眺められる対象を示す「景」と、それらを眺める主体である人間の感覚や価値観を表す「観」の2つの文字が組み合わさってきた言葉だと言われています。

田原市の景観を捉える3つの観点



2 策定の背景と目的

(1) 背景

景観は、地域固有の自然や風土、歴史や文化、住民の生活等がつくりだす総合的なものであり、美しいまちづくりにとって不可欠な要素です。そのような認識のもと、国は、平成16年6月に都市、農山漁村等における良好な景観の形成に関する基本理念及び国などの責務を定めた景観法を定め、全国の市町村では法に基づいた景観計画に沿って、景観を重視したまちづくり事業が展開されています。

一方、田原市には豊かな自然や歴史資源、美しい生活空間や活力のある産業群などの景観資源が地域の至る所に分布しており、今後、これらを守り、育て、次世代につなげていくことは、今後の田原市の地域づくりを考えていく上で非常に重要なことです。

しかしながら、市域全体の景観形成にかかわる計画が策定されておらず、基本的な方針が明確になっていないのが実情で、今後の田原市における景観形成の羅針盤となる基本計画の策定が求められています。

(2) 目的

良好な景観形成に取り組むことは、下記のような効果が期待されており、その取り組みにあたっては、市民・事業者・行政の協働により取り組む必要があります。

- ①地域の快適な生活環境を形成する。
- ②地域の魅力やまちの価値を高め、観光振興、交流人口の増加により地域経済を活性化すると同時に、景観の良さが人を呼び込む。
- ③地場産業の振興に貢献する。
- ④地域に住む人々が地域の良さを再認識し、まちに誇りと愛着をもつきっかけとなる。地域がいきいきと元気になる。
- ⑤良好な景観の保全に取り組むことにより、良好な景観が将来の周辺開発行為等により喪失することを未然に防止出来る。

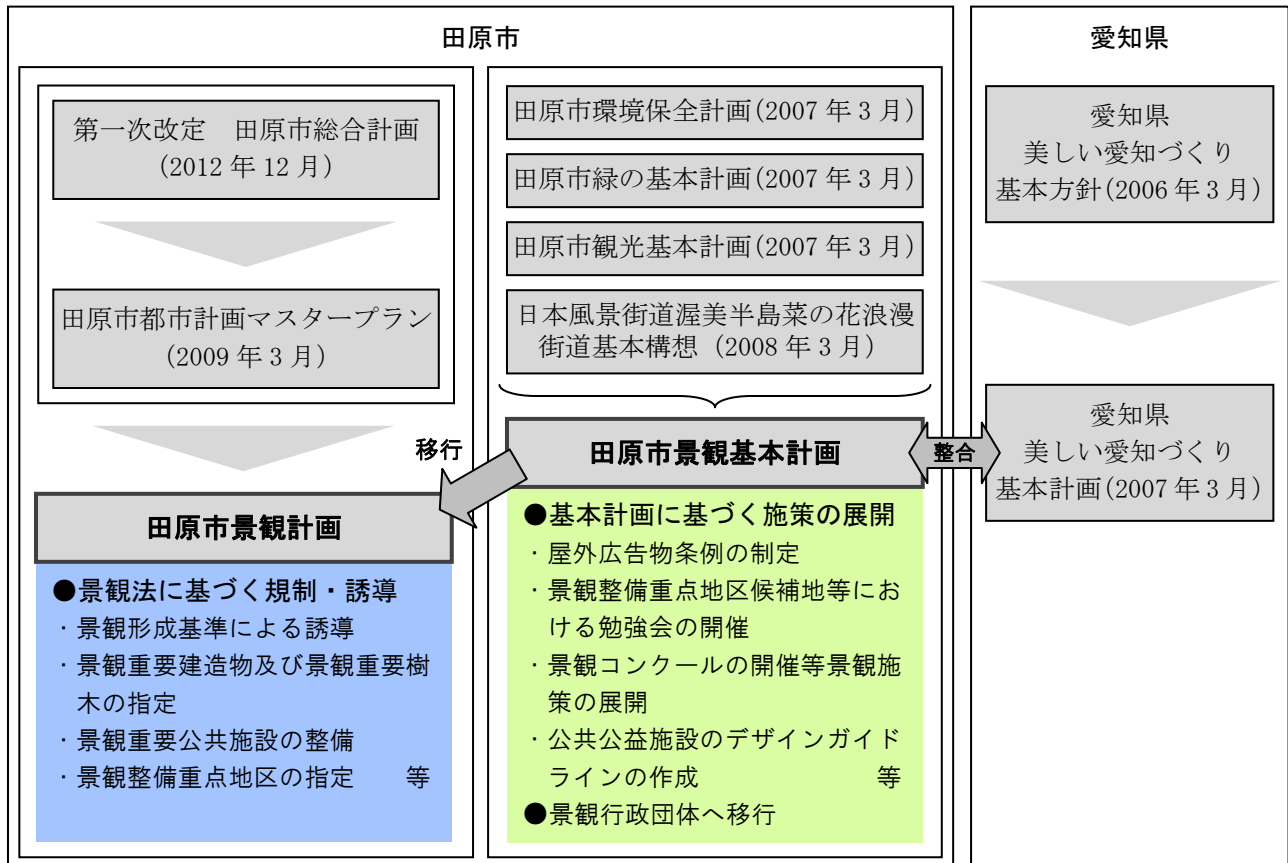
【景観形成の取り組みの必要性（愛知県策定「景観計画策定の手引き」より）】

本計画は、田原市の優れた景観を資産として生かし、美しい渥美半島を次世代に継承するため、本市における景観形成の基本的な方針及び良好な景観形成に向けた整備・保全に関する施策を明らかにすることにより、市民・事業者・行政にとって、目指す方向性を共有することができるマスタープランとして機能するものとします。

3 上位・関連計画における景観基本計画の位置付け

本計画は、景観法第 8 条に基づく計画として、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定め、景観形成の基本的な指針として機能していくものとなるものです。

そのため、計画策定にあたっては、「田原市総合計画」や「田原市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画と整合を図っていきます。以下、上位・関連計画を含めた計画体系の位置付けを示します。



(1) 田原市の景観に関する広域的な位置付け

田原市の景観に関して、広域的な視点から愛知県が策定した美しい愛知づくり基本計画における目的や景観形成の方向性について、以下に整理します。

愛知県美しい愛知づくり基本計画（2007年3月）

①計画の目的

愛知県では、平成18年3月、愛知県の景観形成に関する基本的な考えを示す「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、美しい愛知づくりについての基本理念及び施策の基本となる事項を定めた「美しい愛知づくり条例（平成18年条例第6号）」を制定しました。

この基本方針を踏まえ、条例に基づき、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「美しい愛知づくり基本計画」を策定しています。

②目標

基本目標：未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”

分野別目標：

■多様な生物が共存する『自然景観』

（変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります）

■武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』

（先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します）

■心の豊かさを映し出す『生活景観』

（身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します）

■「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』

（産業により創出される特色ある景観を守り、育みます）

③景観形成の方向性（奥三河・渥美半島地域）

■観光を支える雄大な自然景観と農業景観を保全する

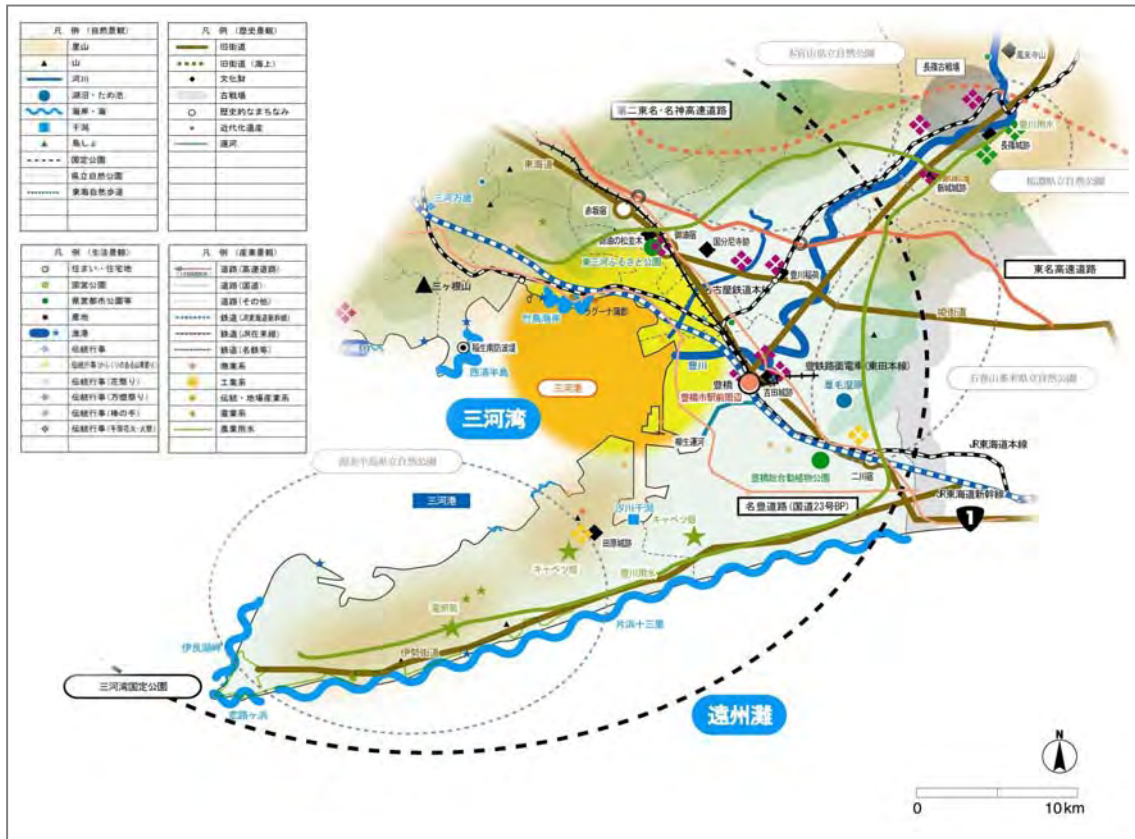
- ・美しい海岸線に代表される自然景観を、地域の観光を支える貴重な自然資源として、また、多様な生物が生息する環境として位置づけ、自らが暮らし続けていく大切な生活環境であることを認識して、後世に地域の財産として伝え残していくことが望まれます。
- ・農業に関わる雄大な景観も地域の財産として捉え、保全するとともに、観光資源としても位置づけて活かしていくことが望まれます。

■貿易港等のダイナミックな産業景観を引き立てる

- ・臨海工業地域等の景観に対して、付近の橋梁上や蔵王山等の眺望の良い箇所から眺めた景観を意識し美しい三河湾と調和するよう、工作物や工場の外壁・屋根等は、色彩等に配慮して、本地域の産業景観の魅力を引き立てていくことが望まれます。

■往時を思い起こさせる街道景観を復興する

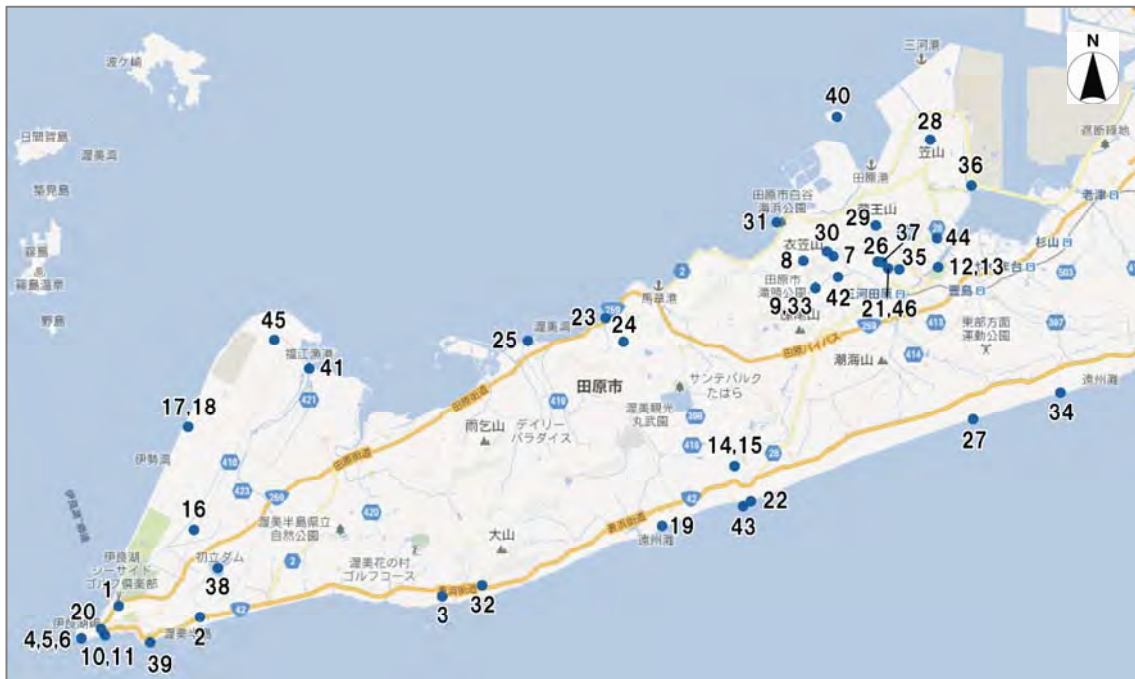
- ・現存する歴史資源を大切に保全しつつ、旧街道やそれにまつわる埋もれた資源に光を当て、物語性の復活と広域的なネットワーク化を図ることで、本地域の持つ歴史を更に深みのあるものとして形成していくことが望まれます。



図序-1 広域景観資源等の分布

【美しい愛知づくり景観資源 600 選】

「美しい愛知づくり景観資源」は、平成 19 年度に一般公募されたもので、中でも田原市は、46 個と最も多い景観資源が指定されています。



図序-2 美しい愛知づくり景観資源マップ（出典：愛知県ホームページに加筆）



田原市
Tahara City

田原市 景観資源リスト

写真	No.	資源名	資源の所在	風景群
	1	菜の花畑 なのはなぼたけ	田原市伊良湖町	渥美半島菜の花浪漫街道
	2	堀切の菜の花畑 ほりきりのなのはなぼたけ	田原市堀切町	渥美半島菜の花浪漫街道
	3	和地の菜の花畑 わじのなのはなぼたけ	田原市和地町	渥美半島菜の花浪漫街道
	4	伊良湖岬灯台 いらごみさきとうだい	田原市伊良湖町	伊良湖岬
	5	伊良湖岬灯台と海辺の遊歩道 いらごみさきとうだいとうみへのゆうほどう	田原市伊良湖町	伊良湖岬
	6	潮騒の伊良湖岬灯台 しおさいのいらごみさきとうだい	田原市伊良湖町	伊良湖岬
	7	衣笠自然歩道 きぬがさしぜんほどう	田原市田原町藤七原	衣笠山
	8	衣笠山からの眺望 きぬがさやまからのちょうぼう	田原市白谷町	衣笠山
	9	滝頭公園と衣笠山 たきがしらこうえんときぬがさやま	田原市田原町滝頭	衣笠山
	10	恋路ヶ浜 こいじがはま	田原市伊良湖町	恋路ヶ浜
	11	恋路ヶ浜海岸線 こいじがはまかいがんせん	田原市伊良湖町	恋路ヶ浜
	12	大潮の汐川干潟と笠山の景観 おおしおのしおかわひがたとかさやまのけい かん	田原市豊島町、豊橋市杉山町	汐川干潟
	13	汐川干潟 しおかわひがた	田原市汐川河口	汐川干潟
	14	電照風景 でんしょうふうけい	田原市高松町	電照風景
	15	夜明けの電照菊ハウス よあけのでんしょうきくはうす	田原市赤羽根町	電照風景
	16	渥美の今昔物語 あつみのこんじゃくものがたり	田原市西山町	西ノ浜風力発電
	17	西ノ浜と発電風車 にしのはまとはつでんふうしゃ	田原市小中山町	西ノ浜風力発電
	18	西の浜の風力発電 にしのはまのふうりょくはつでん	田原市小中山町	西ノ浜風力発電
	19	赤羽根海岸 あかばねかいがん	田原市赤羽根町	
	20	渥美半島サイクリングロード あつみはんとうさいくりんぐろーど	田原市伊良湖町	
	21	池ノ原公園 いけのはらこうえん	田原市田原町池ノ原	
	22	一色の磯 いしきのいそ	田原市高松町	
	23	宇津江漁港 うづえぎよこう	田原市宇津江町	
	24	宇津江坂 うづえさか	田原市宇津江町	

写真	No.	資源名	資源の所在	風景群
	25	江比間海岸の景観 えひまかいがんのけいかん	田原市江比間町	
	26	岡田虎二郎邸宅跡 おかだとらじろうていたくあと	田原市田原町	
	27	表浜の海岸 おもてはまのかがん	田原市南神戸町	
	28	笠山 かさやま	田原市浦町	
	29	蔵王山 ざおうさん	田原市浦町	
	30	シデコブシ群落ネットワーク しでこぶしぐんらくねっとわーく	田原市田原町藤七原	
	31	白谷海水浴場 しろやかいすいよくじょう	田原市白谷町	
	32	「太平洋」とわがまち「土田」 「たいへいよう」とわがまち「どた」	田原市和地町	
	33	滝頭公園の桜並木 たきがしらこうえんのさくらなみき	田原市田原町滝頭	
	34	田原市表浜の砂丘 たはらしおもてはまのさきゅう	田原市六連町浜田境	
	35	田原城跡 たはらしょうあと	田原市田原町	
	36	田原の田園風景と笠山、風車の景観 たはらのでんえんふうけいとかさやま、ふうしやのけいかん	田原市浦町	
	37	つばき公園 つばきこうえん	田原市田原町東山口	
	38	初立池の夕ぐれ はったちいけのゆうぐれ	田原市堀切町	
	39	日出の石門 ひいのせきもん	田原市日出町	
	40	姫島 ひめしま	田原市片浜町	
	41	福江漁港 ふくえぎよこう	田原市福江町	
	42	藤七原のゲンジボタル（庄司川付近） とうしちばらのげんじぼたる（しょうじがわふきん）	田原市田原町藤七原	
	43	弥八島海岸 やはちじまかがん	田原市赤羽根町	
	44	吉胡貝塚 よしごかいづか	田原市吉胡町	
	45	六階建て ろっかいだて	田原市小中山町	
	46	渡辺華山幽居跡（池ノ原公園内） わたなべかざんゆうきよあと（いけのほらこうえんない）	田原市田原町池ノ原	

（出典：愛知県ホームページ）

(2) 田原市の景観に関する上位計画及び関連計画の位置付け

田原市における景観に係わる上位・関連計画として、田原市総合計画、田原市都市計画マスタープラン、田原市緑の基本計画、田原市環境保全計画、日本風景街道 渥美半島菜の花浪漫街道基本構想、田原市観光基本計画等における景観上の課題及び方針等について、以下に整理します。

第一次改定 田原市総合計画（2012年12月・目標年次：平成34年（2022）年）

①計画の目的

田原市総合計画は、市が策定する最上位の計画で、まちづくりの方向性を総合的に示し、将来都市像の実現に向け、市民と行政が一体となって新たな時代のまちづくりを推進していくための「まちづくりの指針」となるものです。

②まちづくりの理念

みんなが幸福を実現できるまち

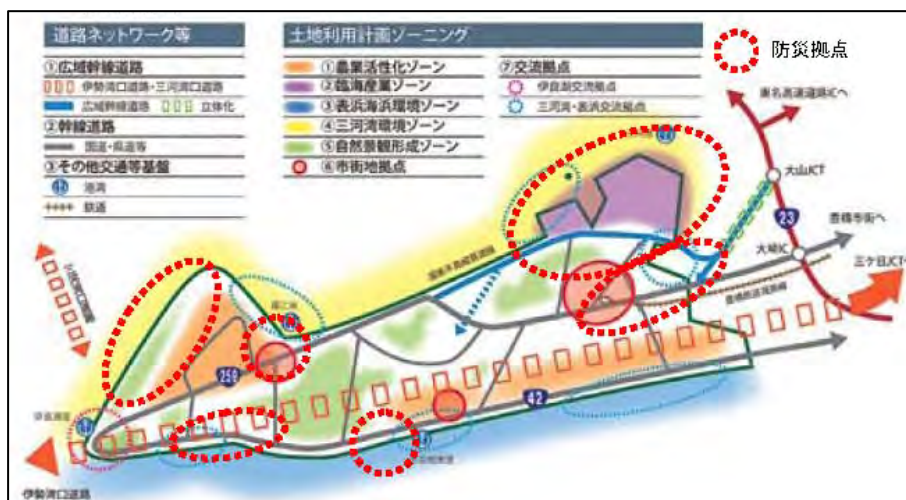
③将来都市像

将来の都市像を「うるおいと活力のあるガーデンシティ」と定め、7つの施策の大綱を定めています。

- 市民環境：みんなで作る美しいまち
- 健康福祉：笑顔とやさしさの満ちあふれるまち
- 産業経済：暮らしを支え、未来を創造するまち
- 都市整備：地域特性を活かした暮らしやすいまち
- 教育文化：ふるさとに学び、人がつなぐ人づくりのまち
- 消防防災：ともに築く安全なまち
- 行 財 政：協働と連携による健全経営のまち

④土地利用計画

土地利用については、本市の地域特性や都市基盤、土地利用の状況等を踏まえ、5つのゾーンと3つの拠点、6つの防災拠点に区分し、それぞれの方向性が定められています。



図序-3 土地利用概念図

■農業活性化ゾーン

基幹産業である農業の活性化を図るとともに、地域の景観・環境の重要な構成要素となっている農地の保全と適正利用を推進

■臨海産業ゾーン

世界有数の自動車港湾である三河港の機能向上を図りながら、企業誘致などによる工業等の産業集積を推進

■表浜海浜環境ゾーン

表浜の自然環境と景観を保全及び観光・レクリエーションの場としての活用

■三河湾環境ゾーン

三河湾・伊勢湾沿岸の自然環境を保全及び観光・レクリエーションの場としての活用

■自然景観形成ゾーン

里山や河川等の保全・利用を推進

■市街地拠点

「田原中心市街地」…市街地拠点として、商業・業務、教育文化、生活・居住など、多様な都市機能の集約

「赤羽根市街地」「福江市街地」…農業や自然と調和した快適な居住環境の形成

■交流拠点

特性を活かした機能整備の推進

■防災拠点

防波堤や海岸防御施設の整備の促進及び避難路の整備等を推進

⑤景観に関わる課題及び方針

【課題】

- 市民が周囲の環境を美しく保つための活動意識の向上
- 本市の有する美しい自然環境や景観の保全
- 豊かな自然環境、田園風景、歴史的資源、まちなみ等、優れた景観財産の保全に対する市民意識の高揚

【方針】

- 景観行政団体への移行、景観に関する条例の制定について検討
- 地域の特性を活かした美しい景観形成の推進
- 本市が有する海や山などの優れた自然環境や美しい景観を適切に保全
- 道路沿線における除草やポイ捨て防止、海岸漂着物の除去、不法投棄の防止等について、継続的な取り組みを実施

田原市都市計画マスタープラン（2009年3月・目標年次：平成42年（2030）年）

①計画の目的

田原市都市計画マスタープランは、田原市域全域を対象として、都市計画によるまちづくりを進めるための指針となるものとして策定されました。

②都市づくりの理念

まち まち
街と町をつなぎ豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

海沿いの2つの軸（国道42号及び259号）上に市街地（街）・集落（町）が展開しているため、今後の都市づくりは「街」と「町」をコンパクトにし、コンパクトな市街地とコンパクトな集落を効率的につなげることが極めて重要です。そのため、これら「まち」のネットワークを形成することにより地域の個性が活かされ、活力を創出し、都市の豊かさと農村・漁村の豊かさを併せもつガーデンシティを目指します。

③景観に係わる方針

a 基本的な方針

- ・ 市域全体にわたる景観基本計画等のマスタープランの策定
- ・ 景観形成の手法
 - a) 優れた景観の保全
 - b) 新しく優れた景観の創出
 - c) 景観阻害要因の除去
- ・ 特に配慮すべき景観形成の分野
 - a) 市街地景観
 - b) 田園景観
 - c) 自然景観 など
- ・ 市域全体にわたってバランスの取れた景観形成
- ・ 市民、事業者及び市が連携した景観形成

b 景観形成に関する具体的な方針

- ・ 田原市景観基本計画（仮称）の策定
- ・ サイン類に関する取り組みの充実
- ・ 市民、事業者及び市が連携して取り組む景観形成の推進

c 重点地域の指定と取り組みの促進

- ・ 景観形成のための重点地域を指定。(以下のエリアは、暫定)

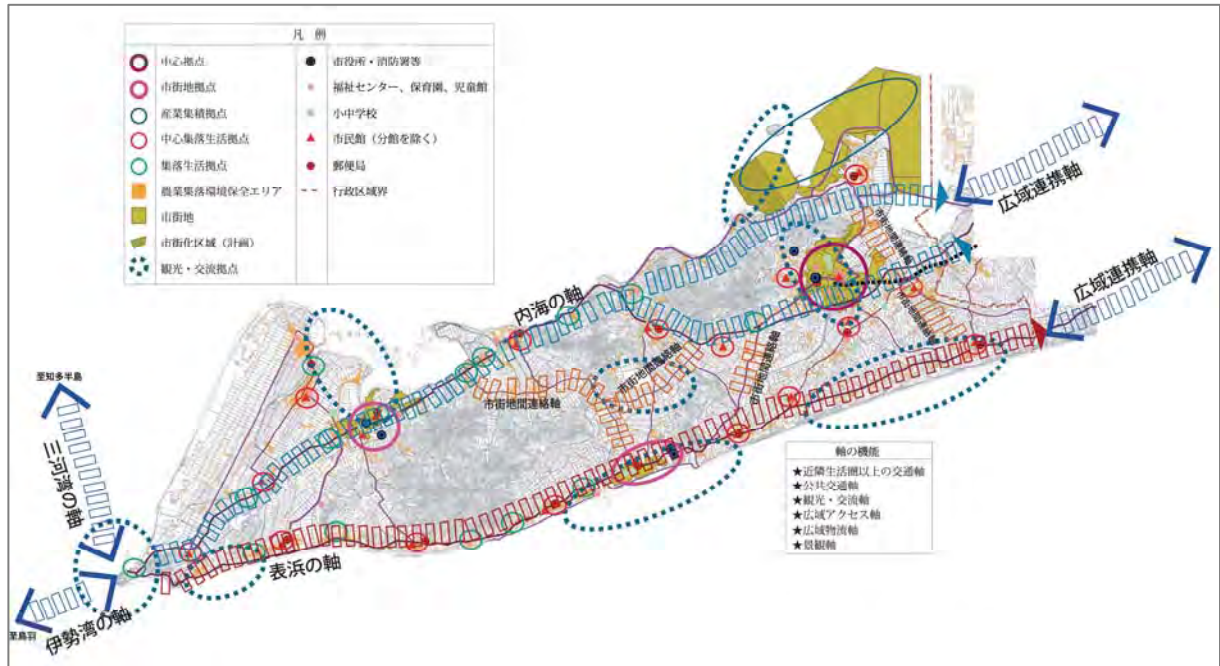
○田原地区整備エリア:<テーマ:城下町の風格ある緑豊かな市街地の形成>

○赤羽根地区整備エリア:<テーマ:魅力ある観光交流空間の整備>

○福江地区整備エリア:<テーマ:まちの歴史を活かしたにぎわいと癒しの空間形成>

○臨海産業地域整備エリア:<テーマ:人と海が交わる拠点づくり>「田原臨海景観計画」

○景観整備特定地区:片西・浦片土地区画整理事業地区を含む田原公共埠頭周辺地区



図序-4 都市構造図

田原市緑の基本計画 「シンボル公園ネットワーク計画書」(2007年3月・目標年次：平成28年(2016)年)

①計画の目的

今後の田原市における緑の環境形成のあり方を体系的に示す計画として策定されました。

②基本理念と基本方針

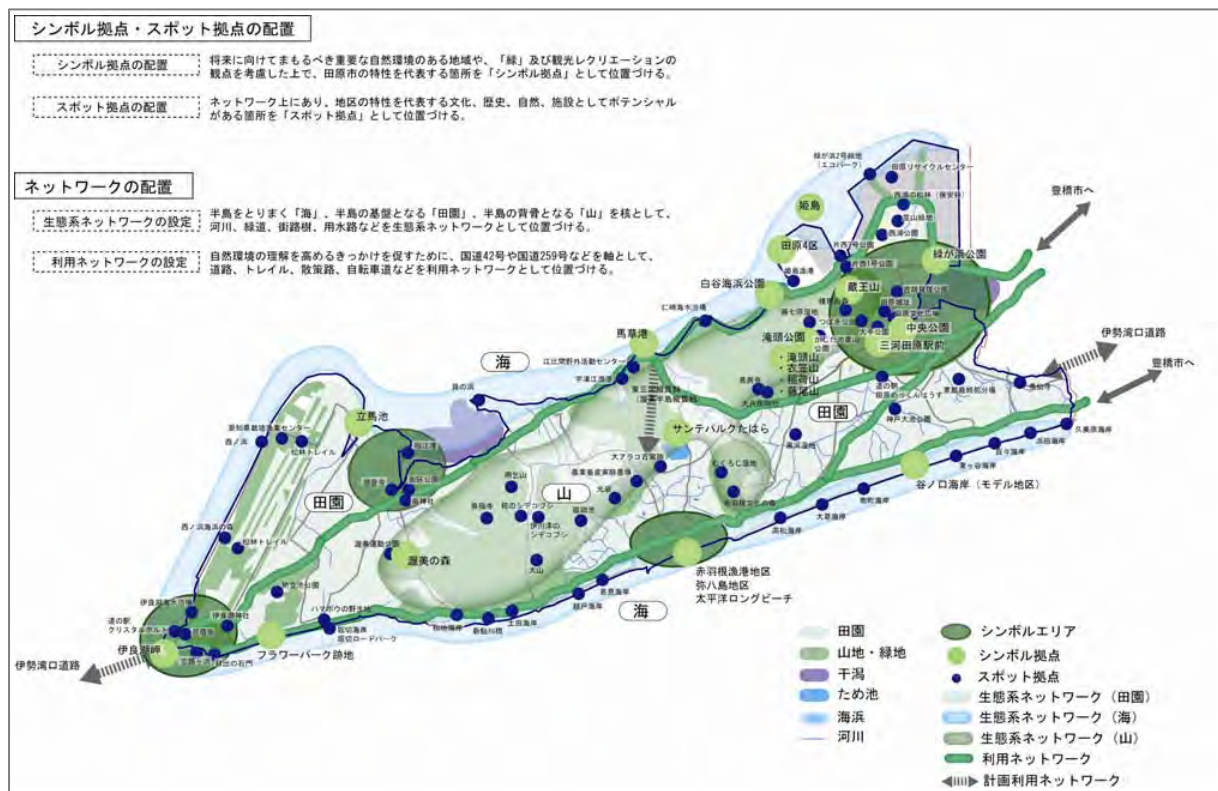
基本理念を「みんなでまもり、つくり、はぐくむ豊かな自然のある暮らし ガーデンシティ たはら」とし、これを実現していくための基本方針として、

- ・ たはらの骨格となる自然を守る
- ・ たはらしらしい身近な緑をつくる
- ・ たはらの豊かなくらしは市民がはぐくむ

を掲げています。

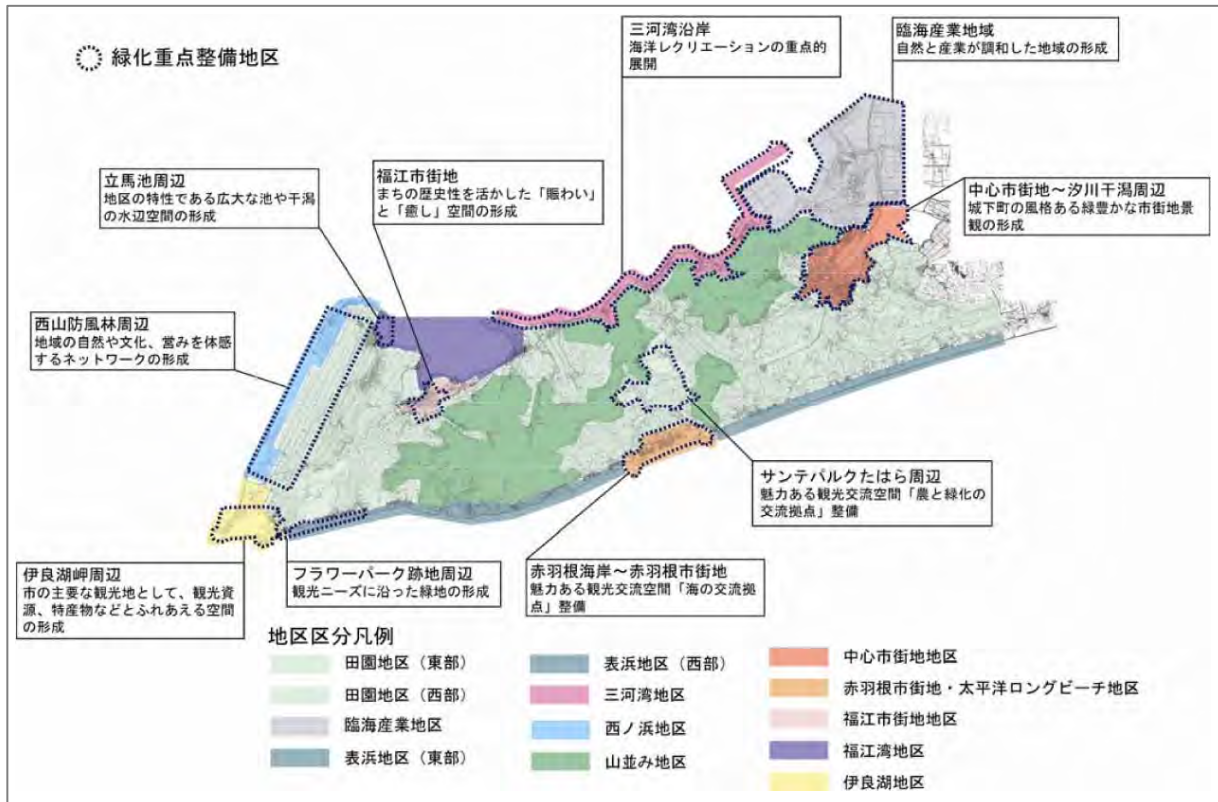
③緑地の配置

緑地の配置については、次のように定めています。



図序-5 緑地の配置計画図

④緑化重点整備地区



図序-6 緑化重点整備地区

⑤景観に係わる課題及び方針

【課題】

a 骨格となる景観

- ・半島の背骨となる山地、基盤となる農地、半島をとりまく海といった景観は、田原を印象づける代表的な郷土景観として保全
- ・骨格となる景観を臨む視点場の整備

b 田原市を印象づける景観

- ・市街地（田原・赤羽根・福江）は、社寺林、屋敷林を保全し、緑量を増加させ景観の質を向上
 - ⇒例えば田原市街地は田原の城下町といった、テーマのある景観形成を目指し統一感のある美しい街並みとするように配慮
- ・臨海工業地帯周辺は、うるおいと親しみのある緩衝緑地帯の創出
- ・伊良湖周辺は、緑量を増加させ観光地として一体的に景観の質を向上
- ・西山地域の防風林緑地の保全
- ・田原市の玄関口を演出する緑の景観の創出
- ・田原市を印象づける景観については、それぞれの地域の特色を示す身近な郷土景観との意味合いから、その背景である骨格となる景観との調和が必要

【方針】

a たはらの骨格となる自然をまもる

- ・ 蔵王山、滝頭山、衣笠山、稻荷山、藤尾山、大山、雨乞山などの山、遠州灘、三河湾に面する海岸や海岸斜面林などの樹林、郊外に広がる水田や畑地、平地林を含めた田園については、骨格となる景観としてその保全を図る。
- ・ 市街地（田原・赤羽根・福江）の屋敷林や社寺林、街路樹などの植栽の緑は、田原を印象づける景観要素であることから、その保全を図る。

b たはららしい身近なみどりをつくる

- ・ 観光地である伊良湖岬周辺や、市の玄関口である道の駅クリスタルポルト及び三河田原駅前には、周囲景観と調和のとれた景観の質を向上させる緑のさらなる創出を図る。
- ・ 臨海工業地帯周辺については、うるおいと親しみのある緩衝緑地帯の創出を図る。
- ・ 街路樹や都市公園などの都市の緑は、良好な都市景観を形成する上で不可欠なものであることから、市街地における身近な緑のさらなる創出を図る。
- ・ 骨格となる景観や特徴的な景観や風車などを臨む視点場のさらなる創出を図る。

田原市環境保全計画

(2007年3月、2013年中間改定・目標年次：平成28年(2016)年)

①計画の目的

田原市環境保全条例で定める望ましい環境像を実現するために策定されました。

②計画の目標

目標とする環境像として「豊かな自然を育みともに生きるガーデンシティ田原」を設定するとともに、これを実現していくための分野別環境像として、

- ・ 多様な自然が宿るまち
- ・ 資源が循環する持続可能なまち
- ・ 空気や水がきれいでさわやかなまち
- ・ うるおいのある暮らしやすいまち

を定めています。

③景観に係わる課題及び方針

【課題】

- ・ 良好な景観を次世代につなげるため、田原市の景観形成の基本的な方針である田原市景観基本計画（H25.3策定）に基づき、美しい景観づくりを推進

【方針】

a 魅力ある街並み景観の形成

- ・ 田原市景観基本計画に基づき、景観資源の保全及び良好な街並み景観の誘導
- ・ 景観形成に関する住民参加手法の検討

b 田園景観の保全

- ・ 田原市を特徴づける景観として、田畑や漁村などの田園部の景観を保全

c 田原城趾周辺の総合的な整備

- ・ 田原城跡一帯を歴史的拠点として整備するため、基礎資料調査及び整備の方向性を検討
- ・ 城下町として、歴史的価値の高い建造物等の指定保存、歴史的施設・建造物の復元・修復を実施

d 自然・歴史・文化資源のネットワーク化

- ・ まちの魅力を再発見し、自然や歴史文化と暮らせるまちづくりを進めるため、既存の天然記念物や文化財等、自然・歴史・文化資源を市民やNPO等と協力して掘り起こし、ネットワーク化

日本風景街道 渥美半島菜の花浪漫街道 基本構想（2008年3月）

①基本構想の目的

菜の花浪漫街道は、渥美半島の魅力や美しさを発見、創出するとともに、地域資源を活かし渥美半島の原風景を創成する運動を市内全域に促し、地域活性化及び観光振興等への波及を期待するものとして策定されました。

②基本理念

花が彩る潮騒の エコ ガーデン ロード
— 環境共生の 道づくり・郷づくり・人づくり —

③景観に係わる課題及び方針

【課題】

- ・自然環境の劣化のおそれ（全域）
- ・情報提供・案内誘導不足（特に表浜海岸へのアクセス道路）
- ・荒地や遊休農地の放置、農地からの土壌流出（全域※特に市境、市街地の周辺部）
- ・枯松等による景観の阻害（伊良湖岬～西ノ浜・和地、宇津江～高木 等）
- ・沿道の雑草等の放置（全域（特に国道 259 号の集落から離れた所）
- ・廃屋や廃店舗等の放置（市街地周辺）
- ・看板類の乱立（全域）
- ・電柱類等による景観の阻害（全域）
- ・ゴミの不法投棄（全域）
- ・市街地における緑量不足（市街地）
- ・無秩序な宅地化・商店の立地進行（市街地周辺）
- ・視点場や観光拠点の整備不足（宇津江～福江、国道 42 号沿線）
- ・変化に乏しい景観（全域※特に国道 42 号）
- ・景観になじまない構造物の存在（全域）

【方針】

- ・自然環境の保全（維持・復元を含む）
- ・案内看板の改善（看板の設置、エントランス性の高い景観演出等）
- ・農地の管理と遊休農地の活用
- ・松林の再生（枯松の伐採・除去と植樹）
- ・廃屋（または廃店舗）の活用と撤去推進
- ・看板類の整序（不要な看板の撤去、統一看板への集約）
- ・電柱等の改善（景観や眺望への配慮）
- ・緑量の向上（公共用地や民有地の緑化、沿道花壇への植栽・花植え等）
- ・良好な住環境と農村景観の保全
- ・ビュースポットの整備、休憩施設の整備
- ・農村景観の保全
- ・道路付属物の改修（景観等への配慮）、建築物の景観配慮

田原市観光基本計画（2007年3月）

①計画の目的

地域の特性を活かした観光立市を目指して、新たな視点に立った観光資源の開発、観光資源のネットワーク等による観光魅力度の向上、効果的な情報収集・発信手法等を含む観光振興のマスタープランとして策定されました。

②基本コンセプト

計画の基本コンセプトを「常春・渥美観光の再生」とし、これを次のように説明しています。

- ・多彩な地域資源を最大限活用した「まるごと渥美半島観光」
- ・海に囲まれた里山・渥美半島で四季を通じて「見る」「食べる」「体験する」が満喫できる旬産旬時とれたて新鮮な心安らぐスローライフ型観光

③景観に係わる課題及び方針

【課題】

a 魅力不足であるが磨けば光りそうな観光資源

- ・伊良湖岬周辺：雰囲気づくり、イメージづくりが必要
- ・花：「渥美半島＝花」のイメージがあるが現状では魅力に乏しい。花の名所づくりが必要

b 今の田原にはないが今後必要と思われる観光資源

- ・車窓からの美しい景観：移動中に車窓から見る風景が大切。農地も景観要素として活用すべき
- ・自然や歴史・文化など田原の強みでもある資源が十分に活用されていない。それらの活用による田原市の観光魅力の向上

c 田原市観光に対するニーズ

- ・“温泉”や“癒し”などの旅行ニーズに対していかに応えていくかが課題

d 半島の特性の活用

- ・半島の特性を活かした周遊ルート
- ・海上交通を活かした魅力づくり

【方針】

a 新たな視点に立った観光資源の発掘・開発・創造による観光魅力度の向上

- ・田原市が誇る様々な地域資源の活用
 - 新田原市観光のイメージの創出、地域全体の観光魅力度の向上
- ・歴史資源、自然資源の再発掘と他資源との連動
 - 町歩き型観光資源の発掘

b 観光資源の開発

- ・ 風景街道（シーニック・バイウェイ）の活用
 - 半島全体の風景を鑑賞しながら周遊できる街道の事業推進
 - 田園風景、花の活用、サイン・標識なども含めた整備を検討
- ・ 伊良湖フラワーパーク跡地整備
- ・ 伊良湖岬周辺観光整備
 - 伊良湖観光再生に向け、「恋人の聖地」選定による新たなイメージづくり、漁港の活用、散策ルートの充実、物販・飲食機能の強化など、伊良湖岬周辺の観光整備を検討
- ・ 三河田原駅及び周辺整備
 - 豊橋鉄道渥美線・三河田原駅の再整備により、駅前周辺の街並み整備を検討
- ・ 歴史と文化、自然の散歩道の整備推進
 - シンボル公園ネットワークを活かした、歩いて巡る観光地づくりを推進

c サイン・看板の整備、快適な移動環境整備

- ・ サイン・看板の見直し
 - 主要観光ポイントへの誘導サインの見直し、半島全体のマップ整備、各地における看板等の見直し、不要看板の撤去、観光案内看板を設置

(3) 上位計画・関連計画の整理

これら上位計画及び関連計画より導き出される田原市における景観形成に関するポイントは、以下のとおりです。

■景観形成の範囲

市域全体にわたった景観形成が必要であり、また、地域特性を活かした美しい景観づくりが必要です。

■景観形成のための重点地域の指定

重点的に景観形成を整備するポイントを指定する必要があります。

■景観形成の取り組み方

市民、事業者、市が連携し、市は市民意識の向上や景観形成に関する住民参加の手法について検討する必要があります。

■景観形成の手法

「優れた景観の保全」、「優れた景観の創出」、「景観阻害要因の除去」があげられます。

■景観形成の分野

自然景観、海岸景観、市街地景観、集落景観、工業地景観、農地景観、歴史的景観、眺望景観等について整理が必要です。

■重要な景観要素

伊良湖岬周辺、三河田原駅前、臨海工業地帯周辺、田原城址周辺においてまちの魅力の再発見や地域資源の掘り起こしが必要とされています。

■景観要素のネットワーク

歴史資源、文化資源、自然資源等のネットワーク化が必要とされています。

■具体的な方策

- ・骨格となる景観や特徴的な景観を臨む視点場の整備
- ・歴史的価値の高い建造物や樹木の指定保存
- ・散歩道の整備、サインや看板類
- ・電柱電線類、道路付属物の改善による快適な移動環境の整備
- ・耕作放棄地の活用
- ・松林の再生
- ・廃屋や廃店舗の活用と撤去等

4 計画期間と見直し

本基本計画の計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの概ね 10 年間とします。

なお、景観基本計画の基本的な理念や方針について大幅に見直す必要性が生じる機会は少ないと考えられますが、地域における景観まちづくりの実践の段階で必要な項目を基本計画内で明記する必要性が生じた場合、部分的な改訂を行います。

また、「田原市総合計画」、「田原市都市計画マスタープラン」、「田原市緑の基本計画」などの上位・関連計画の見直しなどに応じて、実情に即した計画内容の見直しを行います。

5 全体の構成

本計画は、以下の構成として整理・とりまとめをしています。

序章 田原市景観基本計画とは

景観の捉え方、田原市景観基本計画の役割や上位・関連計画における位置付けなどについて整理しています。

第1章 田原市の景観特性

- 1 田原市の景観の特徴を示しています。
- 2 田原市の景観特性と課題を整理しています。

第2章 景観基本計画の区域と方針

- 1 景観基本計画の対象とする区域を示しています。
- 2 景観形成の基本理念と目標を示しています。
- 3 4つのエリアと2つの景観軸の景観特性と課題を整理し、各エリアの景観形成方針を示しています。
- 4 市内で特徴的な景観を有している地区の特性とその方向性を示しています。

第3章 田原市における 景観形成に向けて

景観づくりの誘導の枠組みや、景観形成の実現方策（届出対象行為や景観形成基準等）を示しています。

第4章 良好な景観形成に向けた 取り組み

良好な景観形成に向けて、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針や、景観重要公共施設の整備に関する事項等を示しています。

第5章 景観まちづくりの推進施策

景観まちづくりに向けた市民・企業・行政の役割を示し、協働による景観まちづくりの推進施策を示しています。

1 田原市の概況

(1) 景観の特徴

田原市の景観特性は、海岸や山、農地等の自然的景観、田原城跡や寺下通り等の歴史的景観、田原市街地や福江市街地等の市街地景観と赤羽根市街地等の集落景観に大きく分類でき、多様な景観により構成されています。

これらの景観の中でも、太平洋ロングビーチや表浜海岸等からの海の眺め、蔵王山や衣笠山等から望む海や農地、集落の眺め、広大なキャベツ畑や温室群等の眺望景観は、田原市が誇る代表的な景観の一つです。

また、国道や鉄道から眺めることができる広大な農地や山並み、道路沿いの菜の花畑等の沿道景観も特徴的な景観の一つです。



風光明媚な伊良湖岬の眺め



田原城跡



田原市街地の眺望



雄大な太平洋ロングビーチ



蔵王山からの良好な眺め



広がりのあるキャベツ畑



農地と蔵王山等



菜の花畑の沿道景観

(2) 景観構造

田原市のランドマークとしては、市街地や集落、国道、海岸等から見える山、灯台、風車等があります。

また、人が集まる結節点としては、駅や市役所等がある田原市街地に多く見られます。縁としては、三方の海辺や河川、山裾などがあります。

軸としては、国道（42号、259号）等の幹線道路や豊橋鉄道渥美線といった鉄道が機能しています。

まとまりのある地域としては、農業ゾーン、山地ゾーンが大きな地域として占めており、田原、福江、赤羽根の市街地ゾーン、臨海工業地ゾーンが地域としてまとまっています。

【ランドマーク（目印）】



伊良湖岬灯台



福江の火の見やぐら



田原市役所

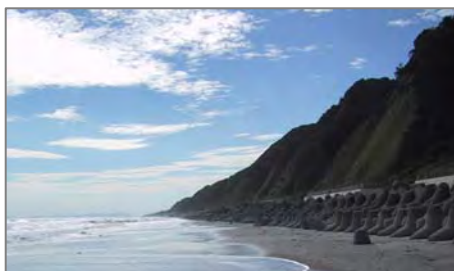


三河田原駅

【縁（地形の変化点）】



汐川



海食崖（ほうべ）

【軸】



国道 42 号



国道 259 号

【地域（地域のまとまり）】



緑の豊かな集落



温室群

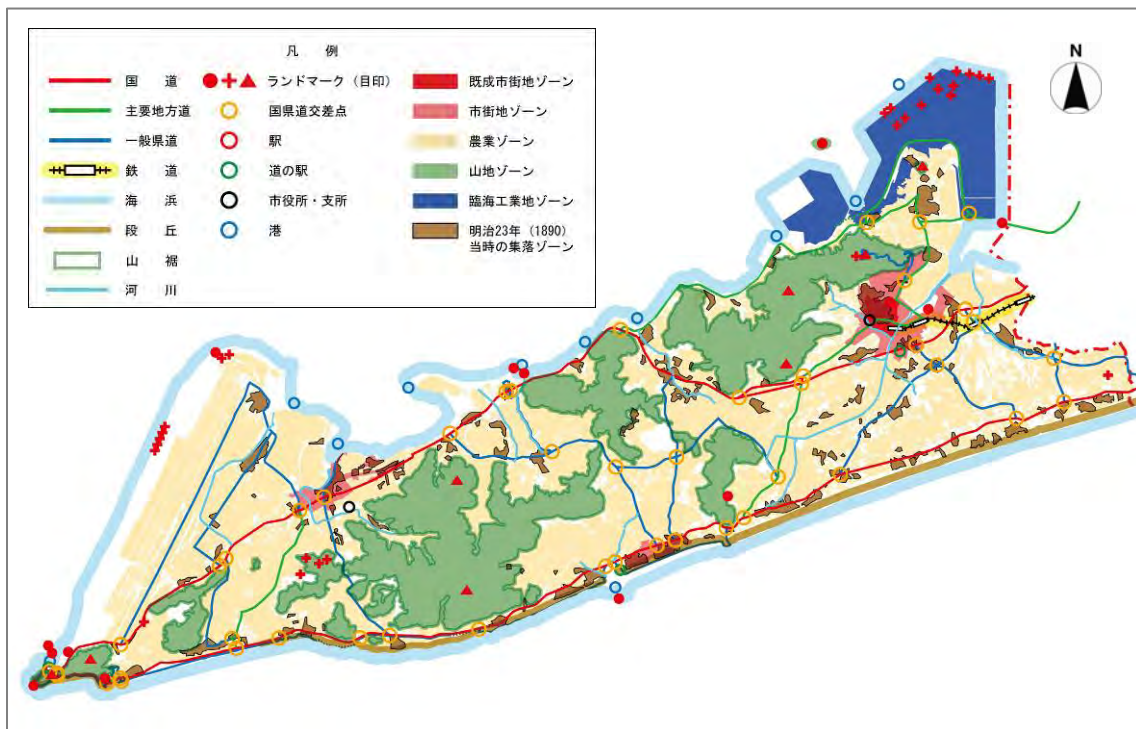


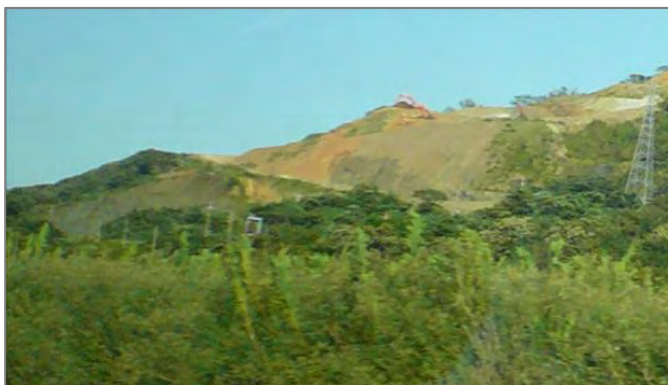
図 1-1 景観構造図 (重ね図)

(3) 景観形成に関する法規制の実態

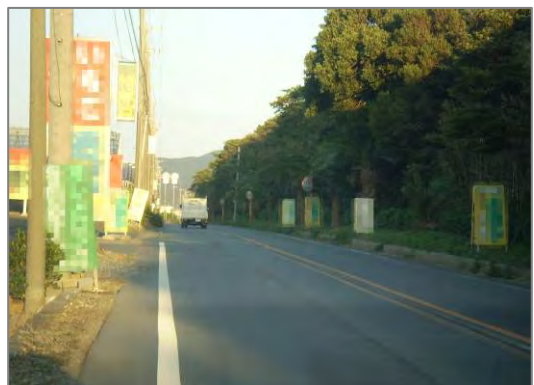
田原市のほぼ全域が自然公園区域に指定(約94%)され、その内2割が国定公園の特別保護地区や第1~3種特別地域、または県立自然公園の第3種特別地域に指定されています。

なお、市域のほぼ全域が森林法による保安林区域、自然公園法による自然公園区域、農業振興地域の整備に関する法律による農用地域等のいずれかに指定されているものの、自然公園の普通地域のような規制が比較的緩い指定となっている場所が多いのが実態となっています。

そのため、自然公園区域とはいうものの山肌が表出していたり、野立て看板等が乱立して設置されている場所もあり、自然公園区域としてのイメージと調和していない景観が一部で見られています。



山肌が表出している山



沿道の野立看板

(4) 大規模な開発行為や土地利用等の実態

4階以上の建物は、田原市街化区域内にほとんど集積していますが、伊良湖岬周辺でも4階以上の建物が見られます。大規模な建物は、配置や見る場所によっては山並みを分断することがあります。

土石採取等の開発は、三河湾国定公園区域及び渥美半島県立自然公園区域の普通地域に多く、土石採取によって山肌が表出し、山地景観を阻害しています。

田原市の特徴的な景観の一つである農地については、2,500㎡以上の大規模な農地転用は部分的にまとめて行われていますが、2,500㎡未満の小規模の農地転用は全市的に行われています。また、耕作放棄地も全市的に分布しており、和地町の一部では大規模な区域が見られています。

農地が無秩序に転用されたり、大規模な耕作放棄地が今後点在することになると、広がりやまとまりのある農地の景観を阻害してしまいます。



大規模な耕作放棄地



土石採取された山肌

(5) 屋外広告物の実態

屋外広告物は、田原市街地及びその周辺区域において大型店舗用等の広告看板が見られ、また、国道と県道の交差点部では、集合看板等が設置されている箇所があります。伊良湖岬周辺は、国定公園の特別地域に指定されていますが、観光用の屋外広告物等が一部見られます。

屋外広告物は、設置の仕方によっては蔵王山や衣笠山など田原市にとって象徴的な山やその山並みが道路沿道等から眺望できなくなったり、また、屋外広告物が乱立することが懸念されるため、適切なコントロールが必要です。



大きな屋外広告物



乱立する屋外広告物

2 田原市の景観特性

(1) 自然的景観（海・山・農地・地形）

【海の景観】

- ・田原市は、三方を海に囲まれ、三河湾側の内海は、波も穏やかで海苔の養殖や潮干狩りなど、生業としての景観が眺められます。また、大型のタンカーが往来する姿も特徴的な景観の一つです。
- ・一方、太平洋側の外海は、波も高く、太平洋ロングビーチではサーフィン利用者も見られます。また、海岸沿いは片浜十三里といわれる直線状の海岸となっており、高さ 20m 以上もある海食崖（ほうべ）が太平洋の荒波に浸食されて切り立つ姿は、大自然の雄大さが見られる特徴的な景観の一つです。



内海の風景



海苔の養殖風景



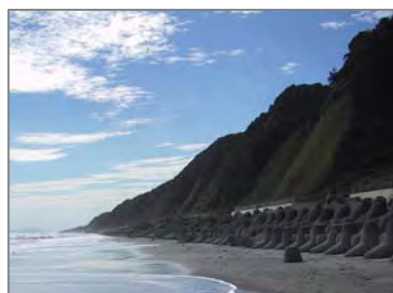
潮干狩り



恋路ヶ浜



片浜十三里



海食崖（ほうべ）

【山の景観】

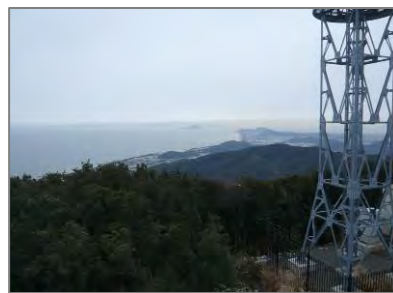
- ・渥美半島の中央部には、赤石山系の端に当たる標高 300m程度 の山が点在して一連の山並みを形成しており、市内の多くの場所からその姿が眺められます。
- ・渥美半島で最も高い大山 (327.9m) や田原市を代表とする蔵王山 (250.4m) では、360° の大パノラマが展望台から眺められ、太平洋や三河湾が一望できます。



山並み



蔵王山からの大パノラマ



大山から伊良湖岬の眺め

【農地の景観】

- ・野田町や馬伏町等でまとまりのある水田が分布しています。西山町や六連町等には広大なキャベツ畑が集積し、和地町や赤羽根町では電照菊の温室群がまとまりのある農地景観として特徴的です。
- ・大根のはざかけの風景はこの地方の冬の風物詩でしたが、現在では非常に少なくなり、記憶の中での風景になりつつあります。



水田



キャベツ畑



電照菊の温室群



大根のはざかけ



大根のはざかけ



葉タバコ

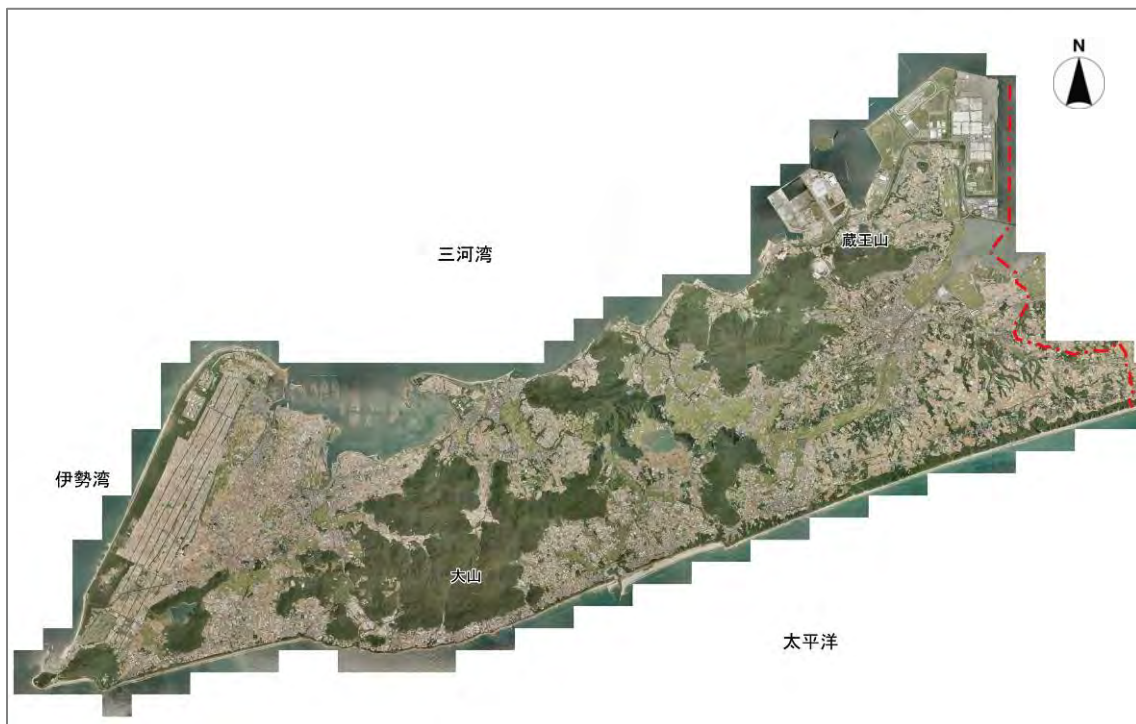


図 1-2 航空写真

【地形】

- ・ 渥美半島は、太平洋側の海食崖（ほうべ）から三河湾側に向けて傾斜している地形で、西側の伊良湖岬に向かって標高は低くなっています。
- ・ 衣笠山や大山付近が、市内で標高が高くなっています。

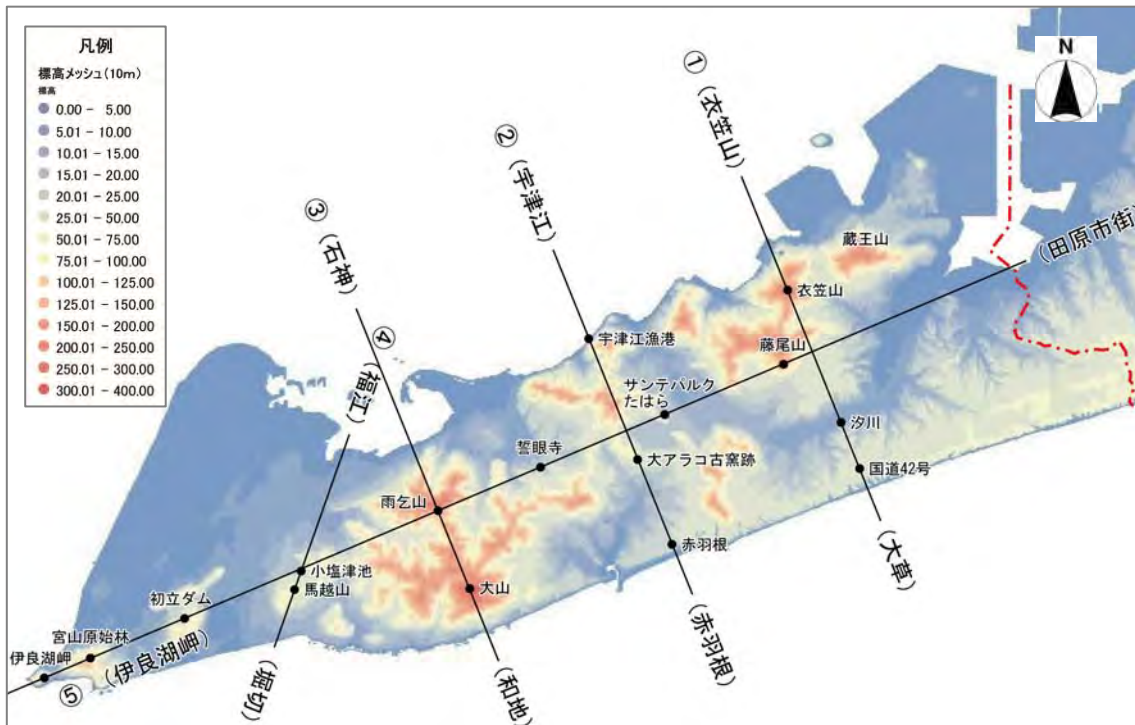


図 1-3 標高図

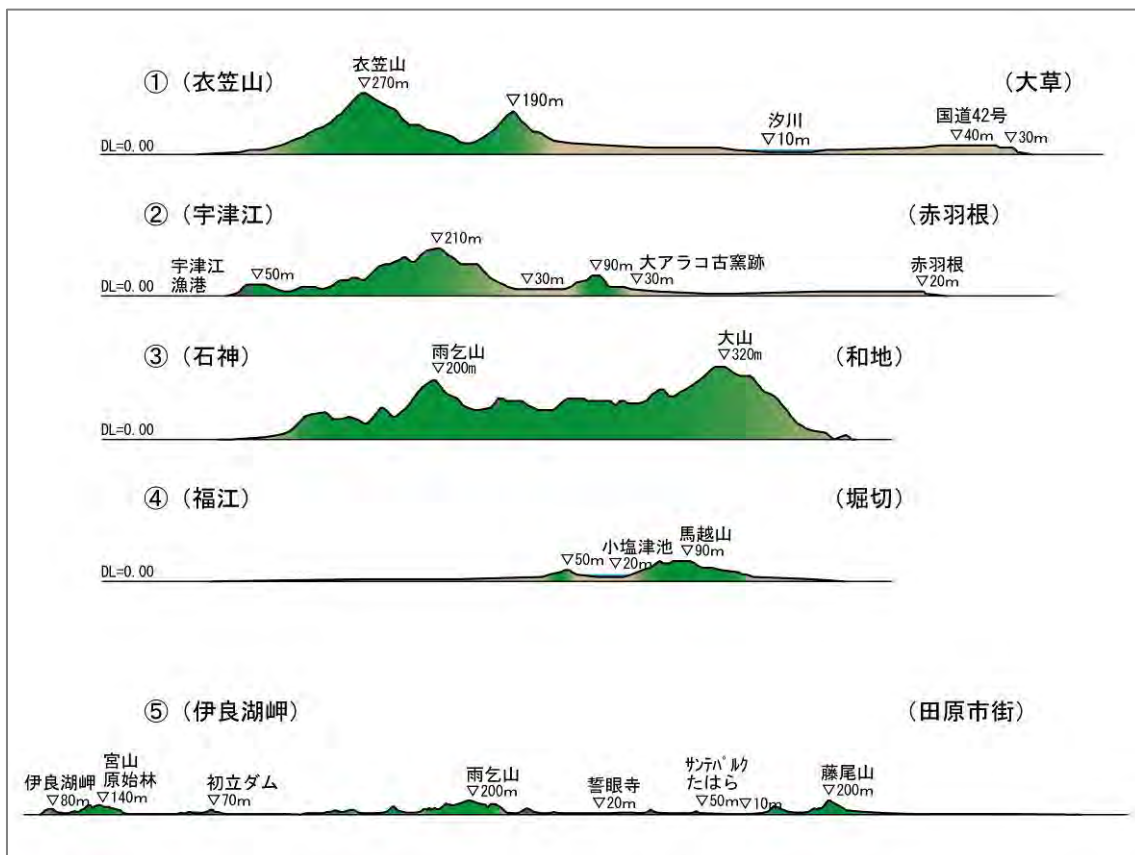


図 1-4 断面図

(2) 歴史的景観

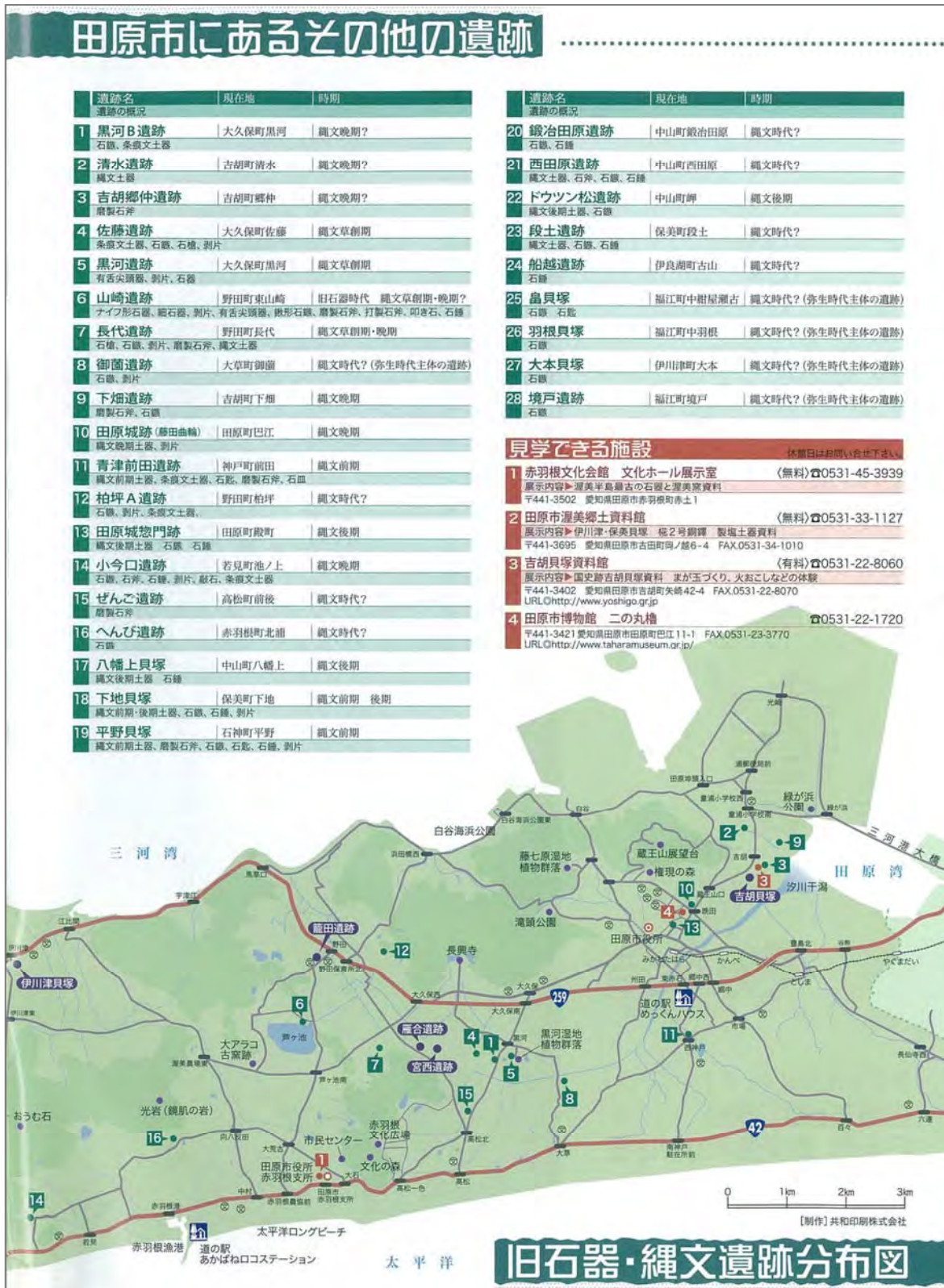
【貝塚・古墳・古窯跡等】

・渥美半島では、旧石器時代の石器が、川地遺跡、籠田遺跡等から見ついていることから、後期旧石器時代後半（約 24,000 年前）から人々が暮らし始めていたようです。



図 1-5 旧石器・縄文遺跡分布図

- ・吉胡、伊川津、保美等の大規模な貝塚では埋葬人骨が大量に発掘され、全国に知られていますが、吉胡貝塚を除いて、多くの遺跡や貝塚は人の目にも付きづらく、景観的資源として認知・形成されていないのが現状です。
- ・渥美半島では、12世紀の初めから13世紀の頃にかけて焼き物づくりが盛んでした。なお、渥美半島に分布している古窯をまとめて「渥美古窯」と呼び、その古窯跡は全国的にも有名で、今後はこれらを景観資源として、文化財指定による保護、継承する必要があります。



(出典：田原の文化財ガイド I)

【文化財】

- ・国、県及び市指定の文化財として、史跡や天然記念物、建築物等が指定されています。
 なお、文化財は田原城跡周辺、福江市街地周辺、伊良湖岬周辺に集まっており、一部山地部分周辺にも集積しているほかは、渥美半島の至るところに点在しています。

指定文化財一覧					国指定文化財					市指定文化財								
種別	名称	数量	所有者・管理者	指定年月日	種別	名称	数量	所有者・管理者	指定年月日	種別	名称	数量	所有者・管理者	指定年月日				
史跡	百々陶器窯跡	495㎡	田原市	大 11. 3. 8	史跡	遠辺南山 池ノ原遺跡	1,327㎡	田原市	平 4. 6.25	史跡	血焼12号窯	75.6㎡	田原市	平 5. 3. 4				
	吉胡貝塚	11,017.243㎡	田原市	昭 26.12.26		天然記念物	龍池古墳	416.35㎡	田原市		平 15.10. 3	天然記念物	中世墳墓	224㎡	泉福寺	平 17. 3.25		
	大アラコ古窯跡	2,923.45㎡	田原市	昭 46. 1.12			天然記念物	参道石段	265段		泉福寺		平 17. 3.25	天然記念物	新美古墳	227.76㎡	田原市	平 20. 6.30
	伊良湖東大寺瓦窯跡	421.22㎡	田原市	昭 42.12.11				天然記念物	藤七原湿地植物群落		5,417.67㎡		田原市		平 3. 3.22	天然記念物	大久保神社のやまもの木	1樹
天然記念物	宮山原始林	38,816㎡	田原市他	昭 29. 8. 3	天然記念物	大久保神社の椎の木	1樹		大久保神社	平 4. 6.25	天然記念物	野田小学校のホルトの木	2樹	田原市	平 4. 6.25			
	桜のシデコブシ自生地	399.3㎡	永田正之	昭 45. 6.19		歴史資料	当行寺の横の木	1樹	当行寺	平 4. 6.25		歴史資料	ハマセンダン	1樹	田原市	平 5. 3. 4		
歴史資料	渥辺南山関係資料	1件	田原市	昭 53. 3.24	歴史資料		シイの木	1樹	泉福寺	平 17. 3.25	歴史資料		光岩	9mX22m	田原市	平 12. 4.11		
	史跡	城宝寺古墳	622.50㎡	城宝寺		昭 50.12.26	建造物	護摩堂	1棟	長仙寺		昭 44. 8.25	建造物	山門並びに二王像	1棟、1対	長仙寺	昭 44. 8.25	
血山古窯群		1,200㎡	和地自治会	昭 42. 3.17	建造物	蔵王寺山門		1棟	蔵王寺	平 4. 6.11	建造物	田原藩御納戸書籍他		3件	田原市	昭 63. 7. 1		
伊川津貝塚		430.9㎡	伊川津神明社	昭 49.10. 9		建造物		大般若経	31巻	泉福寺		平 5. 3. 4		建造物	大般若経	31巻	泉福寺	平 5. 3. 4
天然記念物		黒河湿地植物群落	5,462㎡	田原市	昭 46. 2. 8			建造物	源氏問書	5冊	田原市	平 9. 3.12			建造物	常光寺古文書	4枚	常光寺
	ハマボクの野生地	297.6㎡	田原市	昭 30. 7. 1	建造物	常光寺古文書	4枚		常光寺	平 13. 3.23	建造物	琢輝堂門籍(橋山殿)他	4件	田原市		昭 63. 7. 1		
天然記念物	伊川津のシデコブシ	100㎡	馬伏自治会	昭 42.10.30		建造物	榑槽山印額他	8件	田原市	昭 63. 7. 1		建造物	榑槽山印額他	8件	田原市	昭 63. 7. 1		
	彫刻	木造觀世音立像	1軀	長興寺	昭 30. 5. 6		建造物	高山四皓(渥辺船山筆)他	31件	田原市	昭 63. 7. 1		建造物	高山四皓(渥辺船山筆)他	31件	田原市	昭 63. 7. 1	
彫刻		大日如来坐像	1軀	大日庵	平 6. 3.14	建造物		大日如来坐像	1軀	大日庵	平 6. 3.14	彫刻		阿彌陀如来立像	1軀	成道寺	平 16. 3.26	
	彫刻	阿彌陀如来立像	1軀	成道寺	平 16. 3.26		彫刻	十一面觀世音菩薩立像	1軀	泉福寺	平 17. 3.25		彫刻	十一面觀世音菩薩立像	1軀	泉福寺	平 17. 3.25	
彫刻		秋津飛鳥鏡	1面	豊島神社奉賛会	平 5. 3. 4	彫刻		業師如来坐像	1軀	泉福寺	平 17. 3.25	彫刻		業師如来坐像	1軀	泉福寺	平 17. 3.25	
	彫刻	馬伏皇神楽用具	1式	馬伏自治会	平 13. 3.23		彫刻	秋津飛鳥鏡	1面	豊島神社奉賛会	平 5. 3. 4		彫刻	馬伏皇神楽用具	1式	馬伏自治会	平 13. 3.23	
考古資料		伊良湖東大寺瓦窯跡出土瓦	1括	田原市	平 13. 3.23	考古資料		伊良湖東大寺瓦窯跡出土瓦	1括	田原市	平 13. 3.23	考古資料		宝海天神社瓦経	2片	宝海天神社奉賛会	平 13. 3.23	
	有形民俗	田原祭 山車とからくり人形		豊田・本町・新町内会	昭 63. 7. 1		有形民俗	田原祭 山車とからくり人形		豊田・本町・新町内会	昭 63. 7. 1		有形民俗	豊島大念仏おどり		田原市豊島町	昭 40.10. 1	
無形民俗		豊島大念仏おどり		田原市豊島町	昭 40.10. 1	無形民俗		豊島大念仏おどり		田原市豊島町	昭 40.10. 1	無形民俗		田原願げんか風合戦・初嵐		田原鳳保存会	平 5. 9.22	
	無形民俗	田原願げんか風合戦・初嵐		田原鳳保存会	平 5. 9.22		無形民俗	田原願げんか風合戦・初嵐		田原鳳保存会	平 5. 9.22		無形民俗					



図 1-6 文化財分布図



(出典：渥美半島の文化財マップ)

【中世の城館等】

・市内には、中世の城館、陣屋、海岸防備の施設が市内の至る所に残され、それらは地域の歴史の歩みを知る大事な景観資源となっています。しかしながら、現在では多くの景観資源が失われており、都市化の進行とともに残り少ない景観資源が失われていくことが懸念されています。そのため、現在残っている景観資源は、景観資源そのものだけでなく、その周辺も含めて保全していくことが大切です。

番号	城館名	別名	所在地	城主	存続時期	地名(字名・通称)	遺構	参考となる資料	
1	波瀬城	波瀬館	波瀬町宮前	渡辺豊後(前)守弘、 渡辺弥市郎	宝徳3年?~文明年間? (今川領国?)	殿屋敷、河合屋敷	不明(埋没?)	①②③④⑤⑥⑦	
2	田原城	巴江城・今宮城	田原町巴江	戸田氏・朝比奈・本多・ 伊木・戸田氏・三宅氏	文明12年頃~明治4年	殿町、本町、新町、堂町、 中小路、北番場、南番場	石垣、堀、土塁等	①②③④⑤⑥⑦	
3	一色屋敷(A)		田原町五軒丁	一色七郎	15世紀(田原城築城前)		不明	①	
4	加治岩		加治町取手	本多広孝	永禄7~8年		取手、北取手、東取手、 西屋敷、三丸、北之堀	①②③④⑤⑥⑦	
5	仁崎御殿	仁崎館・戸田屋敷	仁崎町新田	戸田政光	大永6(1526)年~ 天文7(1538)年?		本城 市堀	不明	
6	本多屋敷		野田町西部	本多新三	16世紀後半~(永禄8年?)			不明(埋没?)	①
7	堀池館	青津村古城	神戸町堀池	佐藤十根太夫 佐藤刀祢太夫	応仁・文明年代?		堀池	不明(埋没?)	①②③
8	林屋敷		野田町元屋敷	林刑部右衛門ほか	~天正18年(1590)		元屋敷・東屋敷・城海 道・市場・市ノ西屋敷	滅失 一色七郎の 菩提を弔う宝徳寺	
9	一色屋敷(B)		大草町前田	一色七郎	文明11~13年(1479~81)		前田、殿屋敷、武兵	不明(埋没?)	
10	糠塚長者屋敷		大草町糠塚	渡美繁宗	~天暦4年(950)~			滅失	
11	赤羽根村古城	比留輪原城	赤羽根町中宝珠	小笠原守徳津守元(蔵王 寺文書)小笠原新九郎康元	永禄年間~天正18年(1590)			不明(埋没?)	①②③④⑥⑦
12	井河津古城	文徳屋敷	伊川津町御屋敷	惟修親王 伊河津七党	平安前期~戦国		御屋敷	不明(埋没?)	②③④⑥
13	龜山村古城		龜山町豊島池	鳥丸大納言 龜山彈正左衛 門 戸田彈正左衛門			本城原 城屋敷	不明	②③⑥
14	保美上城	保美村古城	保美町仲新古	鳥丸責任	応仁年間~文明14年?			不明(埋没?)	②③⑥⑦
15	保美下城	保美村古城	保美町平城	参木從三位実与	?		平城	不明(埋没?)	②③⑤
16	松浦館	松浦城 松浦古城	福江町金五郎坂	戸田金右衛門				不明(埋没?)	③④⑥
17	和地城		和地町下大道	戸田尊次	天正12年~18年		北浦 お屋敷 北屋敷 庄司の屋敷	不明(埋没?)	
18	和名の城		堀切町和名山	堀切氏 小笠原新九郎など	南北朝?		城山	曲輪、堀切	③⑥
19	伊良湖古屋敷	糟谷六郎工門屋敷	伊良湖町(不明)	糟谷六郎工門	16世紀後半 家康の功勞			不明	①
20	馬場右京進屋敷	小堀津館	小堀津町先祖畑		文安元年(1444)~ 大永3年(1523)		御屋布畑	不明	②③④⑥⑦
21	畠村古屋敷		福江町(不明)	間宮家	永禄年間~ 寛永16年(1639)?			不明	②③④⑥⑦
22	西光寺跡		西神戸町神明前					不明	①
23	加治村古城		加治町(不明)	久世兵衛亮 黒川借宿次郎 左衛門				不明	①②
24	福井源兵屋敷		大久保町(不明)	福井源兵				不明	①
25	田中四郎兵屋敷		大久保町(不明)	田中四郎兵				不明	①
26	水谷甚五兵屋敷		大久保町(不明)	水谷甚五兵				不明	①
27	原田弥二九屋敷		大久保町(不明)	原田弥二九				不明	①
28	古坂跡		大久保町(不明)					不明	②
29	羽辺正介屋敷		赤羽根町(不明)	羽辺正介				不明	①
30	高木九右工門屋敷		赤羽根町(不明)	高木九右工門				不明	①
31	寺島弁之丞屋敷		吉胡町(不明)	寺島弁之丞	16世紀後半?(家康家臣)		殿屋敷	不明	①②
32	戸田匠屋敷跡		野田町北社口					不明(埋没?)	
33	三宅館	馬草城	野田町西郷?	三宅藤右工門 藤左衛門	~永禄8年			不明(埋没?)	①②⑤
34	佐野安兵屋敷		赤羽根町(不明)	佐野安兵				不明	①
35	田原城砦		田原町南番場(不明)					不明	①④
36	中山村古屋敷		中山町(不明)	間宮清造允				不明	②③⑤⑥
37	藤田基三郎屋敷 (藤田曲輪)		田原町巴江					不明	①②
38	堀切村屋敷		堀切町(不明)	鳥丸大納言				不明	②④⑤
39	和地村城屋敷		和地町(不明)					不明	⑥

文献

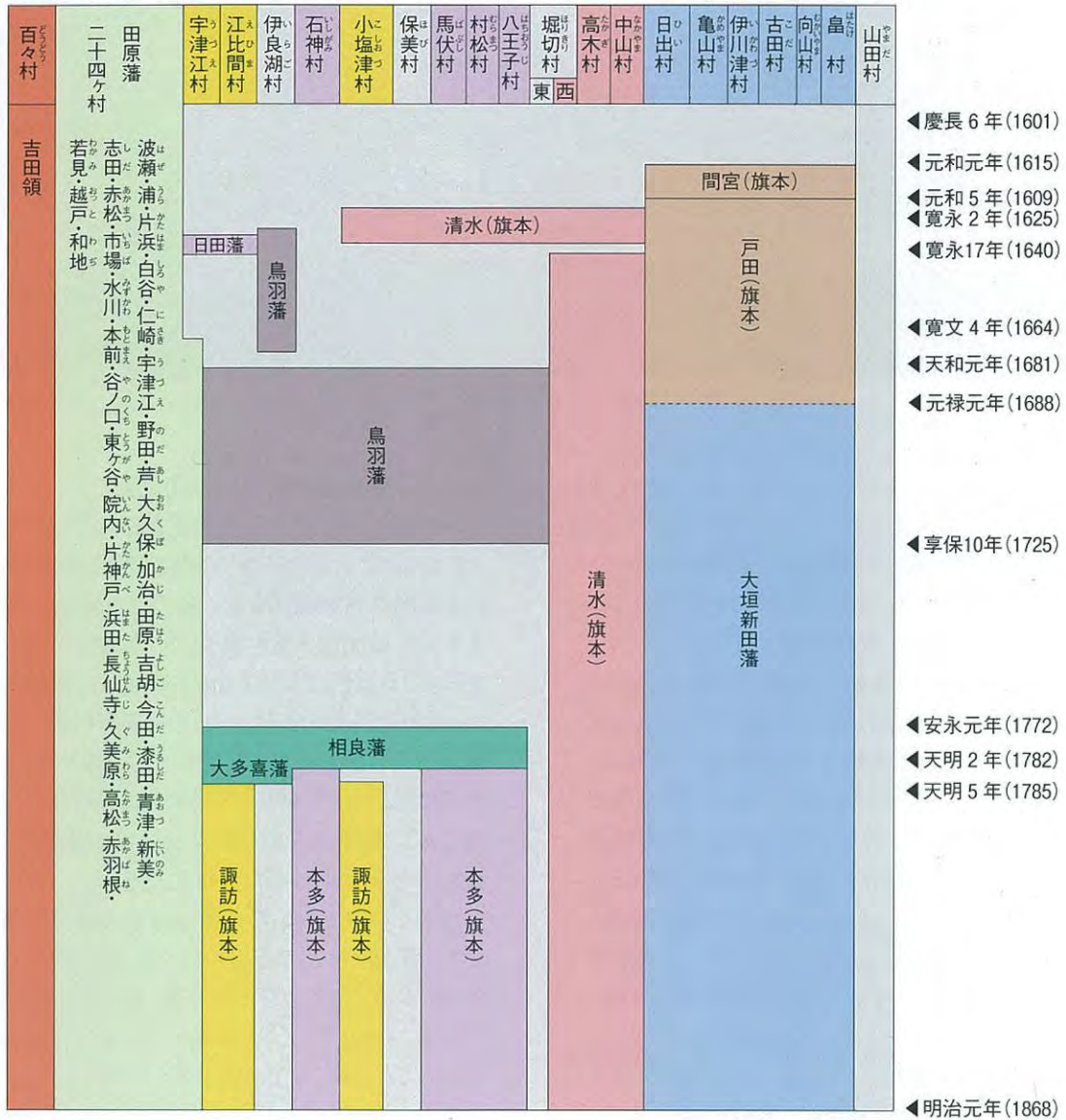
- ①「たはら記」……………著者は不明、18世紀前半成立か。
- ②「田原城主考」〔田原城主考付録〕 著者は、三河国田原藩の藩医、養生玄順。天保6(1835)年成立。
- ③「参河国名所図絵」……………著者は夏目可敬、嘉永4(1851)年刊。
- ④「田原近郷聞書」……………著者は不明、寛保2(1742)年頃成立か。
- ⑤「三河国一葉松」……………著者は佐野堅物知堯、元文5(1740)年頃成立。
- ⑥「三河国古今城壘地理誌」…著者は渡辺富秋著、成立年代不明。
- ⑦「三河志」……………著者は渡辺政香、天保7(1836)年成立。



渥美半島の中世城館

図 1-7 中世城館分布図 (出典：田原の文化財ガイドⅢ)

村々の領主変遷一覧



『渥美町史』より作成



図 1-8 村々の領主変遷一覧図 (出典：田原の文化財ガイドⅢ)



廃藩前の二の丸櫓(明治4年)



田原城曲輪の配置



縄張図(高田徹氏作図参考)

図1-9 田原城配置図(出典:田原の文化財ガイドⅢ)

番号	名称	別名	所在地	設置者	存続時期	備考(主な文献等)
1	大垣新田藩陣屋	戸田家陣屋 畠村陣屋	福江町中紺屋瀬古	大垣新田藩	元禄元年~明治4年	渥美町史 畠村万附留日記
2	中山陣屋		中山町成美	清水氏(旗本)	寛永2年~明治元年	渥美町史
3	八王子陣屋		八王子町道下	本多氏(旗本)	天明2年~明治元年	渥美町史
4	古田村古屋敷		古田町背戸山	間宮之等	元和5年~明治元年	渥美町史
5	矢崎御殿		吉胡町矢崎	三宅康直(田原藩)	文久3年~元治元年	田原藩日記
6	山際御殿		吉胡町木綿畑?	三宅康高(田原藩)	宝暦5年~?	田原町吉胡郷土史
7	安原御殿		豊島町安原崎	三宅友信(田原藩)	天保11年~弘化元年	田原藩日記

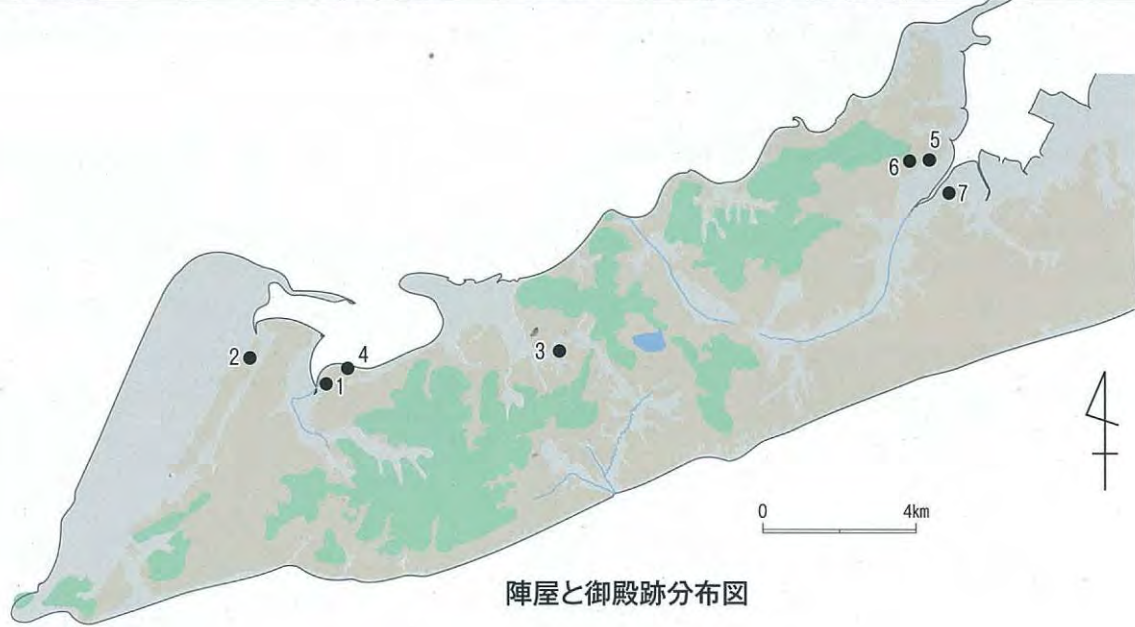


図 1-10 陣屋と御殿跡分布図 (出典：田原の文化財ガイドⅢ)

渥美半島の海岸防備施設一覧表

番所

番号	名称	所在地	設置者	存続時期	参考となる資料
1	和地遠見番所	和地町字?	田原藩	? ~天保14年~?	①②
2	赤羽根遠見番所	赤羽根町西瀬古	田原藩	元文4年~ ?	①②③
3	百々番所	六連町?	吉田藩	元文4年~ ?	①豊橋市史
4	谷ノ口遠見場	南神戸町方辺?	田原藩	寛政5年~ ?	①
5	久美原遠見番所	六連町中浜辺、西海岸	田原藩	元文4年~ ?	①②

砲台

番号	名称	所在地	設置者	存続時期	参考となる資料
6	日出砲台(高砲台)	伊良湖町骨山	大垣新田藩	天保15年?~元治元年~?	渥美町史
7	日出砲台(平地砲台)	?	大垣新田藩	天保15年?~元治元年~?	渥美町史
8	和地砲台	和地町?	田原藩	天保8年?~天保14年~?	①②渥美郡史
9	池尻大筒台場	赤羽根町大字若見字?	田原藩	天保14年~ ?	①
10	赤羽根砲台	赤羽根町赤中?	田原藩	天保4年~ ?	①②③
11	高松砲台	高松町蟬ヶ沢	田原藩	文久3年~ ?	①
12	百々砲台	六連町中郷中	吉田藩	? ~弘化元年~?	渥美郡史、田原記聞
13	久美原砲台	六連町中浜辺?	田原藩	天保8年?~天保9年~?	①②渥美郡史
14	馬草大筒台場	野田町小山	田原藩	天保14年~ ?	①②
15	白谷大筒台場	白谷町?	田原藩	天保14年~ ?	②
16	波瀬大筒台場	波瀬町西郷	田原藩	天保14年~ ?	波瀬村庄屋日記(田原町史)
17	浦大筒台場	浦町?	田原藩	天保14年~ ?	②

のろし台

番号	名称	所在地	設置者	存続時期	参考となる資料
18	和地大山のろし台	和地町北山	田原藩	天保6年~ ?	①②
19	若見のろし台	若見町?	田原藩	天保14年~ ?	②
20	高松のろし台	高松町尾村ヶ崎?	田原藩	天保6年~ ?	①②
21	大草のろし台	南神戸町?	田原藩	弘化3年?~ ?	大草史
22	久美原のろし台	六連町狐川	田原藩	天保14年~ ?	②
23	富士尾山のろし台	大久保町小祠	田原藩	天保6年~ ?	①
24	仁崎のろし台	仁崎町?	田原藩	天保13年~ ?	①

①田原町教育委員会「田原藩日記」第1巻~第8巻

②「海岸防備陣容」(仮題)、天保14年2月、田原藩から老中土井利位あてに提出した海岸防備の計画書。

③参海雑志…天保4年、渡辺崋山が記した紀行文。

※資料に記されている名称

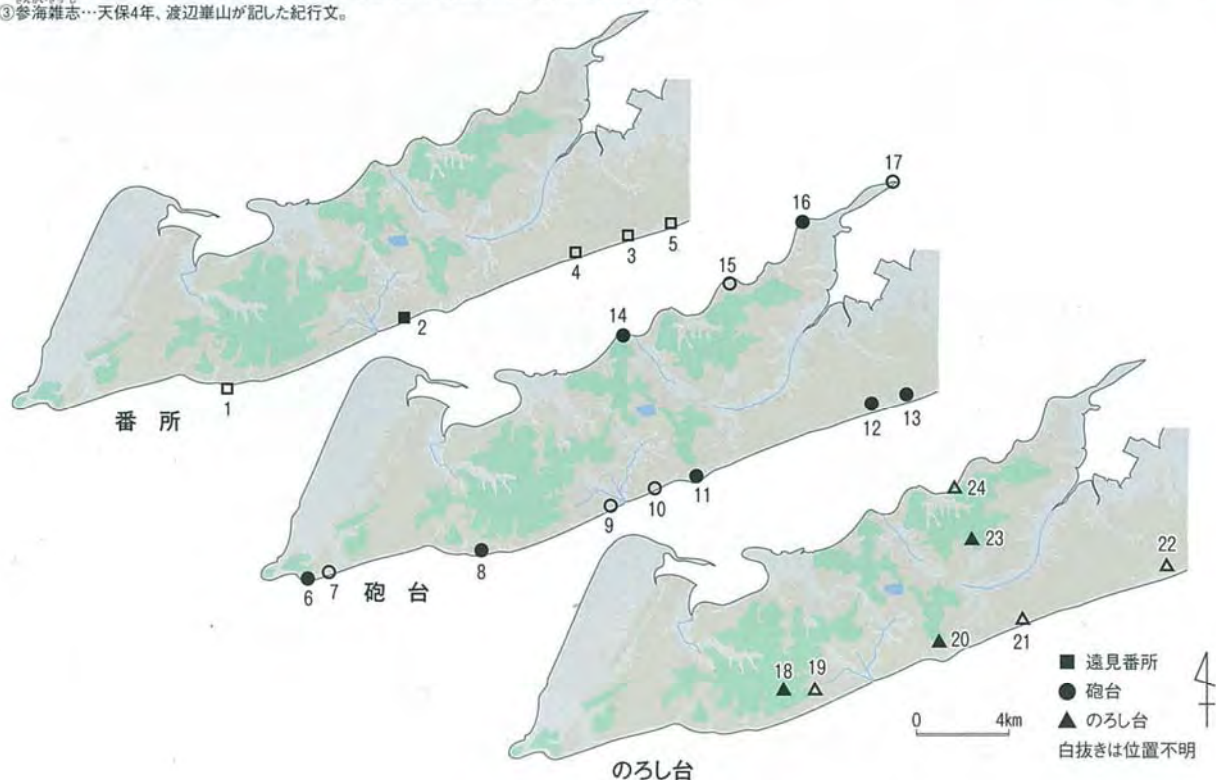


図 1-11 渥美半島の海岸防備施設分布図 (出典: 田原の文化財ガイドⅢ)

【街道】

- ・三方を海で囲まれた渥美半島は、古くから海上交通が盛んでした。このことは、伊勢地方とのつながりが深かったため、最短距離である「海の道」や「湊（みなと）」が発達してきたと考えられており、その影響で、「陸（おか）の道」も独特の発達をしながら、時代や地形の変化とともに、栄枯盛衰の歴史を刻んできました。
- ・渥美半島の古い「陸の道」としては、太平洋沿いを通る「伊勢街道」と、三河湾沿いを通る「田原街道」と呼ばれる2つの街道があり、概ね現在の国道となっています。古くからの街道の趣きは少なくなったものの、街道沿いには田原城跡をはじめ常夜灯など、当時をしのばせる景観資源も残されています。



図 1-12 街道図（出典：広報たはら平成 23 年 12 月 1 日号）

【集落】

- ・表浜の海岸線に沿ってほぼ等間隔に集落が連続しており、現在でも多くの集落がその形をとどめています。特に赤羽根集落では高い生垣や大きな門長屋、細い路地等が残っており、古くからの建物が残る趣き深い集落景観が見られます。
- ・また、その他集落においても、都市化は進むものの、集落ごとに地域独自の景観が残されています。



図 1-13 明治 23 年（1890）当時の渥美半島

- ・表浜側の集落の位置は、浸食谷頭部、台地上、砂丘上の 3 つに分類できます。
- ・浸食谷頭部に立地する集落は東部に連続し、台地上の集落は中部から西部に、砂丘上に立地する集落は半島先端部に分布しています。

集落の位置	凡例	地形的な分類
崖 端	×	台地末端部
台 地	●	台地原面の平坦部
浸食谷頭	▽	浸食谷頭部
浸食谷壁	▼	浸食谷壁上端部
砂 丘 上	○	砂丘上
低 地	⊥	低地部
山 麓	□	山麓の山地部



図 1-14 渥美半島の集落分布図（出典：表浜半島の集落（鈴木啓之））

【渥美半島の防風林】

- ・海食崖上の防風林は、高松を漸移地帯として、以東はマツ、以西はツバキ、グミ、ダモなどが特徴的です。これら防風林の景観は、渥美半島における自然景観の特色の一つですが、一部ヤブ化が進み、防風林の成長が進んでいない状態が見られるなど、景観的にも問題となっています。

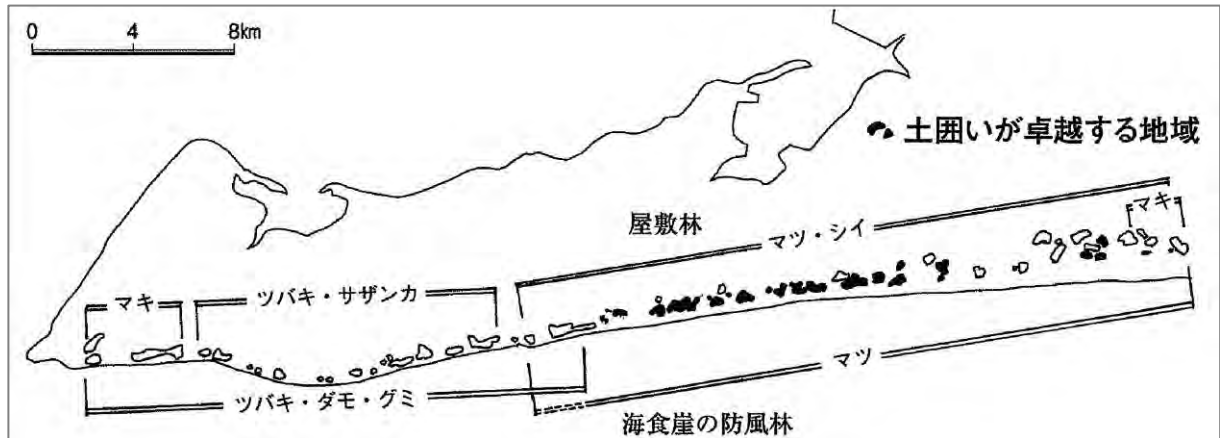


図 1-15 防風林の種類と高さ（出典：表浜半島の集落（鈴木啓之））

【戦争遺跡】

- ・渥美半島には戦争遺跡が数多くあり、伊良湖射場関連施設のほか、太平洋戦争時に設けられた施設が残っています。
- ・しかしながら、建物として残っているものは少なく、当時を知る貴重な歴史資料となっているため、周辺の景観に配慮しつつ将来の世代に引き継いでいくことが大切です。

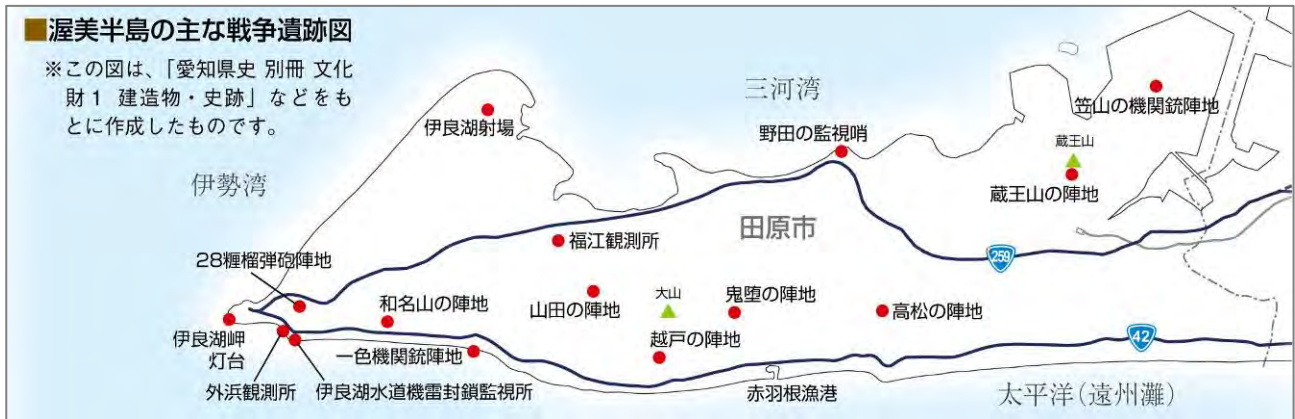


図 1-16 戦争遺跡図（出典：広報たはら平成 24 年 8 月 1 日号）

【近代建築物】

- ・愛知県近代化遺産総合調査委員会が、平成 14～16 年度に「愛知県近代化遺産（建造物等）総合調査」を実施し、「近代的手法で造られた建造物（各種の構築物、工作物を含む）」で、「産業・交通・土木に関わるもの」「明治時代初めから概ね昭和 20 年までに造られたもの」という 2 条件を満たす建築物を調査しました。
- ・その中で、田原市内の近代化遺産としては、（旧）野田郵便局、平野歯科医院、赤羽根町歴史民俗資料館があげられています。
- ・愛知県近代和風建築総合調査委員会が、平成 17 年度及び平成 18 年度に愛知県近代和風建築総合調査として、愛知県内に所在する「建物の主要部分が伝統的技法や様式・意匠を用いて造られた各種の建築物」「明治時代初めから概ね昭和 20 年までに造られたもの」という 2 条件を満たす建築物を調査しました。
- ・その中で、田原市内の近代和風建築としては、崋山文庫・收藏庫、旧江戸屋、内柴邸離れ（茶室・座敷・洋館）、石原製鋼所、柳原忠兵衛家住宅、田原郵便局、自治田原警察署庁舎、ますや旅館、尾張屋旅館、田原市民族資料館及び田原市立田原中部小学校校舎等があげられています。
- ・これらの近代建築物は現在も改修され、活用されているものもありますが、老朽化が進んでいるものや壊されたものもあり、大切な景観資源としての保全が望まれます。



昭和 9 年建築の崋山文庫（木造瓦葺 2 階建）です。崋山文庫は、渡辺崋山の遺品および作品を展示するため、田原城二ノ丸櫓跡に建設されたもので、外観も在来の木造建築とは異なり、近代的な和風外観を目指したものです。設計者は田原出身の建築家、永瀬狂三とされています。

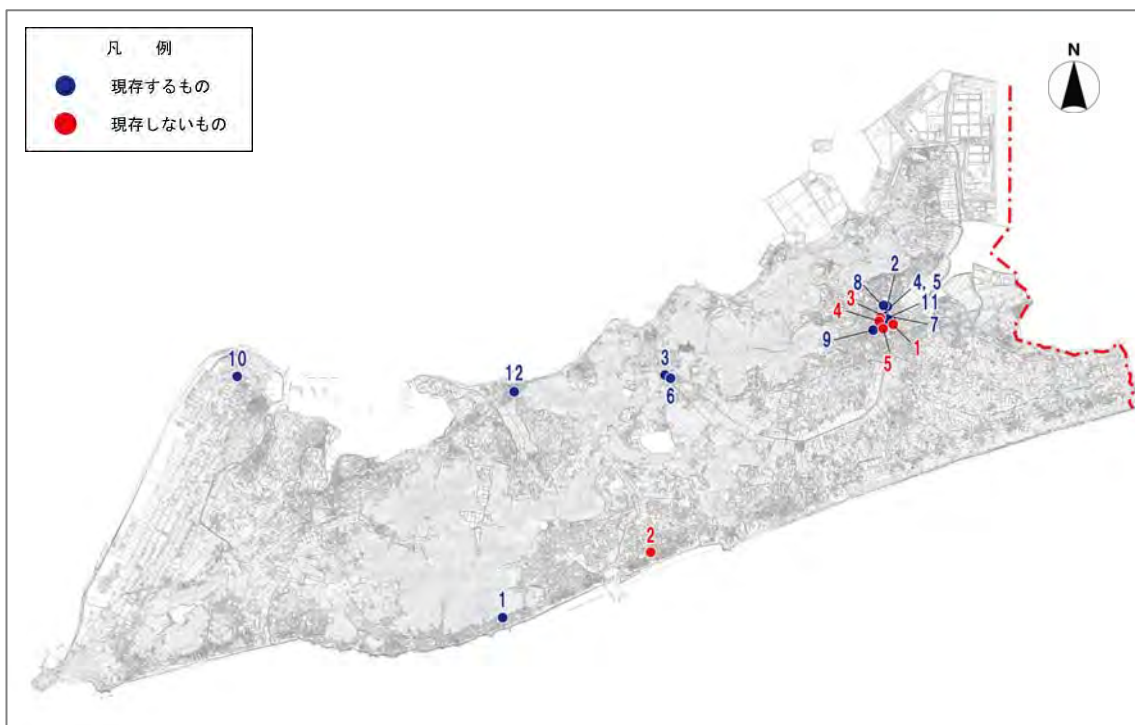























図 1-17 近代建築物位置図

【近代建築物一覧（現存するもの）】

1	名 称 (旧 称)		
	柳原忠兵衛家住宅		
	竣工年	構 造	
	明治初年	木造 1 階建	
2	名 称 (旧 称)		  
	内柴邸 洋館・座敷・茶室		
	竣工年	構 造	
	大正初期	木造平屋建	
3	名 称 (旧 称)		
	ますや旅館		
	竣工年	構 造	
	大正 14 年	木造 2 階建	
4	名 称 (旧 称)		
	田原市民俗資料館（田原高等技芸女学校校舎）		
	竣工年	構 造	
	昭和 5 年	R C 2 階建	
5	名 称 (旧 称)		
	田原市立田原中部小学校校舎（田原町立中部尋常高等小学校校舎）		
	竣工年	構 造	
	昭和 9 年	R C 3 階建	
6	名 称 (旧 称)		
	(旧) 野田郵便局		
	竣工年	構 造	
	昭和 7 年	木造	
7	名 称 (旧 称)		
	平野歯科医院		
	竣工年	構 造	
	昭和 7 年	木造 2 階建	
8	名 称 (旧 称)		 
	華山文庫・収納庫		
	竣工年	構 造	
	昭和 9 年	木造 2 階建	
9	名 称 (旧 称)		
	旧江戸屋		
	竣工年	構 造	
	昭和 9 年	木造総 2 階建	
10	名 称 (旧 称)		 
	旧陸軍技術研究所伊良湖試験場 気象兼展望台・無線通信所		
	竣工年	構 造	
	—	—	
11	名 称 (旧 称)		
	個人住宅		
	竣工年	構 造	
	—	2 階建	
12	名 称 (旧 称)		
	(旧) 泉郵便局		
	竣工年	構 造	
	昭和 8 年	木造平屋建	

【近代建築物一覧（現存しないもの）】

1	名 称 (旧 称)		
	尾張屋旅館		
	竣工年	構 造	
	明治 2 年	木造 2 階建	
2	名 称 (旧 称)		
	赤羽根町歴史民俗資料館（赤羽根小学校校舎）		
	竣工年	構 造	
	—	木造 1 階建	
3	名 称 (旧 称)		
	田原郵便局		
	竣工年	構 造	
	昭和 10 年	木造 2 階建	
4	名 称 (旧 称)		
	自治田原警察署庁舎		
	竣工年	構 造	
	昭和 23 年	木造 2 階建	
5	名 称 (旧 称)		
	石原製鋼所		
	竣工年	構 造	
	—	—	

（出典：愛知県の近代和風建築 愛知県近代和風建築調査報告書（平成 19 年）

愛知県の近代化遺産 愛知県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書（平成 17 年）に加筆

※【近代建築物一覧（現存するもの）】11, 12 は、策定委員会委員長推薦

(3) まちなみ景観

- ・田原市街地は、都市化された市街地景観となっていますが、城下町周辺では城下の趣きを感じられる景観が一部残っています。
- ・赤羽根市街地は、古くからの趣きのある集落景観が残っています。
- ・福江市街地は、市街地景観が主となっていますが、城坂や海岸沿いの旧商店街では当時の状況をしのばせる趣きのある景観が一部残っています。

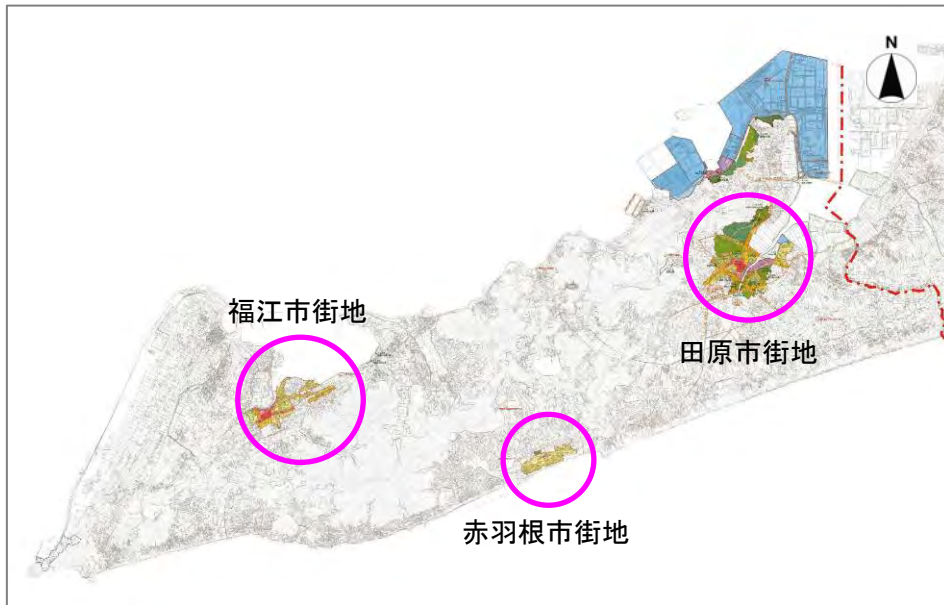


図 1-18 田原市 都市計画図

■ 田原市街地の現状



はなとき通りの民有地緑化



城跡周辺の歴史的景観に配慮されたまちなみ



武家屋敷の名残りが感じられる生垣

■ 赤羽根市街地の現状



古い建物が残るまちなみ



特徴的な生垣と石積み



細い路地景観

■ 福江市街地の現状



旧商店街の名残りが感じられるまちなみ



城坂



趣きのある通り

(4) 公共公益施設等の景観

【建物景観】

- ・市内の至る所に公共公益施設の建物が立地しており、特に田原、赤羽根、福江の各市街地に多く立地しています。
- ・公共建築物としては野田小学校や東部中学校、田原市民俗資料館等、場所・目的に沿ってデザイン等が工夫された建築物も見られますが、周辺の自然景観等に調和しない彩度の高い色調やデザイン等に配慮が欠けている建築物も見られます。

公共公益施設



田原市役所



田原市
赤羽根市民センター



田原市役所渥美支所



田原福祉センター



赤羽根福祉センター



渥美福祉センター
(ライフランド)



中央図書館



田原市総合体育館



赤羽根文化広場



赤羽根文化会館



田原市博物館



池ノ原会館



渥美文化会館



渥美郷土資料館



江比間野外活動センター



田原市民俗資料館



赤羽根環境センター



田原斎場やすらぎ苑



渥美斎場

小学校



六連小学校



神戸小学校



大草小学校



田原東部小学校



田原南部小学校



童浦小学校



田原中部小学校



衣笠小学校



野田小学校



高松小学校



赤羽根小学校



若戸小学校



中山小学校



福江小学校



清田小学校



泉小学校

中学校



東部中学校



田原中学校



野田中学校



赤羽根中学校



伊良湖岬中学校



福江中学校



泉中学校

高校・専門学校



成章高等学校



渥美農業高等学校



福江高等学校



田原福祉専門学校

市民館



田原東部市民館



童浦市民館



田原南部市民館



田原中部市民館



衣笠市民館



神戸市民館



大草市民館



野田市民館



六連市民館



高松市民館



赤羽根市民館



若戸市民館



和地市民館



堀切市民館



伊良湖市民館



亀山市民館



中山市民館



福江市民館



清田市民館



泉市民館

公園



渥美運動公園



緑が浜公園
センターハウス



滝頭公園
センターハウス



白谷海浜公園
センターハウス

観光施設



芦ヶ池農業公園
(サンテパークたはら)



蔵王山展望台



田原まつり会館



道の駅
田原めっくんはうす



道の駅
あかばねロコステーション



道の駅
伊良湖クリスタルポルト



シェルマよしご

駅



三河田原駅



神戸駅



豊島駅



やぐま台駅

商業施設



セントファーレ

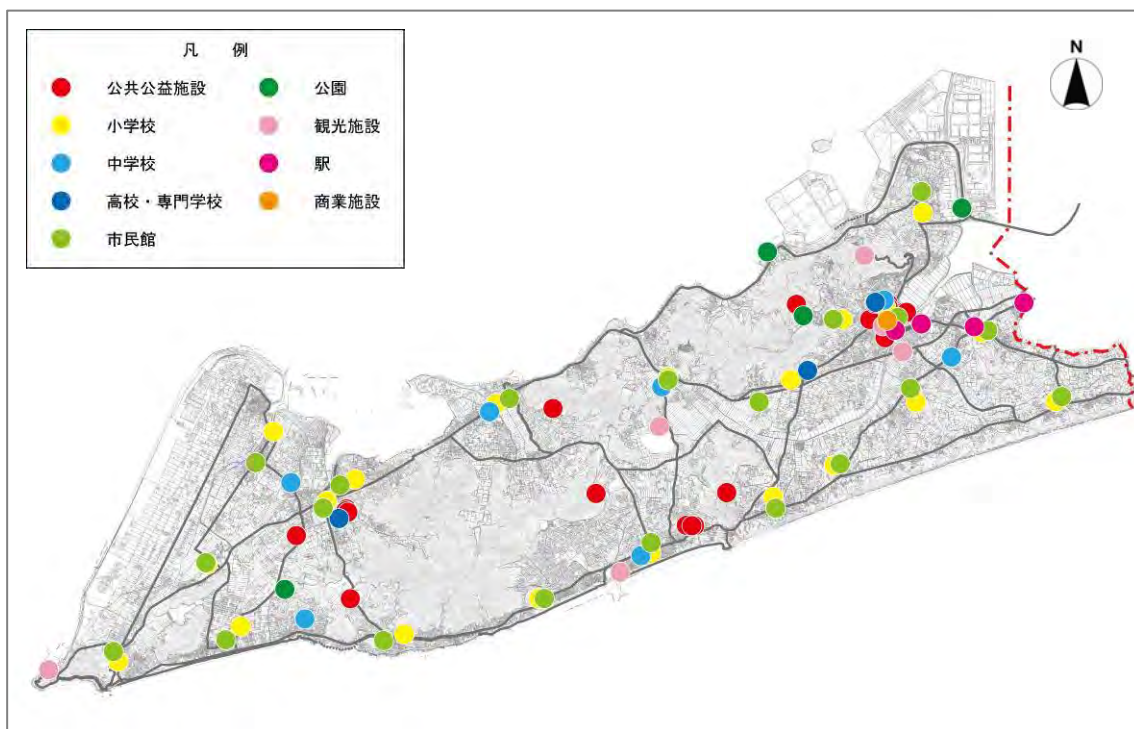


図 1-19 公共公益施設等位置図

【道路景観】

- ・ 場所によっては、電線類の錯綜や電柱類が山の景観を阻害している状況が見られます。
- ・ 主要な道路である国道 42 号や国道 259 号等では、雑草が多く見られます。
- ・ 景観に配慮したガードレール等が少ない状況が見られます。
- ・ 市街地内や市街地周辺部の屋外広告物が、見る位置によっては山並みを分断している状況が見られます。



電線類の錯綜



道路の雑草 (国道 259 号)



通常の白いガードレール



大きな屋外広告物

【港景観】

- ・港は、海に接し、集落に接し、生業の場として大切な場所で、船溜まりや海が眺められる場所です。港は視点場としての役割も担っていますが、港全体としての修景デザインに配慮が欠けている港も見られます。



船溜まりと集落の景観



伊良湖港の景観



田原埠頭



修景デザインに配慮した港の施設

【河川景観】

- ・汐川は田原市街地を流れ、一部親水空間や散策路の整備が行われていますが、コンクリート製の護岸や川から見える屋外広告物など、河川景観と調和していない所も見られます。
- ・また、河川の河口部や河川敷には、廃棄された船などが見られます。
- ・免々田川では、住民が主体となって河川景観の修景活動が行われています。



田原市街を流れる汐川



免々田川沿いの菜の花



廃棄された船

(5) 眺望景観

田原市の景観の特徴の一つに良好な見晴らし（パノラマ）景観があります。

【見晴らし景観を眺める視点場】

- ・太平洋ロングビーチや表浜海岸からの海の眺め
- ・蔵王山や衣笠山等からの海や農地、市街地、集落等の眺め
- ・初立池や神戸大池水辺公園のように農業用ため池の一部を公園化した池の眺望景観
- ・広大なキャベツ畑や温室等の農業景観
- ・漁港や漁村の生い立ちとしての海の眺望景観

【見通し（ビスタ）景観】

- ・国道 42 号や国道 259 号



図 1-20 視点場分布図



海食崖（ほうべ）の高台から見る太平洋（谷ノ口公園）



蔵王山からの眺望景観



初立池からの眺望景観



温室の眺め



漁港の景観



国道の景観

【国道沿い等の冬の風物詩となった菜の花畑の景観】

- ・豊橋鉄道沿線や国道 42 号沿道には菜の花畑が多く見られますが、国道 259 号沿道には菜の花畑となる農地が少ないため、国道 42 号沿道に比べると少ない状況が見られます。

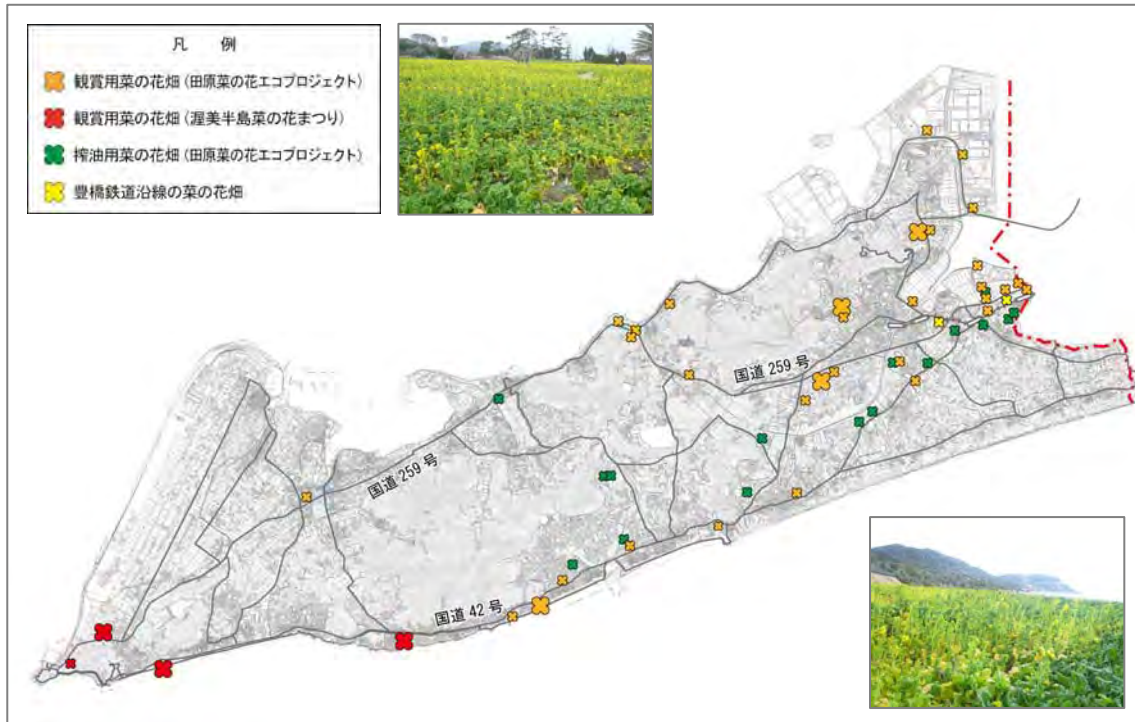


図 1-21 菜の花畑分布図

(6) 景観構造

【ランドマーク（目印）】

形として目立つものや象徴的な意味合いを持つ点的なもの《蔵王山、風車など》

- ・ 山、灯台、風車等がランドマークとなっており、伊良湖岬周辺や海岸沿いに多く見られます。



図 1-22 景観構造図 ランドマーク（目印）

【結節点（人の集まる場所）】

大勢の人が集まってくるような点的なもの《市役所、駅、国県道交差点、港など》

- ・ 人が集まる結節点として、駅や市役所等のある田原市街地に多く見られます。



図 1-23 景観構造図 結節点（人の集まる場所）

【縁（地形の変化点）】

高低差があり地域や空間の境界となる線的なもの《海浜部や段丘部など》

・海に三方を囲まれ、南側には特徴的な砂浜や海食崖（ほうべ）が変化点となっています。



図 1-24 景観構造図 縁（地形の変化点）

【軸】

人が習慣的に通行する線的なもの《国道（42号、259号）などの幹線道路や豊橋鉄道渥美線といった鉄道など》

・東西方向の国道42号、国道259号が大きな軸として機能しています。



図 1-25 景観構造図 軸

【地域（地域のまとまり）】

似たような雰囲気を持つ範囲や面的なもの《市街地や集落、農地、山地など》

- ・農業ゾーン、山地ゾーンが大きな地域として占め、田原、福江、赤羽根の市街地ゾーン、臨海部等が地域としてまとまっています。

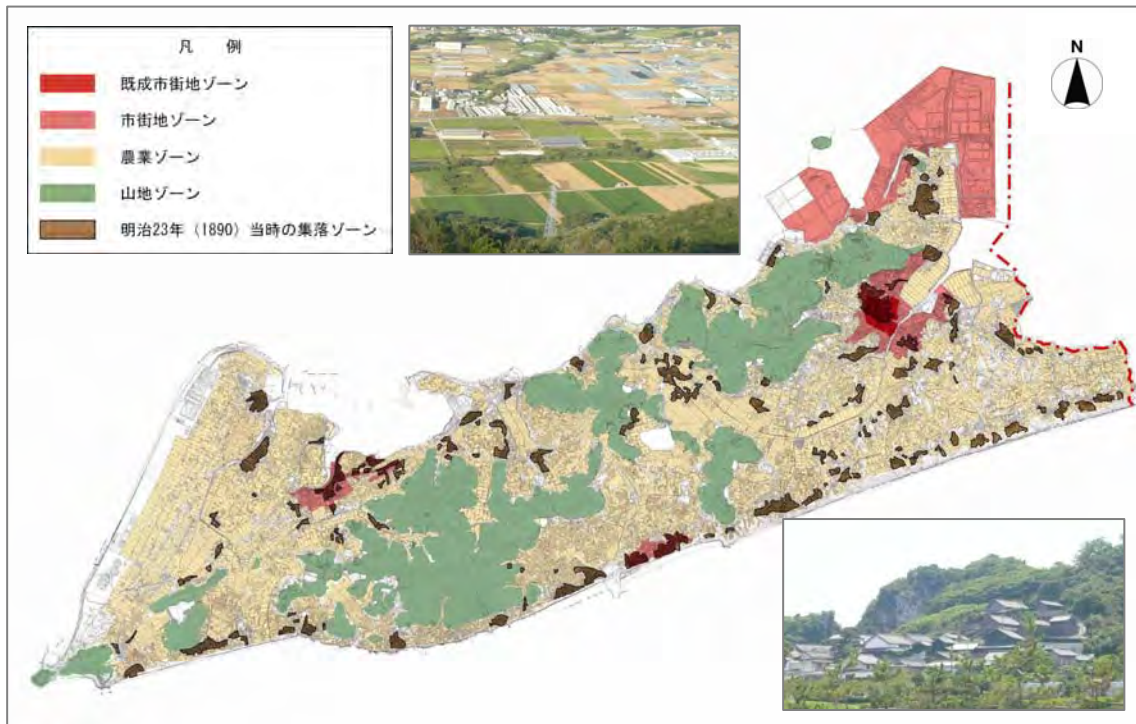


図 1-26 景観構造図 地域（地域のまとまり）

(7) 市内における法規制状況

【自然公園法】

- ・ほぼ全域が自然公園区域に指定（約 94%）され、その内 2 割が国定公園の特別保護地区や第 1～3 種特別地域、または県立自然公園の第 3 種特別地域に指定されています。
- ・宮山原始林や大山の中腹にある原生林は、三河湾国定公園特別保護地区や第 1 種特別地域に指定されています。
- ・市域のほぼ全域が森林法による保安林区域、自然公園法による自然公園、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域などのいずれかに指定されていますが、自然公園の普通地域のような規制が比較的緩い指定となっている場所が多く、良好な景観形成を進める上で適切なコントロールが必要です。



図 1-27 自然公園法による規制区域図

◆ 三河湾国定公園の規制一覧（1）

地域名	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域																																
内容	特別保護区域に準ずる景観を有し、特別地区のうち、風致維持する必要がある地域	農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な地域	風致を維持する必要性が低い地域	特別地域に含まれない地域																																
自然公園法施行規則	建築物	<p>原則として、建築物は許可しない</p> <p>ただし次の行為についてはこの限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の改築 ・建替えの為、若しくは災害により滅失した建築物の復旧の為の新築（既存の建築物の規模を超えないこと） ・学術研究、その他公益上必要であり、他の場所ではその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築、増築 		<p>①建築後、撤去される事が明らかな建築物 (ア)展望地から著しい妨げにならないもの (イ)眺望に支障のないもの (ウ)周辺の自然環境と不調和でないこと</p> <p>②農林漁業等を営むために必要な建築物 上記(ア)、(イ)、(ウ)に同じ</p> <p>③公園事業従事者、農林漁業従事者、その他当該特別地域内に居住することが必要と認められる者の住宅 上記(ア)、(イ)、(ウ)に同じ (エ)建築物の高さ 13mを超えない</p> <p>④集合別荘：同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む）の用に供せられる部分が5つ以上ある建築物 集合住宅：同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5つ以上ある建築物 保養所 分譲地等内における建築物：分譲目的の一連の土地、又は売却、貸付け、一時使用させる目的の建築物が2棟以上設けられる予定の一連の土地における建築物 上記(ア)、(イ)、(ウ)に同じ (オ)分譲地等内における建築物の高さ 2階建以下かつ10mを超えない 集合別荘、集合住宅、保養所の高さ 13mを超えない (カ)敷地面積 1000㎡以上であること (キ)集合別荘、集合住宅の敷地面積を戸数で除した面積 250㎡以上であること (ク)敷地面積に対する総建築面積・総延べ面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第2種 特別地域</th> <th>第3種特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 建</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>総延べ</td> <td>40%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ケ)地形勾配 30%を超えない (コ)建築面積 2000㎡以下</p> <p>⑤上記以外の建築物 上記(ア)、(イ)、(ウ)、(ケ)、(コ)に同じ (サ)建築物の高さ 13mを超えない (シ)敷地面積に対する総建築面積・総延べ面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">第2種 特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地面積</td> <td>500㎡未満</td> <td>500～1000㎡</td> <td>1000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>総 建</td> <td>10%以下</td> <td>15%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>総延べ</td> <td>20%以下</td> <td>30%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3種特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 建</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>総延べ</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>		第2種 特別地域	第3種特別地域	総 建	20%以下	20%以下	総延べ	40%以下	60%以下	第2種 特別地域				敷地面積	500㎡未満	500～1000㎡	1000㎡以上	総 建	10%以下	15%以下	20%以下	総延べ	20%以下	30%以下	40%以下	第3種特別地域		総 建	20%以下	総延べ	60%以下	<p>《届出行為》 高さ 13m又は延べ面積 1000㎡を超える建築物は届出が必要</p> <p>※建築物に対して高さなどの定量的な基準なし</p>
			第2種 特別地域	第3種特別地域																																
総 建	20%以下	20%以下																																		
総延べ	40%以下	60%以下																																		
第2種 特別地域																																				
敷地面積	500㎡未満	500～1000㎡	1000㎡以上																																	
総 建	10%以下	15%以下	20%以下																																	
総延べ	20%以下	30%以下	40%以下																																	
第3種特別地域																																				
総 建	20%以下																																			
総延べ	60%以下																																			

※宮山原始林のみ、特別保護地区に指定されており、規制の内容は第1種特別地域と同様

◆ 三河湾国定公園の規制一覧（2）

地域名		第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
自然公園 法 施 行 規 則	広 告 物	①自家用広告物 (ア)表示面の面積が5㎡以下であり、かつ、同一敷地内における表示面の面積の合計が10㎡以下 (イ)広告物の高さは5m以下 (ウ)光源は白色系のものとする (エ)動光又は光の点滅を伴わない (オ)周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> ※定量的な基準なし </div>
		②一般広告物 (ア)設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること (イ)広告物等の個々の表示面の面積が1㎡以下であること (ウ)複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が10㎡以下であること (エ)広告物の高さは5m以下 (オ)既に複数の広告物等が掲出されているものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものではないこと (カ)光源は白色系のものとする (キ)動光又は光の点滅を伴わない (ク)周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと			

【農業振興地域の整備に関する法律】

・農地の多くは農業振興地域農用地区域に指定されており、農地としての保全が図られています。

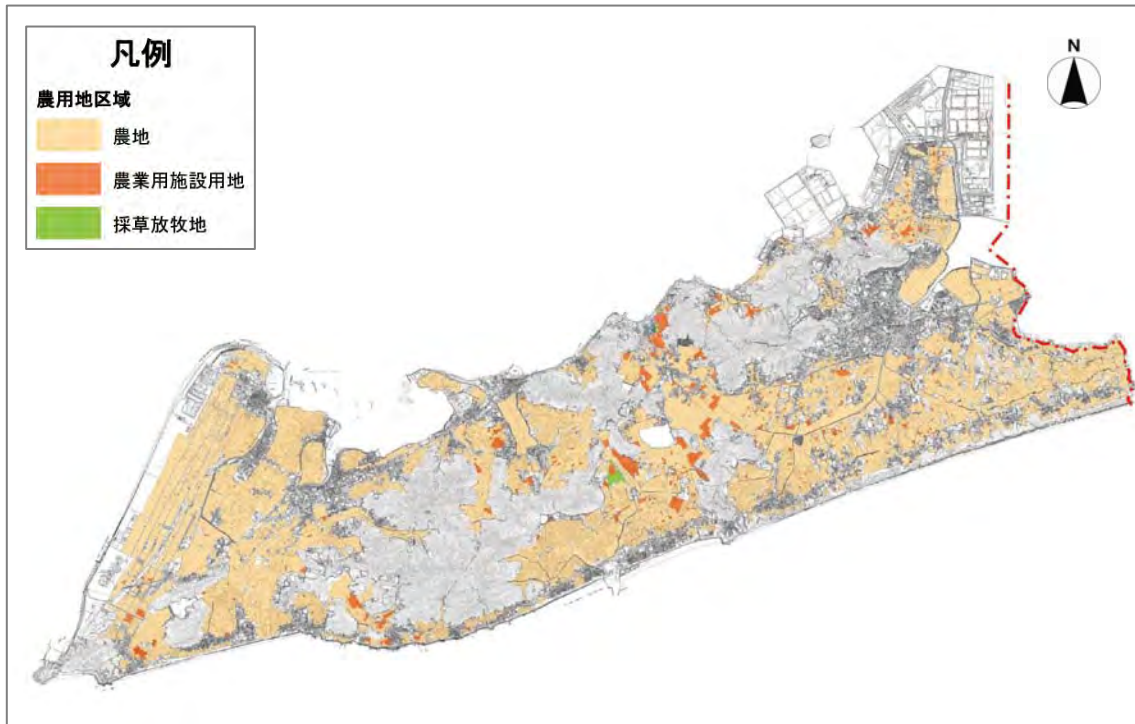


図 1-28 農振法による規制区域図

【森林法】

・西ノ浜、大山、表浜の海岸林等に保安林が指定されており、樹林地の保全が図られています。

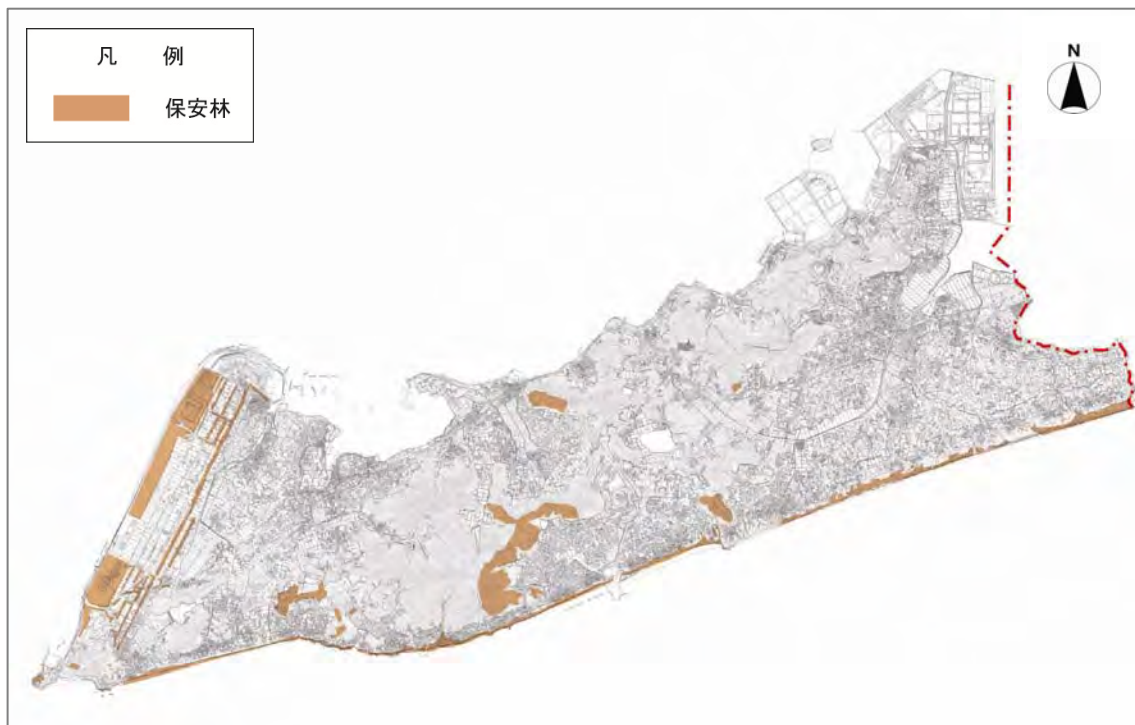


図 1-29 森林法による規制区域図

【愛知県屋外広告物条例】

- ・伊良湖岬周辺は国定公園の特別地域に指定され、愛知県広告物条例以上の厳しい規制(広告表示面積等の上乗せ規制)が指定されています。
- ・国道 259 号の全線と豊橋鉄道渥美線には、愛知県広告物条例第 5 条 2 項の許可区域(第 5 条 1 項の許可地域の規制から設置場所等の上乗せ規制)に指定され、その他の地域は、愛知県広告物条例第 5 条 1 項の許可地域に指定されています。
- ・合併前は旧町の市街化区域のみが対象となっており、合併前の市街化調整区域については規制対象外となっていたため、屋外広告物が乱立するおそれがありました。

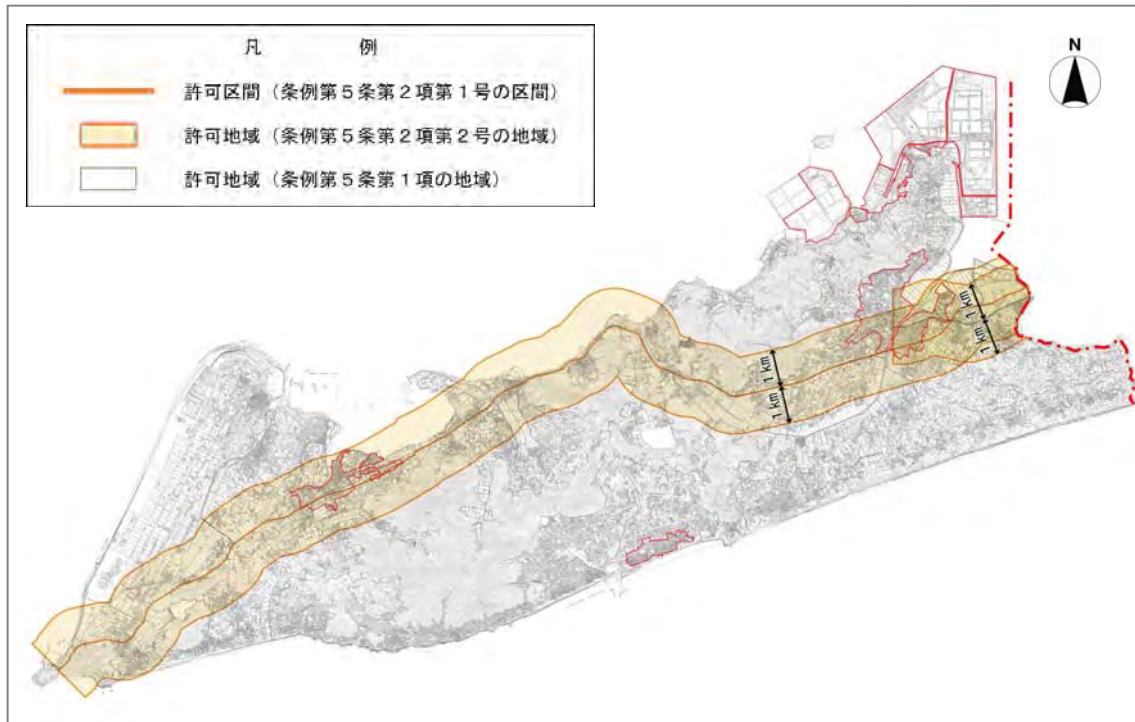


図 1-35 屋外広告物法による規制区域図

【三河湾国定公園の広告物規制】

(一部抜粋)

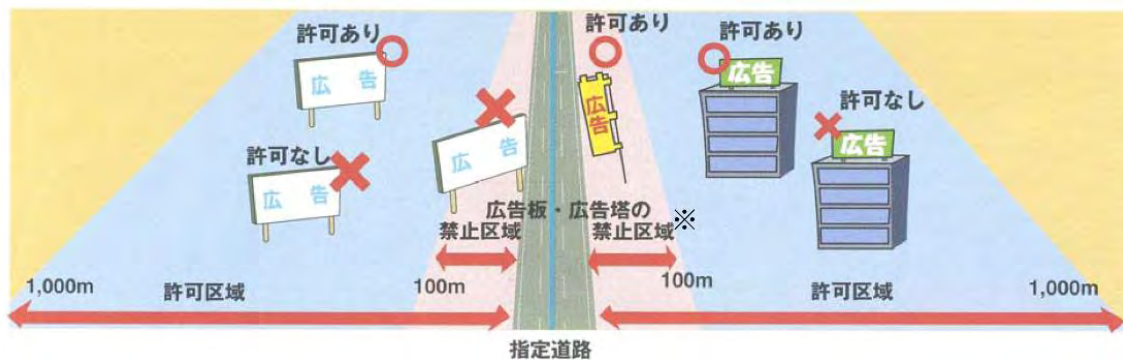
地域名	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
一般 広告板	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること ➢ 広告物等の個々の表示面の面積が1㎡以下であること ➢ 複数の内容を表示する広告物等にあっては、その表示面の面積の合計が10㎡以下であること ➢ 広告物の高さは5m以下 ➢ 既に複数の広告物等が掲出されているものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと ➢ 光源は白色系のものとする ➢ 動光又は光の点滅を伴わない ➢ 周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと 			※定量的な基準なし

【愛知県広告物条例第5条1項許可地域と第5条2項許可区域の規制内容】

(一部抜粋)

規制地	許可地域 (条例第5条1項)	
	市全域	許可区域 (条例第5条2項) 知事指定の道路・鉄道
一般 広告板	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広告表示面積 35㎡以下 ➢ 地上からの高さ 10m以下 ➢ 脚部の広告表示不可 ➢ 地色に原則黒色・原色の使用不可 	<p>【高速道路・新幹線以外の道路・鉄道沿線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 路端から100m以上離す(禁止区域) ➢ 幅 15m以下 ➢ 相互に 50m以上離す ➢ 広告表示面積 35㎡以下 ➢ 地上からの高さ 10m以下 ➢ 原則長方形・正方形に限る ➢ 地色に原則黒色・原色の使用不可

【愛知県広告物条例第5条2項許可区域の規制イメージ】



注意》指定された規制区域内であっても、商業地域及び近隣商業地域は規制区域から除外される。

(8) 4階以上の建築物、土地利用及び屋外広告物の状況

【4階以上の建築物】

- ・4階以上の建築物は、田原市街化区域内に集積していますが、伊良湖岬周辺でも4階以上の建築物が見られます。また、臨海工業地周辺には、臨海工業地域で働く従業員用の集合住宅が集積しています。
- ・田原市では、美しい朝日や夕日の眺め、山並みや海の眺めなど、素晴らしい眺望景観が特徴的ですが、場所によっては高い建物が田原市の眺望景観を阻害する可能性があります。

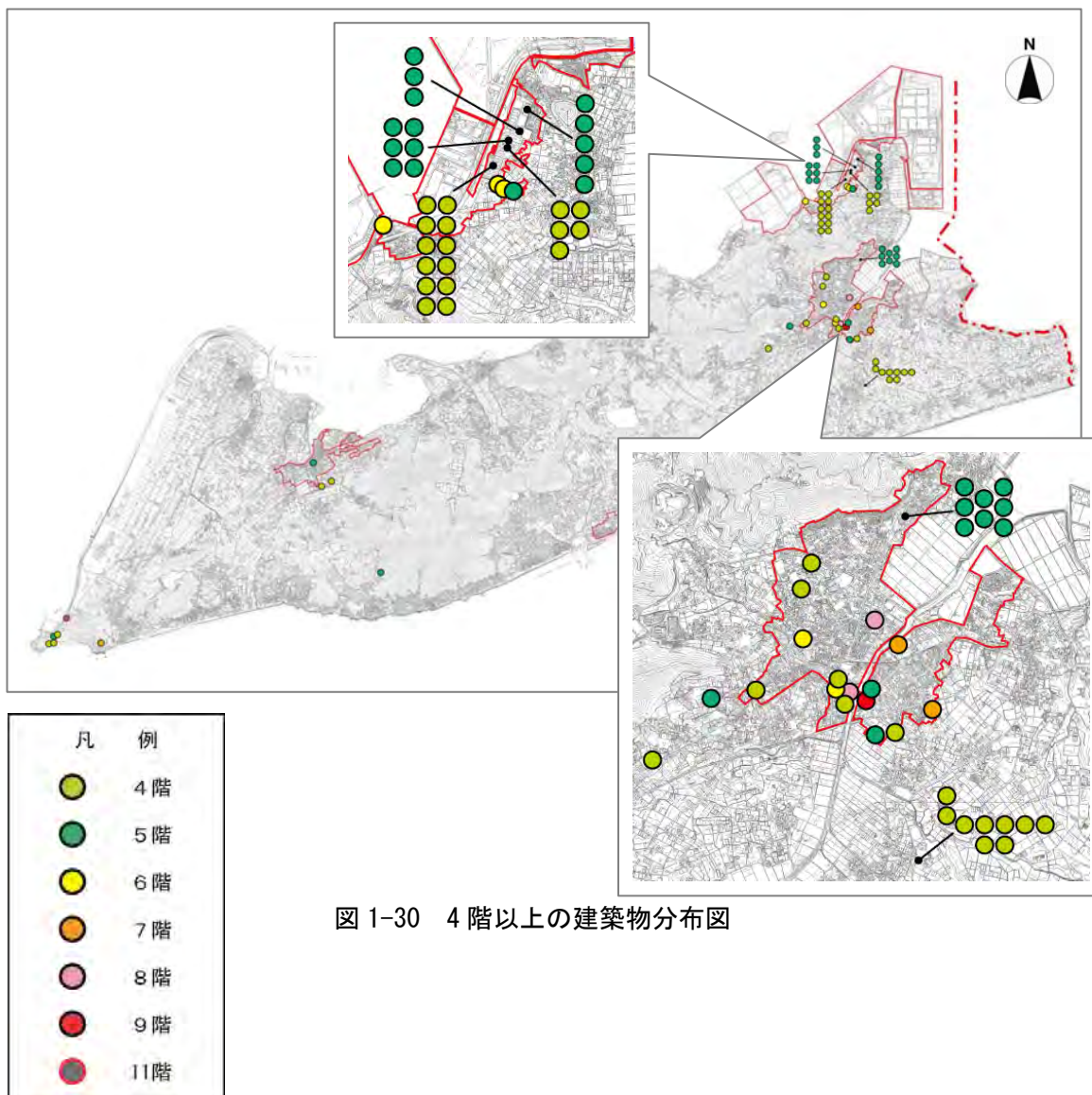


図 1-30 4階以上の建築物分布図

【1,000㎡以上の開発、土石採取等】

- ・土石採取等の開発は、三河湾国定公園区域及び渥美半島県立自然公園区域の普通地域で多く行われています。また、大規模な宅地開発が行われている位置は、田原市街地の周辺に集まっています。
- ・土石の採取等により、山の地肌が見えた景観は佐久島や蒲郡市からも眺められ、また、国道沿い等からも眺めることができるため、緑化等による配慮が大切です。

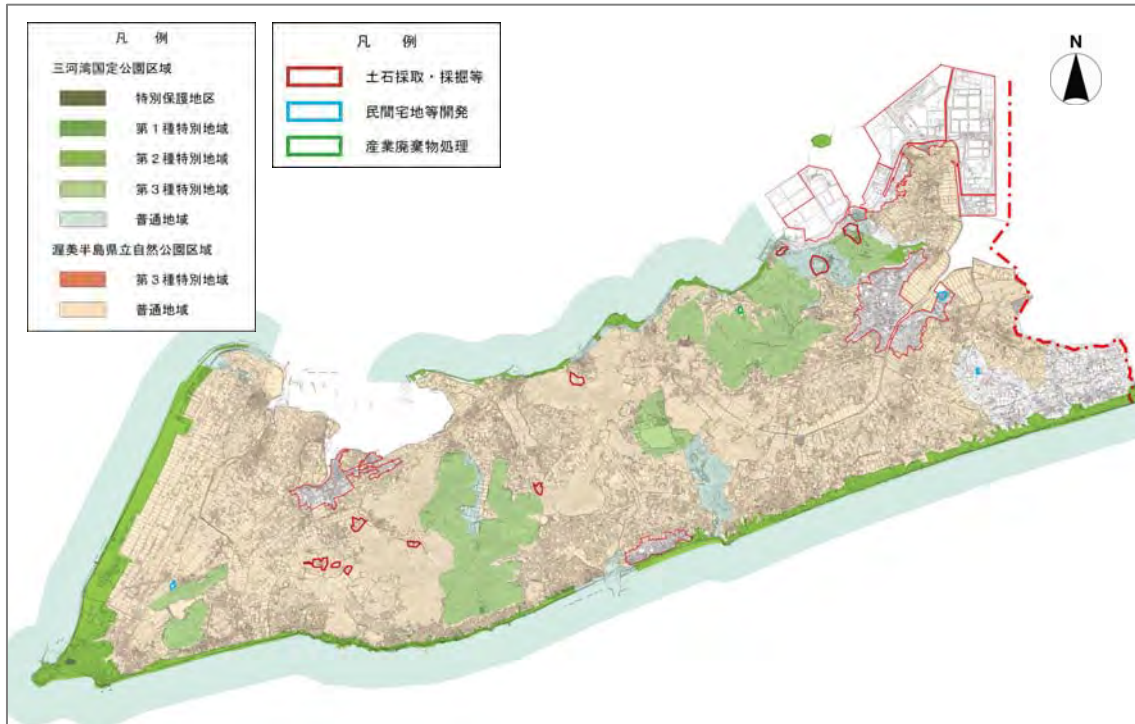


図 1-31 開発行為一覧図【開発中・把握分】

- ・小規模な宅地開発や開発許可の位置は、田原市街地や臨海部の周辺に集まっています。

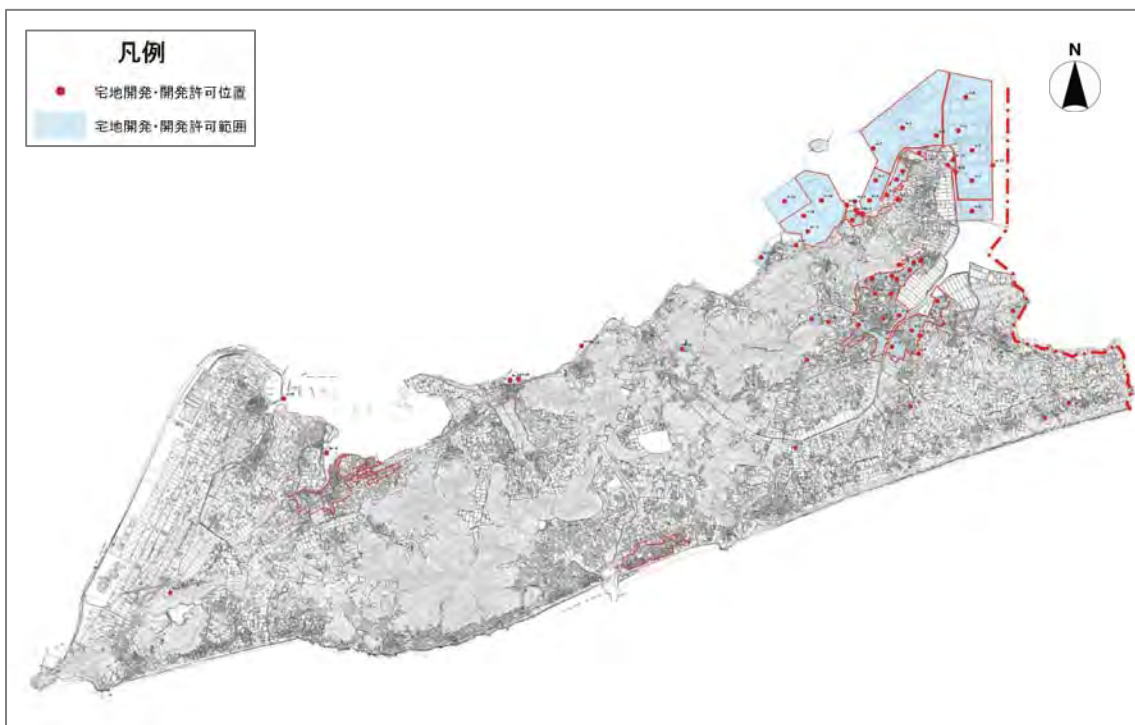


図 1-32 宅地開発・開発許可位置図

【農地転用】

- ・2,500 m²以上の大規模な農地転用は部分的に行われていますが、2,500 m²未満の小規模の農地転用は全市的に行われており、毎年年間で10ha程度行われています。
- ・農地転用の概ね7割は分家住宅等建築行為による転用であり、建築位置やデザインによっては、広がりのある農地景観の妨げになる可能性があります。

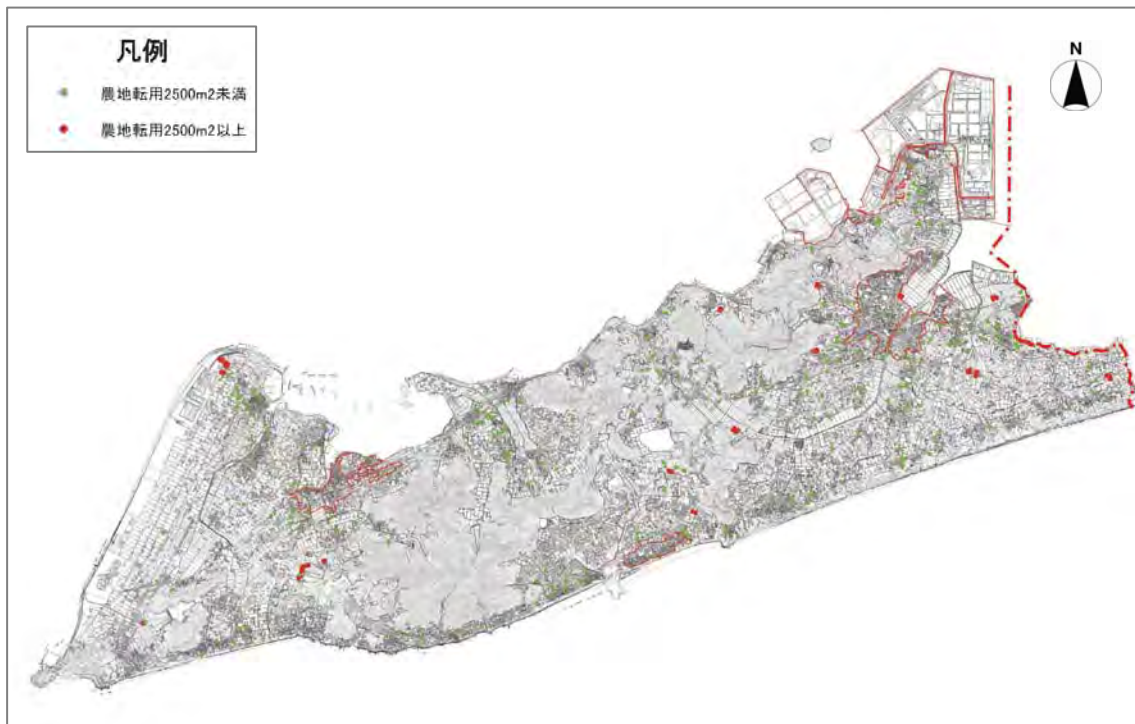
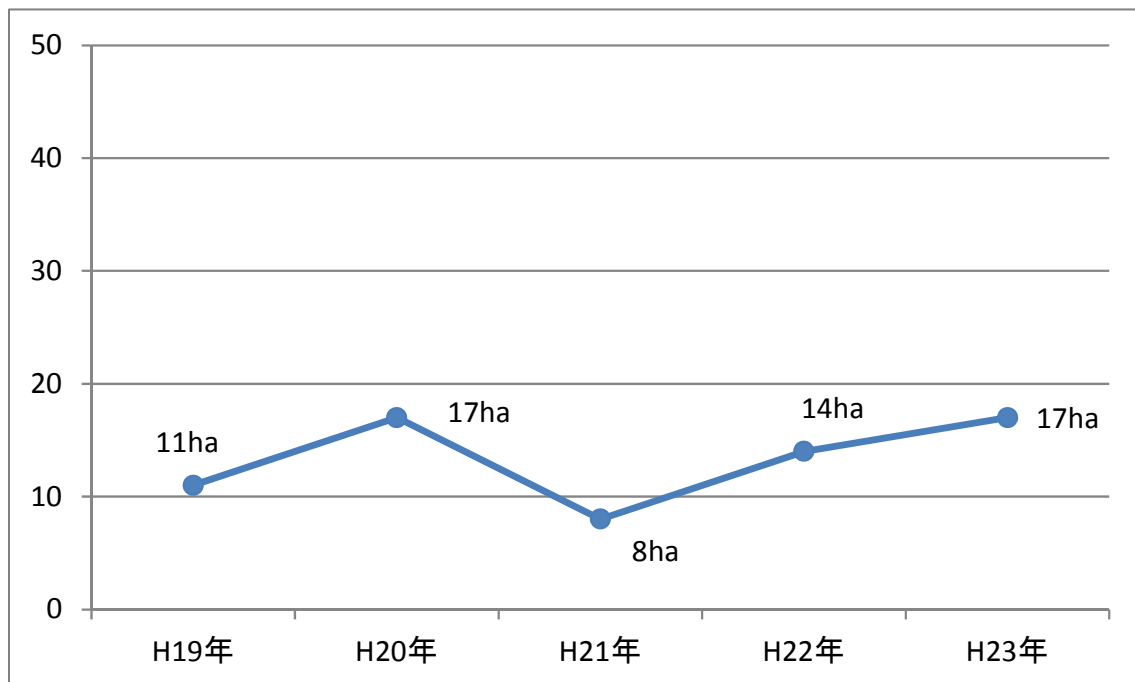


図 1-33 農地転用状況図

【農地法に基づく農地転用面積（単位：ha）】



(出典：愛知県都市計画年報)

【耕作放棄地】

- ・全市的に耕作放棄地が分布しており、特に和地町の一部で大規模な耕作放棄地が見られています。
- ・耕作放棄地が増えると広がりやまとまりのある農地景観を阻害することになり、そのことは景観的にも望ましくなく、農業生産上も良くありません。

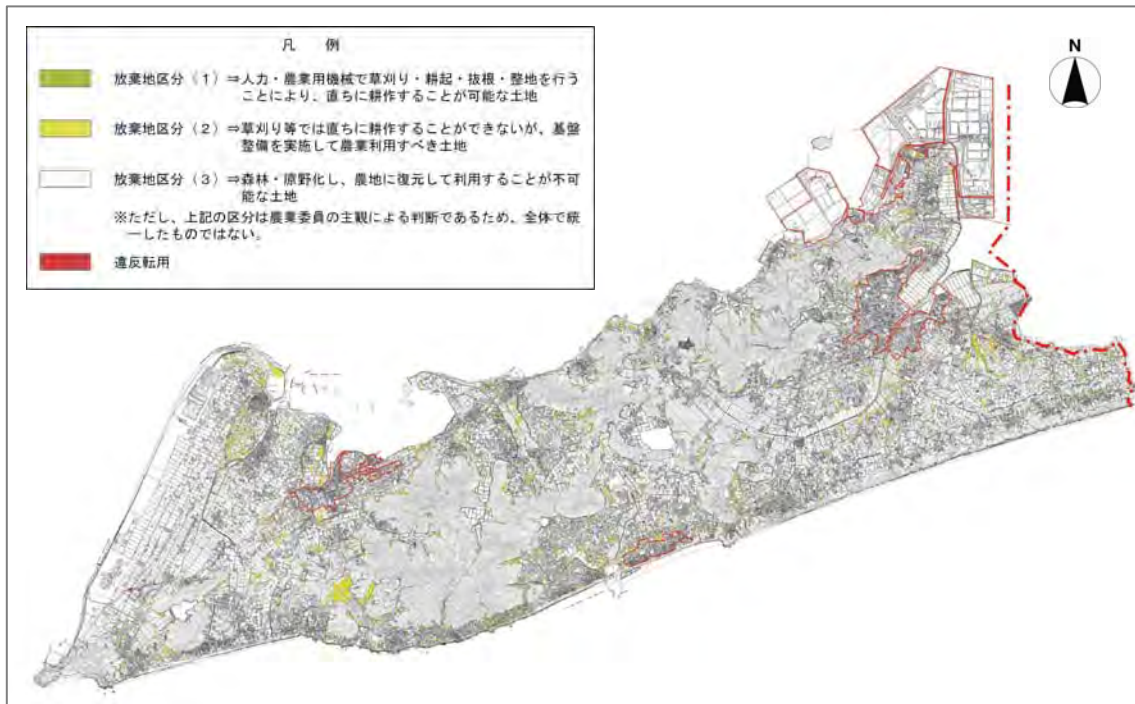


図 1-34 耕作放棄地

【屋外広告物の設置状況】

○伊良湖岬

- ・伊良湖岬周辺では、国定公園の特別地域の規制により、一般の屋外広告物の表示面積は小さめに抑えられ、良好な景観が保たれています。



交差点付近の多様な広告物



店舗の壁面広告

- ・ただし、広告物の色彩については、観光地でもあり地色に原色を用いている広告物が見られるため、このような広告物が増加することは景観上望ましくありません。



落ち着いた色彩の案内板



広告物のない景観

- ・伊良湖岬周辺で最も大きい広告物は、公益機関が設置した観光案内板となっており、その大きさは、見る人によっては大きく感じる規模となっています。



大型の案内広告



大型の案内広告

○国道 259 号：田原市街地縁辺部

- ・ 国道 259 号の豊橋市との市境から大久保南交差点区間が最も多く屋外広告物が設置されており、農地では大型案内広告板や政治活動ポスター、交差点部では集合看板、市街地では商業施設の大型自家用広告物が多く見られます。これらの屋外広告物は設置場所や色彩、大きさ等により、美しい農地景観や山地景観の阻害要因となる可能性があるため、適切な設置等に関するルールの検討が必要です。



農地内の野立広告物



農地内の広告物



交差点付近の広告物



屋上広告物や野立広告物

※国道 259 号は、愛知県広告物条例 5 条 2 項の許可区域に指定され、広告板と広告塔については道路端から 100m 以上離すことが規定されています。
規制に従うと、道路沿いには自家用広告物（広告表示面積の合計 20 m²以下）又は、案内広告（広告表示面積 5 m²以下）のみが設置できることとなりますが、市内の屋外広告物の現状を見ると、大きさと設置場所について適合してない物件が多数見られています。

○田原市街地

- ・ 田原市街地内及び豊橋市からの進入路や交差点では、広告板が乱立して巨大な壁を形成している姿が見られます。
- ・ 屋外広告物は設置場所や色彩、大きさ等により、美しい自然景観の阻害要因となる可能性があります。
- ・ 田原市街地内のロードサイド店舗の自家用広告物は、大型の物件が多く見られます。



交差点付近の集合看板



交差点付近の集合看板



屋上広告物



壁面広告物



彩度の高い屋外広告物



集合看板

○国道 259 号：農地

- ・ 国道 259 号の大久保南交差点から伊良湖岬区間の沿線では、広がりのある農地に屋外広告物がまったくない区間と、案内広告板が農地に沿って点在する区間が見られます。
- ・ 屋外広告物がないと一面に広がった雄大な農地を見渡すことができますが、屋外広告物があると農地への視線が遮られたような印象を受けます。



屋外広告物のない農地



屋外広告物のない道路景観



屋外広告物がある農地



屋外広告物がある道路景観

○田原市中央部の県道

- ・ 国道 259 号と国道 42 号を南北につなぐ県道では、一般広告物は少ないものの、観光農園の自家用広告物で大型の物件が設置されています。



屋外広告物がない農地



彩度の高い屋外広告物

○国道 259 号：福江市街地

- ・ 国道 259 号の福江市街地付近では、ロードサイド店舗が連続して立地しているものの、屋外広告物の大きさは田原市街地と比べて小さい傾向となっています。



屋外広告物のある景観



屋外広告物のある景観

- ・ 国道 259 号の福江市街地中心部の高田交差点では、菜の花がプリントされた歩道橋が設置され、年間を通して観光資源である菜の花をアピールする広告物としても機能しています。
- ・ なお、菜の花のプリントは歩道橋の地色の緑と調和しているため、違和感がない印象を受けていましたが、海拔表示シートの掲示により、バランスが悪くなったとの意見もあることから、施設管理者が地域の景観に配慮してもらえる仕組みづくりが必要です。



菜の花がプリントされた歩道橋（遠景）



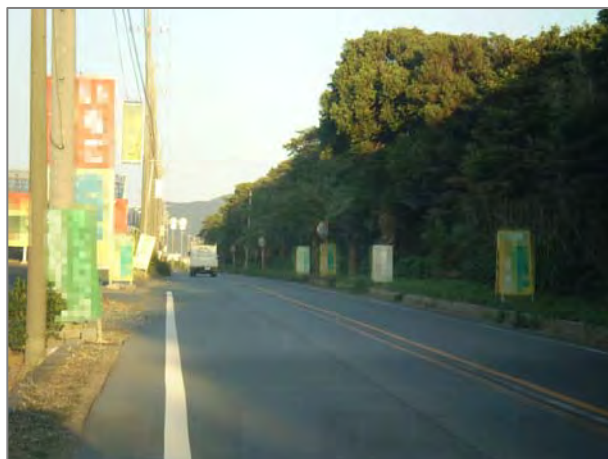
菜の花がプリントされた歩道橋（近景）

○国道 42 号：伊良湖岬～赤羽根市街地

- ・国道 42 号の伊良湖岬から赤羽根市街地の区間では、一般広告物は少ないものの、観光農園の自家用広告物が見られ、大型の物件が多く設置されています。



大型の屋外広告物



道路の両脇に設置された屋外広告物

○国道 42 号：赤羽根市街地

- ・国道 42 号の赤羽根市街地付近では、沿道にロードサイド店舗が立地していますが、田原市街地及び福江市街地と比べ、大きな屋外広告物は多く設置されていません。



屋外広告物のある景観



屋外広告物のある景観

○国道 42 号：赤羽根市街地～豊橋市境

- ・赤羽根市民センター付近や田原市街地へ抜ける道路の交差点では、広告板が密集して設置されている箇所があります。



交差点付近の屋外広告物



交差点付近の屋外広告物

○公共案内板

- ・田原市内では3箇所の道の駅があり、国道の要所に案内標識が設置されています。(設置は道路管理者)



- ・国道42号には、旧赤羽根町時代に設置した行政境をあらわす看板（サーフィンと菊）が設置されています。
- ・なお、表示面積が小さく、また、デザイン等には賛否が分かれていますが、地域性をアピールする取り組みとしての視点から検討が必要です。



赤羽根地区に設置された広告物（遠景）



赤羽根地区に設置された広告物（近景）

3 課題の整理

大切なふるさと景観を守り育み、そして継承するため、現況調査、田原市の景観特性及び意識調査等の結果から、田原市の景観づくりの課題を次のように整理します。

(1) 課題整理の枠組み

■景観特性の把握

<景観要素別の現状把握>

- 自然的景観（海・山・農地・地形）

田原市の自然環境や農業環境の美しさ、まとまり、魅力等を把握

- 歴史的景観

田原市内に残る古墳・文化財・遺跡・遺構等の歴史的資源の分布とその保全、活用状況を把握

- まちなみ景観、公共公益施設等の景観

人々の生活や産業活動がもたらす景観や道路、河川、港等の都市の基盤施設がもたらす景観の状況を把握

<景観の特徴把握>

- 眺望景観

上記の景観要素を眺望することのできる主な視点場の位置を把握

- 景観構造

上記の景観要素により構成される田原市の景観構造の骨組み、特徴を把握

<景観に係わるその他の事項>

- 法規制

田原市の景観に大きな影響を及ぼす自然公園法等の土地利用、建築活動、開発行為に係わる法規制の現状を把握

- 大規模建築物、土地利用等

上記の法規制下で行われている建築活動、土取り、農地転用等の実態を把握

- 屋外広告物の規制状況と実態

景観に大きな影響を及ぼす屋外広告物に対する規制状況とその実態を把握

■景観を捉える3つの観点
「自然」「歴史文化」「生活・産業」

■課題整理の枠組み

美しい自然景観の保全

- ・貴重な自然環境は守られ、美しい自然環境は保全されているか？

歴史的景観の継承

- ・歴史的・文化的資源は大切に保全され、次世代に継承されていく環境になっているか？
また、滅失した歴史的資源もその所在の記憶が継承されているか？

自然や歴史と調和する生業景観や、新たな生活・産業景観の形成

- ・農業、漁業は健全に守られ、自然景観と調和した農村景観、漁村景観を形成しているか？
- ・人々の生活や産業活動、街づくりや村づくり、都市基盤施設の整備等の人為的行為が上記の3つの景観と調和するように配慮されているか？
むしろ、3つの景観を損なう建築物や工作物等を立地させていないか？

景観を楽しむ視点場の形成

- ・上記のさまざまな景観や魅力的な景観を眺め、感動し、楽しむ場は数多く用意されているか？

(2) 景観づくりの課題

美しい自然景観の保全の観点からの課題

■海岸景観の保全

渥美半島は三方を海に囲まれ、生業としての海岸景観が特徴的な内海と、太平洋ロングビーチや海食崖が特徴的な外海等の景観が見られます。

しかしながら、海岸沿いには漂着ゴミも見られ、また、恋路ヶ浜や伊良湖開拓海岸防災林など白砂青松の景観が残る海岸では、松くい虫等による被害が出ています。

そのため、海岸に漂着するゴミ対策、現状残された海岸沿いの松林の保全や傷んだ松林の再生に取り組むなど、これら渥美半島をとりまく海岸や海浜景観の保全が必要です。

■山地景観の保全

ランドマークとなる蔵王山や大山をはじめ、ランドマークとなる山が市内の至る所に分布しています。まとまりのある山地は、渥美半島の景観を支える重要な景観的要素であり、宮山原始林や椈なぐさのシデコブシ、黒河湿地等の天然記念物として指定されている区域があります。

しかしながら、土石採取等により緑豊かな自然景観と山並みの連続性が損なわれている姿や、主要な視点場からの眺望景観が見られ、また、竹ヤブの増加など森林の質が低下しているところも見られることから、渥美半島の景観を支える背骨としての保全が必要であるとともに、土石採取への対策や山地における良好な植生の維持が必要です。

■農地景観の保全

田原市の特徴的な景観であるキャベツ畑や温室群等が市内の至るところに分布しており、これらは四季の移ろいと併せて多様な表情を見せています。そのため、農業の基盤となる農地景観の保全が必要であるとともに、四季を感じられる農地景観のPRが必要です。

また、耕作放棄地や休耕地が増加し、国・県道沿道においては一部廃温室等が見られるなど、これらはまとまりのある農地景観を形成する上で阻害要素となっていることから、耕作放棄地及び休耕地の有効活用や廃温室対策が必要です。

■河川景観の保全

河川等の護岸や河川構造物が自然景観と調和していない箇所や河川沿いの散策路等から屋外広告物が見られることから、干潟、河川の護岸や構造物等について周辺景観への配慮を促すとともに、河川沿いの屋外広告物等のコントロールが必要です。

なお、免々田川沿いでは、良好な河川景観づくりに向けた取り組みが行われていることから、良好な景観形成に向けた住民組織の活動の継続化とこの様な取り組みが全市的に広がる仕組みづくりが必要です。

歴史的景観の継承の観点からの課題

■歴史的景観資源の継承

市内には、多くの優れた歴史的資源が残され、地域独自の景観が残されています。

例えば、田原城跡周辺では、城下町の面影をあらわす道路形状が未だに残っているところもあり、その周辺では、地域のまちなみと調和した公共公益施設の修景等が行われています。

また、地域で産出された石材を用いた基礎のまとまりを有している集落や屋敷林の多く残る集落等も見られるなど、特徴ある景観資源を有する地域において、景観資源の掘り起こしや景観保全、創出を図るとともに、歴史的な景観資源をできる限り継承し、地域の景観まちづくりにつなげていく必要があります。

自然や歴史と調和する生業景観や新たな生活・産業景観の形成の観点からの課題

■個性あふれた魅力ある市街地や工業地の景観づくり

田原市のまちなみ景観は、はなとき通りの整然とした市街地景観や多くの地域特性を持った集落が分布し、多くの歴史的景観資源が残されています。

そのため、歴史資源の掘り起こしや景観資源の保全・創出、歴史的な視点を捉えた景観まちづくりの展開を進めるとともに、集落においては、その集落単位で個性を磨き、集落としてまとまりのある景観を維持する必要があります。

また、蔵王山や白谷海浜公園等の視点場から本市の基幹産業である工業地帯が眺望でき、工業地周辺では既存法に従い適切な緑化が進められています。

これら特徴的な眺望景観の支障とならないよう周辺の自然景観に配慮した工業地景観の創出が必要です。

■市街地での緑化の推進

市街地にとって社寺林や屋敷林は緑の景観を構成する大切な要素となっていますが、周辺の市街地調整区域に比べると緑量が少なく感じられます。市街地の社寺林や屋敷林の保全及び公共用地だけではなく、民地についても積極的に緑化するなど緑の景観の創出、緑量増加による景観の向上が必要です。

また、市内の観光地や人が集まる場所についても、緑化や花等により観光地としての景観の向上が必要です。

■景観阻害要素への対策

空き店舗や廃屋等は防犯面だけでなく、まちの活気、雰囲気等でマイナスとなる景観要素であり、徐々に増加しています。また、空地が増え、身近な景観を調和していない建物が立地している地域もあります。

そのため、空き店舗や廃屋等への対応策や地域の個性を活かした景観づくりを推進するとともに、地域の景観と調和していない景観阻害要素についての改善が必要です。

■大規模な公共公益施設における景観的な配慮

市内の至る所に公共公益施設（建築物・道路・港・河川等）が分布しており、公共建築物としては、場所・目的に沿ってデザイン等に工夫された建築物もありますが、周辺と調和しない彩度の高い色調やデザイン等に配慮が欠けている建築物も見られています。

また、主要な道路である国道42号や国道259号等では雑草が多く見られ、景観に配慮したガードレール等が少ない状況です。

公共公益施設は、地域の景観づくりを先導していくべきであり、地域の景観に配慮した公共公益施設のデザインが必要です。

景観を楽しむ視点場の形成の観点からの課題

■田原市の特徴的な眺望・沿道景観づくり

海岸沿いや海食崖の上部、港等市内の至るところから海を眺めることができます。また、ランドマークとなる山からの眺望は、渥美半島の山並みや3方の海等の自然景観とまちなみ景観を同時に眺めることができ、これら景観を望む視点場づくりが必要です。

鉄道沿線や国道沿道は多くの人が目にする景観ですが、一部で廃屋や雑草などが繁茂している状況が見られるなど、必ずしも良好な景観とは言えません。また、海沿いは山あいなどでは、眺望が良い道路であっても一部で電線電柱類等により景観が阻害されています。

そのため、移動中に車窓から見える沿道景観づくりが必要であるとともに、主要な道路における沿道景観や眺望景観へ配慮した電柱電線類等の整序が必要です。

■屋外広告物の適切なコントロール

市内では屋外広告物により山並みの分断や広がりのある農地の眺望が妨げられていたり、市街地内の良好な景観や歴史的景観を阻害しているものも多く見られます。

市内における不要な看板の撤去や統一看板への集約、自然景観や歴史的景観等に配慮した屋外広告物のルール化が必要です。

1 景観基本計画区域の設定

市全域で良好な景観形成を推進していくため、計画対象区域は市内全域とします。

2 景観形成の基本理念と目標

(1) 基本理念

三方を海に囲まれ、温暖な気候、山などの豊かな自然環境に包まれた渥美半島で、田原にしかない豊かな景観資源を次世代に引き継ぐための基本理念を、以下のように定めます。

ガーデンシティ(田園都市)の景観づくり

—市民の手により自然景観を守り育み、自然と調和した産業景観と美しく快適に暮らせる都市景観の創出—



“ガーデンシティ”とは、産業革命による経済優先の劣悪な都市環境にあった百年前のロンドンで提唱された都市づくりの言葉です。この“ガーデンシティ”が目指すものは、大都市郊外において、豊かな自然環境、農業・工業などの生産の場、生活空間が調和して、持続可能となるようにデザインされた理想都市でありますので、田原市の将来イメージとして用いることとしました。

また、“ガーデン (garden)” という英語は、“庭”や“庭園”の意味のほかに、肥沃な耕作地帯、豊穡・楽園・余暇を象徴する言葉です。(第1次田原市総合計画より抜粋)

(2) 基本目標

基本理念に基づき、ふるさとの景観づくりに取り組む基本目標を以下のように設定します。

目標1：市民による市民のための景観づくりを進めよう！

市民の手により玄関先に花を植えたり、家の周りのゴミを片付けたり、身の回りの簡単なことから身近な景観づくりを始めましょう。自分たちが暮らすまちです。子供たちが暮らすまちです。孫たちが暮らすまちです。自分のためにも、みんなのためにも景観づくりを考え進めましょう。

目標2：先人が創り上げてきたふるさと景観を守り育み、そして継承しよう！

田原市には豊富で素晴らしい自然的資源、多様で多くの歴史的資源や文化的資源があります。これらは長い時間をかけて先人が創り上げてきた大切なものです。

どこの地域でもそこにしかない歴史があります。地域らしさはすぐにはできません。長い時間をかけて培われてきたものです。日常の何気ない景観にも歴史があるはずで、自分が住んでいる地域に目を向けてふるさとの景観づくりを始め、継承しましょう。

目標3：おもてなしの心で、心癒される美しい景観を守り、そして創ろう！

市外から訪れる人にとっても、何となく懐かしく、また心地良い景観がある渥美半島。ゆっくりたたずんで、潮騒の音や香り、海の動きが感じられる海辺、渥美半島を感じられる山並みや農地の大パノラマ、市街地からも身近に感じられる自然豊かな山並み。

これらの豊かで多様な自然景観を守るために、不必要で派手な屋外広告物や自然景観、低層の集落などと調和しない建物や工作物などは見直して、うるおいと活力あるガーデンシティに調和する田原市を創造しましょう。

3 エリア別景観形成の方針

(1) エリアの設定

市内の景観特性や土地利用の現況に配慮しながら計画対象区域を区分し、それぞれの区域ごとの特性を活かすための考え方や必要な事項（方針や行為の制限）を定めます。

1) 計画対象区域の区分の考え方

田原市の主な景観資源は渥美半島の至るところに分布しており、その特性ごと図示したものが下図です。

市内には海浜やその周辺、蔵王山等の山並み、本市の基幹産業である農業地域に点在する市街地や集落があり、こうした面的な広がりをつかえ、市内を「海の景観エリア」「山の景観エリア」「農の景観エリア」「まちの景観エリア」の4つに区分することとします。

また、田原市の景観資源を眺める重要な骨格軸として、特に車や人の通行の多い国道及び鉄道沿いを「沿道景観軸」、市内における主要な河川を「河川軸」と位置付けます。



図 2-1 景観エリア及び景観軸（概略図）

エリア名	名称等
海の景観エリア	白谷海浜公園、仁崎海水浴場、汐川干潟、福江干潟、貝ノ浜、西ノ浜、恋路ヶ浜、太平洋ロングビーチ、新井海岸、伊良湖岬、一色の磯 等
山の景観エリア	蔵王山、衣笠山、藤尾山、雨乞山、大山、城山、文化の森 等
農の景観エリア	村松町、中山町、和地町、赤羽根町、野田町、六連町 等
まちの景観エリア (市街地)	田原、福江、赤羽根、臨海工業地帯の市街化区域
まちの景観エリア (集落地)	白谷町、宇津江町、中山町、小中山町、日出町、高松町、大草町、加治町、伊良湖町 等
沿道景観軸	国道 42 号、国道 259 号、豊橋鉄道沿線
河川軸	汐川、免々田川、天白川、池尻川、清谷川 等

2) 景観エリアとエリア別土地利用規制区域

景観形成を具体的に進めるため、1) で区分したエリア及び軸について具体的な範囲を設定し、その設定にあたっては、現在、他法令で法規制されている区域を元に設定します。



図 2-2 景観エリア及び

■エリア別土地利用規制一覧

エリア名	区域の範囲	自然公園区域			農業振興地域内農用地区域		市街化区域	市街化調整区域
		三河湾国定公園(特別保護区)	三河湾国定公園(特別地域)	渥美半島県立自然公園(特別地域)	農業振興地域内農用地	白地地域		
海の景観エリア	普通地域及び山地部分を除く自然公園区域	○	○					○
山の景観エリア	海、農、まちの景観エリア及び沿道景観軸以外の区域		○					○
農の景観エリア	農業振興地域内農用地区域			○	○			○
まちの景観エリア(市街地)	市街化区域						○	
まちの景観エリア(集落地)	農業振興地域内農用地区域外					○		○
沿道景観軸	R42,259の道路端から100m及び豊橋鉄道の軌道端から100m	○	○		○	○	○	○
河川軸	河川区域から10mの範囲				○	○	○	○



景観軸（詳細図）

(2) エリア別景観形成の方針

1) 海の景観エリア

① エリアの範囲

普通地域及び山地部分を除く自然公園区域の範囲



② エリアの現状及び課題

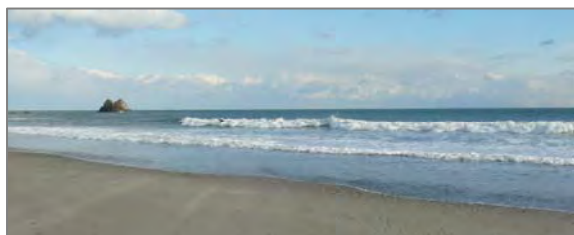
【エリアの現状】

- 渥美半島は三方を海に囲まれており、生業としての海岸景観が特徴的な内海と、太平洋ロングビーチや海食崖が特徴的な外海等の景観が見られます。また、海岸沿いや海食崖上部、港等市内の至る所から海を眺めることができます。
- 恋路ヶ浜や伊良湖開拓海岸防災林など、白砂青松の景観が残る海岸がありますが、松くい虫等の被害が出ています。
- 海岸沿いには漂着ゴミが見られ、海岸景観を阻害しています。

【課題】

- 渥美半島をとりまく海岸や海浜景観の保全が必要であり、その中でも、弥八島（ロングビーチ）や新井海岸（高松新井化石層が有名）、天然の磯等田原市の中でも特徴的な景観について保全が必要です。
- 海岸沿いの松林の保全及び傷んだ松林の再生が必要です。
- 海岸に漂着するゴミ対策が必要です。
- 山や丘等からも海岸を眺めることができますが、海岸沿いや海食崖上部、港等から海岸や夕日、朝日等の景観を眺望できるように、海を望む視点場づくりが必要です。

③エリア別の景観形成方針



太平洋ロングビーチ



伊良湖岬灯台



三河湾での潮干狩り

「美しい自然景観の保全」の視点

- ・太平洋の荒波が打ち寄せる表浜海岸は、大自然の雄大さが見られる特徴的な景観であることから、その保全を図ります。
- ・特に、伊良湖岬周辺や太平洋ロングビーチ周辺は重要な景観資源であることから、自然景観の保全に加え、より美しくする景観づくりを進めます。
- ・海岸沿いの美化として、漂着ゴミの対策や傷んだ松林の再生を図ります。また、松林の再生に合わせて津波対策の実施を検討します。

「歴史的景観の継承」の視点

- ・表浜海岸では、幕末の海岸防備の施設や第2次世界大戦の戦争遺跡が数多く残されていることから、これらの歴史的資源を次世代に継承する景観づくりを進めます。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- ・海苔の養殖等の生業の場である内海側については、干潟や養殖風景の保全を図ります。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- ・伊良湖岬を始め数多くの眺望ポイントが海沿いに分布しており、これらのポイントを「視点場」として位置付け、そこから眺める景観の保全や改善を進めます。また、視点場へのアクセス路や視点場の安全性等を確保します。

2) 山の景観エリア

①エリアの範囲

海、農、まちの景観エリア及び沿道景観軸以外の他区域



②エリアの現状及び課題

【エリアの現状】

- 蔵王山や大山をはじめ、まとまりのある山地は渥美半島の景観を支える重要な景観的要素となっています。また、山頂では、山や海等の自然景観とまちなみ景観を同時に眺めることができ、田原の景観を俯瞰することができます。
- 宮山原始林や椴のシデコブシ、黒河湿地等天然記念物として指定されている区域があります。
- 山の地肌が見え、緑豊かな自然景観と山並みの連続性が損なわれているとともに、主要な視点場からの眺望景観が損なわれています。
- ランドマークとなる山や風車が、数多く分布しています。
- 竹ヤブの増加など、森林の質が低下しているところも見られます。

【課題】

- ランドマークとなる蔵王山や大山をはじめまとまりのある山地景観は、渥美半島の景観を支える背骨として、その緑地保全が必要であるとともに、本市の骨格となる景観を臨む視点場の整備が必要です。
- 宮山原始林や椴のシデコブシ、黒河湿地等の天然記念物として指定されている区域では、それらの区域だけでなく周辺景観も含めた景観コントロールが必要です。
- 緑豊かな自然景観と山並み景観の連続性の保全や眺望景観としての山並みの保全を図るため、土取場対策が必要です。
- ランドマークとなる山や風車はその象徴性や独立性を保てるように、ランドマーク周辺の景観保全が必要です。
- 樹林地については、良好な植生の維持を図ることが必要です。

③エリア別の景観形成方針



蔵王山から見た市街地



蔵王権現



広がりのある農地と山並みが調和した景観

「美しい自然景観の保全」の視点

- ・ 渥美半島の山地は、海沿いやまちなかのいろいろな方向から眺めることができるランドマーク的な山地景観を形成しており、特に、山裾に広がる農地や海浜と一体となった山並みの風景は渥美半島の大きな魅力であることから、山の緑のまとまりや連なりの保全を図ります。
- ・ 貴重な植生が残る保存エリアについては、その周辺の緑地を含めて保全を図ります。

「歴史的景観の継承」の視点

- ・ 山地には、古墳、陣地、社寺等が分布していることから、これらの歴史的資源を次世代に継承する景観づくりを進めます。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- ・ 緑の質の低下を防ぐための里山づくりを市民参加で進めます。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- ・ 山頂等は田原市の景観を眺める「視点場」として位置付け、そこから眺める景観の保全や改善を進めます。また、視点場へのアクセス路や視点場の安全性等を確保します。

3) 農の景観エリア

①エリアの範囲

農業振興地域内農用地区域の範囲



②エリアの現状及び課題

【エリアの現状】

- 田原市の代表的な農作物であるキャベツ畑や、温室等が市内の至る所に分布し、広がりある農地景観を形成している一方で、耕作放棄地が増加しており、また、農地景観を阻害する構造物等も立地しています。
- まとまりのある温室景観の広がり、田原市固有の景観の特徴の一つとなっていますが、国県道の沿道において一部廃温室等が見られます。
- キャベツやブロッコリー、菜の花等の農地景観は、四季の移ろいとあわせて多様な表情を見せており、観光写真としても紹介されています。

【課題】

- 農地景観の保全が必要です。
- 耕作放棄地や休耕地及び廃温室や高圧鉄塔等の構造物はまとまりある農地景観の阻害要素となるため、農地景観を妨げないようその対策が必要です。
- キャベツ、ブロッコリー、菜の花等の農地景観は、四季の移ろいと併せて農地の景観に変化をもたらせており、このことを広く愛着を持って頂くため、景観資源として活用し、PRすることが必要です。

③エリア別の景観形成方針



電照菊



温室群



キャベツ畑



菜の花畑

「美しい自然景観の保全」の視点

- ・当該エリア内に残存する樹林地、ため池、河川等の自然的要素は、農の景観にうらおいを与える重要な景観資源であることから、その保全を図ります。

「歴史的景観の継承」の視点

- ・当該エリア内には、貝塚、古墳、中世の城館等の文化財が分布していることから、これらの歴史的資源を次世代に継承する景観づくりを進めます。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- ・まとまりと広がりのある農地景観を維持するためには、農業経営が健全に行われることが必要であるため、今後も農業の振興を図ります。
- ・耕作放棄地や休耕地の有効活用や廃温室を改善し、農地景観の魅力向上を進めます。
- ・まとまり感や広がり感に満ちた農地景観を維持するため、建築物、工作物、屋外広告物等の立地を適切に誘導します。
- ・四季をアピールする観光資源として、農地景観を活用します。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- ・当該エリア内に存する公園や観光施設等を、広がりある農地景観を眺める「視点場」として位置付け、そこから眺める景観の保全や改善を進めます。また、視点場へのアクセス路や視点場の安全性等を確保します。

4) まちの景観エリア (市街地)

① エリアの範囲

市街化区域の範囲



② エリアの現状及び課題

【エリアの現状】

- 市街地にあつては社寺林や屋敷林は緑の景観を構成する大切な要素となっていますが、周辺の市街化調整区域に比べると緑量が少なく感じられます。また、市内の観光地や人の集まる場所は、花や緑が不足しているところが見られます。
- 空き店舗や廃屋等は防犯面だけでなく、まちの活気や雰囲気でもマイナスとなる景観要素であり、市街地内において徐々に増加しています。また、身近な景観と調和していない工場等が立地している地域も見られます。
- 市街地内には歴史的建造物（社寺、産業遺産、個人住宅等）が残されており、地域の景観に併せて周辺整備が行われていますが、まだまだ多くの景観資源が埋没しており、景観的にもつながりが薄くなっています。
- 蔵王山や白谷海浜公園等の視点場から本市の基幹産業である工業地帯が望見できます。
- 工場周辺では緑化が進められています。
- 田原市の玄関口である三河田原駅周辺では、都市計画道路や駅前広場、駅舎の改築が予定されています。

【課題】

- 公共用地だけでなく、民地についても積極的に緑化するなど、市街地におけるまちなみ景観の創出が必要であるとともに、社寺林や屋敷林の保全及び緑量の増加による景観の質の向上が必要です。
- 空き店舗や廃屋等への対応や、地域の個性を活かした景観づくりを推進するとともに、地域の景観と調和していない景観阻害要素については改善が必要です。
また、農地景観や山地景観と調和するような市街地景観を創出するとともに、歩きながらまちを楽しめる景観づくりが必要です。

- 田原城跡周辺、福江城坂周辺、赤羽根集落周辺において、歴史資源の掘り起こしや景観資源の保全創出、歴史的な視点をとらえた景観まちづくりが必要です。
- 工業地については、大規模な工場等の産業としての景観が眺められ、これらの人工的な建築物と周辺の山や海の自然景観と調和した景観形成が必要です。
- 三河田原駅の再整備に合わせた田原市らしい駅前景観の創出が必要です。

③エリア別の景観形成方針



生垣と石積みが特徴的な街の景観



良好な市街地景観



緑豊かな工場地景観

「美しい自然景観の保全」の視点

- ・市街地内に存する社寺林や屋敷林及び河川等の緑地は、まちの景観にうるおいを与える重要な景観資源であることから、その保全を図ります。

「歴史的景観の継承」の視点

- ・田原城跡及び城下町、福江城坂周辺、赤羽根市街地には多くの歴史的資源が残されていることから、これらの資源を活用したまちづくりを積極的に進め、生活環境の向上やまちの活性化を図ります。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- ・市街地の緑量の増加によるうるおいを高めます。
- ・まちの環境改善や活性化に向けたまちづくりを実施する際には、地域の歴史や現在のまちなみに調和するよう配慮します。
- ・臨海部の工業地景観は、田原市の眺望景観の中でも大きな影響力を有することから、敷地内の緑化や工場の意匠デザイン等に配慮するよう促します。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- ・田原駅前、市役所、観光地等の人が多く集まる場所を田原市の魅力をアピールする「視点場」として位置付け、そこから眺めることのできる個性的、魅力的な眺望景観の保全または創造を図ります。

5) まちの景観エリア（集落地）

①エリアの範囲

農業振興地域内農用地区域外の範囲（白地）



②エリアの現状及び課題

【エリアの現状】

- 市域内に数多く分布する集落地は、同質の建物で構成された一体的な景観を形成しており、また、多くの歴史的景観資源が残されています。
- そのような集落の中には公共公益施設が多く立地しており、地域ごと特色のある建物となっています。

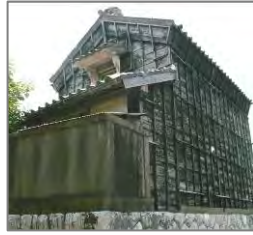
【課題】

- 田原市には多くの地域特性を持った集落が分布しており、今後はその集落単位で個性を磨き、集落としてまとまりのある景観を維持する必要があります。
- 市内では、地域で採れる石材を用いた基礎のまとまりや、屋敷林の多く残る集落など地域独自の景観が見られるため、これらの景観資源の掘り起こしや保全、創出が必要です。
- 古くからの集落では狭く曲がりくねっている道が多く、渥美半島特有の門長屋が見られます。地域の景観資源はできる限り継承し、調和していない景観的阻害要素については改善し、また、緑化や花などにより修景することにより、歩いて楽しめる景観まちづくりを進める必要があります。
- 地域ごとの特色に配慮した公共公益施設のデザインガイドラインが必要です。

③エリア別の景観形成方針



集落景観



白谷の石積みの上に建つ倉



集落景観



趣きのある和風の建物

「美しい自然景観の保全」の視点

- ・ 集落内に存する社寺林や屋敷林及び河川等の緑地は、まちの景観にうるおいを与える重要な資源であることから、その保全を図ります。

「歴史的景観の継承」の視点

- ・ 集落内には地域の生き立ちを物語る歴史的資源が残されていることから、これらの資源の保全と活用を進めます。また、これらの資源を巡ることのできる周遊路ネットワークの形成を図ります。
- ・ 集落形成の歴史から、集落内の建物は同種のデザインのものが多く集積して一団のまとまりを有していることから、このまとまり感の保全を図ります。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- ・ 集落内の環境改善や活性化に向けたまちづくりを実施する際には、地域の歴史や現在のまちなみに調和するよう配慮します。
- ・ 農家の分家住宅等が農地景観や集落景観と調和するよう誘導します。

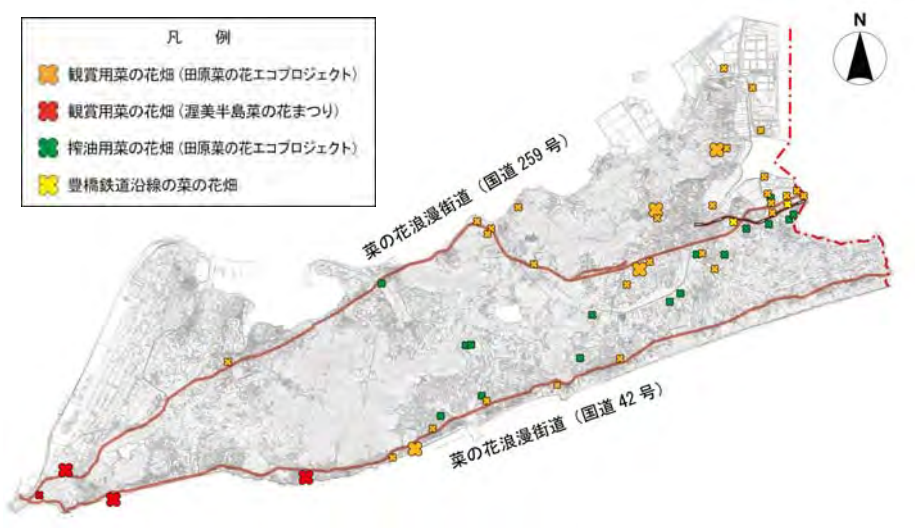
「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- ・ 集落内に存する集会所や公園など、人の集まる場所を「視点場」として位置付け、そこから眺めることのできる個性的、魅力的な眺望景観の保全または創造を図ります。

6) 沿道景観軸

①エリアの範囲

- ・ 田原街道（国道 259 号）及び伊勢街道（国道 42 号）沿道（国道 259 号及び国道 42 号道路端から 100m の範囲）
- ・ 豊橋鉄道沿線（豊橋鉄道軌道端から 100m の範囲）



②エリアの現状及び課題

【エリアの現状】

- 田原市の導入路としての鉄道沿線や、観光地である伊良湖岬へのアクセス路となる国・県道沿道は多くの方が目にする景観ですが、一部で廃屋、廃温室や電線類の錯綜や雑草が多く繁茂している区間が見られます。
- また、特に屋外広告物により、山並みの分断や広がりのある農地の眺望景観、市街地の良好な景観、鉄道沿線からの車窓景観の阻害が見られます。

【課題】

- 移動中に車窓から見える眺望景観の維持・改善が必要であるとともに、特に主要な景観軸である国道 42 号や国道 259 号は、沿道景観の改善が必要です。
- 不要な看板の撤去や、統一看板への集約等による看板類の整序が必要です。また、主要な道路沿道景観や眺望景観の質を高めるために、電柱電線類等の整序が必要です。

③エリア別の景観形成方針



特別地域内の沿道



菜の花畑



国道沿道の農地景観

「美しい自然景観の保全」の視点

- ・道路を新設または拡幅する場合には、沿道の自然景観と調和するよう配慮します。

「歴史的景観の継承」の視点

- ・国道 42 号は伊勢街道、国道 259 号は田原街道であったように、この 2 路線は景観軸であるとともに歴史軸ととらえることができることから、沿道に存する歴史的資源を活用した景観づくりを進めます。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- ・田原市の個性を感じることができるシンボリックな道路景観を創造します。
- ・おもてなしの心を感じる大切な景観軸として、花であふれた沿道景観の形成を図ります。
- ・雑草が枯れ、ゴミが散乱する道路は街のイメージを大きく損なうことから、道路美化活動の推進を図ります。
- ・無秩序な屋外広告物の設置や電線電柱類は、景観形成上の大きな阻害要素であることから、広告物についてはその位置やデザイン・大きさを適切に誘導します。また、必要に応じて電線電柱類の整理を行います。
- ・農地の土砂流出を防止し、法面保護を図ります。
- ・自転車道構想や渥美半島菜の花浪漫街道等と連携を図りながら、計画を実行していきます。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- ・雄大な海の景観を眺望することができる視点場を、適切な場所に設定します。

7) 河川軸

①エリアの範囲

- ・汐川、免々田川等の河川区域から 10m の範囲



②エリアの現状及び課題

【エリアの現状】

- 河口部や河川敷等には法投棄された船舶等も見られます。
- 汐川沿いの護岸堤防の景観がコンクリート製で自然景観と調和していないものも見られます。
- 一部の河川では、水の汚れによるにおいに対する問題がでており、水質改善が必要です。
- 免々田川沿いでは、菜の花や河津桜の植栽を住民との協働で実施するなど、良好な河川景観づくりに向けた取り組みが行われています。
- 河川沿いの散策路等から屋外広告物が見られます。

【課題】

- 河川景観を阻害するゴミ対策が必要です。
- 干潟、河川の護岸や構造物等の周辺景観への配慮が必要です。
- 汐川や汐川干潟、免々田川等の汚れが問題であり、水質改善が必要です。
- 河川景観づくりを全市的に展開することが必要です。
- 河川沿いの屋外広告物等のコントロールが必要です。

③エリア別の景観形成方針



夕川



清谷川



免々田川

「美しい自然景観の保全」の視点

- ・豊かな自然を有する河川は、都市環境に大きなうるおいを与えることから、生態系の観点に加え、景観の観点からも保全を図ります。
- ・良好な自然環境を維持し、景観的にも魅力を高めるため、河川美化の推進を図ります。

「歴史的景観の継承」の視点

- ・川には古くからの人々の暮らしの記憶があることから、川沿いに残る歴史的資源を活用した河川景観づくりを進めます。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- ・河川の護岸改修、整備にあたっては、生態系への配慮に加え、景観的視点に配慮し、沿岸地域との調和やうるおい感を創出します。
- ・河川は市民の散歩道として利用されることも多いため、歩きやすい道の整備に加え、川沿いの緑化等により楽しく快適に歩ける環境づくりを進めます。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- ・河川堤防のうち、河川と一体となったまちの風景や農の風景を眺めることのできる場所を「視点場」として位置付け、そこから眺めることのできる個性的、魅力的な眺望景観の保全または創造を図るとともに、その視点場へのアクセス路や視点場の安全性等を確保します。

4 特徴的な景観を有している地区の景観形成の方針

(1) 景観重点整備地区候補地の設定

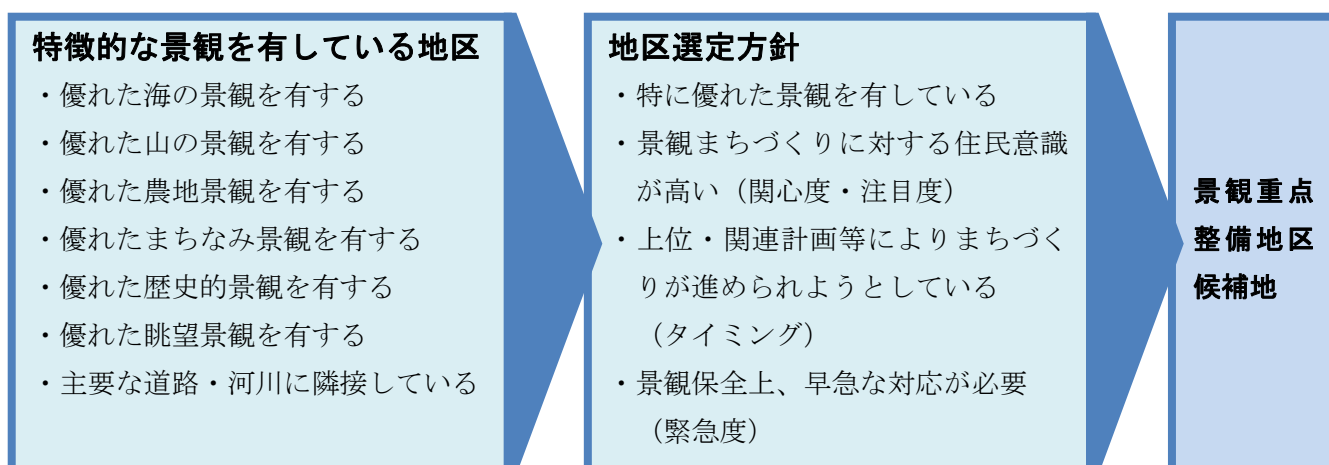
趣きのある集落や歴史的雰囲気を感じられる城下町など、田原市における境界景観の特色は、地区単位で異なっており、今後も引き続き地区独自の良好な景観を保全する必要があります。

一方、今後新たに整備され田原市の顔となるような地区についても、田原市らしい景観の創出に主眼をおいた配慮が必要となるため、本計画において特に地区的な景観形成が必要で、かつ、特徴的な地区を景観重点整備地区候補地として設定し、地域単位で実践的な景観づくりを推進します。

なお、景観重点整備地区候補地ごとに景観づくりに対する方向性、コントロールが必要な基準項目等を例示していますが、その検討にあたっては、市民と一緒に設定します。

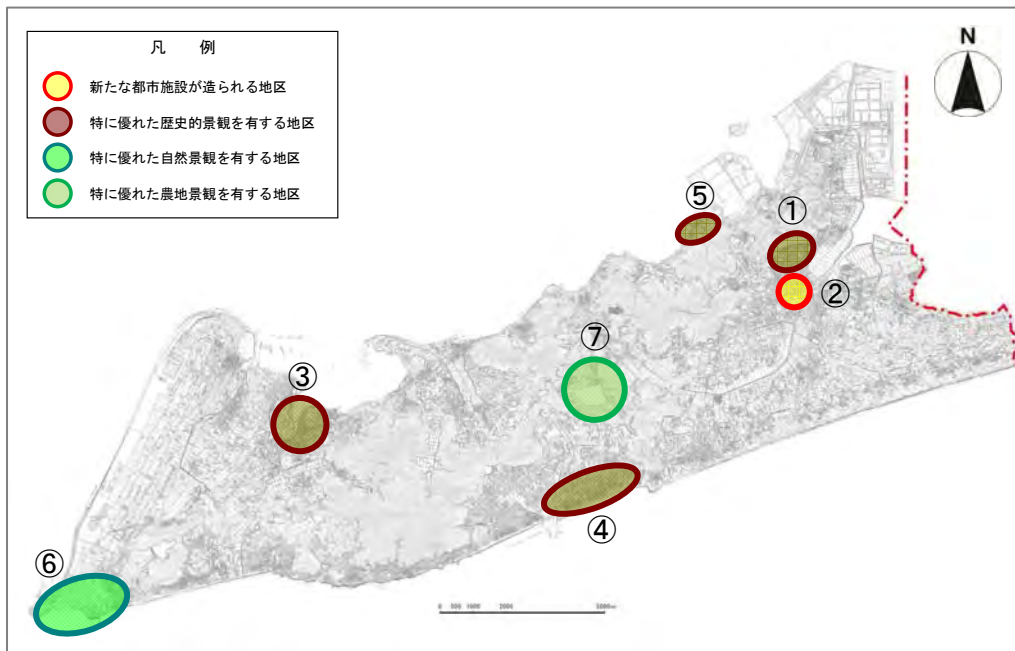
1) 景観重点整備地区候補地の選定の考え方

景観重点整備地区候補地の選定にあたり、下記の視点により選定方針を定め、その方針に該当する地区を景観重点整備地区候補地として設定します。



2) 景観重点整備地区候補地の設定

景観重点整備地区候補地として、特色ある界隈景観地区、テーマ性のある眺望景観地区、田原をイメージさせる農地地区を以下に示します。



【景観重点整備地区（候補地）位置図】

特色ある界隈景観地区	エリア名
①田原城跡周辺地区	まち（市街地）
②三河田原駅周辺地区	まち（市街地）
③福江城坂周辺地区	まち（市街地）
④赤羽根地区	まち（市街地）
⑤白谷清水地区	まち（集落地）
テーマ性のある眺望景観地区（田原市の重要な眺望景観）	エリア名
蔵王山※	—
⑥伊良湖岬地区	まち（集落地）
田原をイメージさせる農地地区	エリア名
⑦サンテパーク地区	農・まち（集落地）

※蔵王山は田原市のランドマークであり、全市的な景観を望める優れた眺望景観を有しています。蔵王山の展望台は視点場としては高所にあり、そこから眺める風景は、都市全体を見渡すことができます。

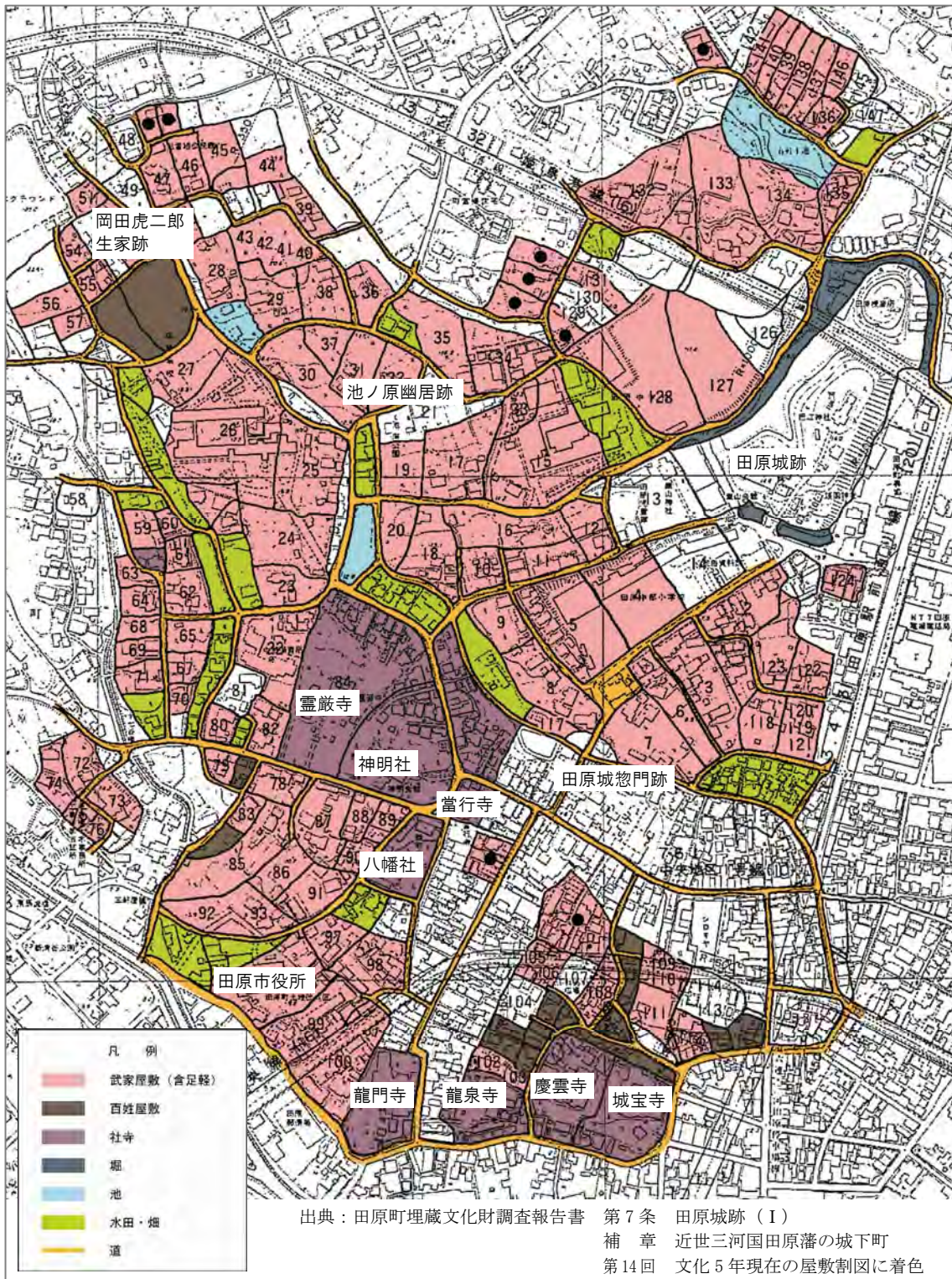
蔵王山はそのような場所であるため、展望台周辺を景観重点整備地区として位置付け、きめ細かなコントロールを実施していくことはあまり必要ではなく、むしろ市全体の景観をコントロールすることが重要であるため、景観重点整備地区候補地としての設定は行わないこととします。

(2) 景観重点整備地区候補地別景観形成の方向性

田原城跡周辺地区

【地区の概況】

田原藩の城下町の地図と現在の地図を重ね合わせると、当該地区には曲尺手の道路や田原城跡、武家屋敷跡、寺下通り等があり、城下町景観を一部感じさせるものが残っていますが、それらも近年の都市化の進展により失われつつあります。



【良好な景観形成のための方向性】

地区名（仮称）	方向性	想定される基準項目（案）
田原城跡 周辺地区	城下町としてまとまった緑（樹林）や生垣、古い趣きを持った建物は保全し、古い道沿いの建物については、歴史的な地区に調和するよう形態意匠のルール化による落ち着いたまち並みの形成や趣きづくりを図る。また、城下町を散策しやすいように適切な案内及び誘導サインの設置を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物高さの最高限度 ・建物の色彩 ・屋根形状 ・垣柵 ・緑化 ・屋外広告物



田原城跡



田原城跡



曲尺手の道路



旧武家屋敷の趣きのある建物



寺下通りの寺院



築地塀風の公園外構

【良好な景観形成のための方向性】

地区名（仮称）	方向性	想定される基準項目（案）
三河田原駅 周辺地区	中心市街地としてふさわしい地区となるよう屋外広告物のルール化や、緑化の推進、ファサードのルール化、駐輪場の整序など、緑豊かで魅力ある景観形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の色彩 ・ファサードの形態意匠 ・緑化 ・屋外広告物



三河田原駅駅舎（計画図）



整備中の都市計画道路



整備中の駅前広場



駅周辺の住宅



駅に隣接する工場



はなとき通り（民有地の緑化）

福江城坂周辺地区

【地区の概況】

城坂周辺には、陣屋跡や趣きのある建物、常夜灯などの歴史的な景観資源が分布しています。しかし、趣きのある古い建物は老朽化等により取り壊されており、また、市街地内の空地も増え当時の趣きが失われつつあります。

そのため、福江地区では、まちづくり活動へ高い意識を持った団体が誕生しており、景観まちづくりが実践される可能性が高い地区です。



大正7年（1918年）当時の福江地区

【良好な景観形成のための方向性】

地区名（仮称）	方向性	想定される基準項目（案）
福江城坂 周辺地区	港町の特徴をもった地区となるよう城坂周辺の趣きのある建物の保全を行うとともに、建て替え時における建物のルールを設定するなど、歴史を感じさせる空間づくりを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物高さの最高限度 ・建物の色彩 ・屋根形状 ・垣柵 ・緑化 ・屋外広告物



城坂・右側の擁壁は長七たたき（人造石）



落ち着いた雰囲気でもリニューアルされた
福江市民館（写真手前は陣屋跡・公園予定地）



趣きのある建物



趣きのある建物



福江市民館からの眺め



空地

赤羽根地区

【地区の概況】

赤羽根地区には農漁村集落特有の大きな門長屋や、高い生垣、細い路地などの特色ある集落景観を有していますが、一部で空家や建物の老朽化等が見られるため、古い町並み景観の保全が必要です。



大正10年（1921年）当時の赤羽根地区

【良好な景観形成のための方向性】

地区名（仮称）	方向性	想定される基準項目（案）
赤羽根地区	防災性と生活利便性に配慮して、狭い路地の修景や、趣きのある古い建物の保全と建て替え時の建物のルール化により、落ち着いた市街地（農村集落）づくりを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物高さの最高限度 ・建物の色彩 ・屋根形状 ・生垣 ・緑化 ・屋外広告物



趣きのある建物



大きな門長屋



狭い路地



生垣と細い路地



高い生垣



海食崖（ほうべ）の眺め

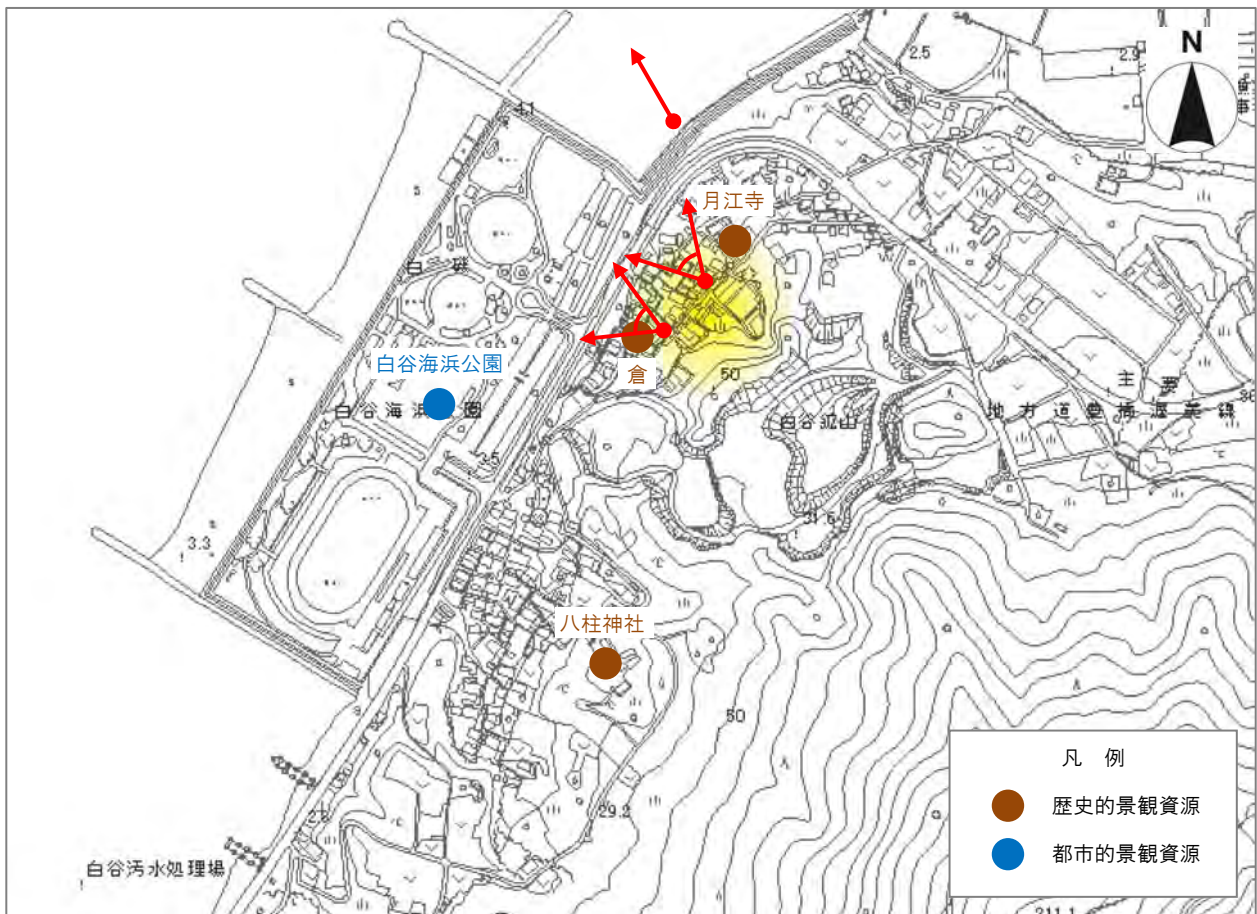
白谷清水地区

【地区の概況】

白谷清水地区は三河湾への眺めが良く、地区で産出される石灰岩の石積みが残りに、海に対して妻入り※の建物配置となっている風情溢れる集落ですが、地区に残る趣きのある古い建物や蔵などは老朽化しつつあります。

当該地区は、田原市の良好な景観を有している地区の中でも、歴史的な建物や三河湾を眺望できる地区であるため、それら特徴的な街並み景観の保全が必要です。

※建物の妻（短辺）側に入り口を設けて、正面とする建築様式



【良好な景観形成のための方向性】

地区名（仮称）	方向性	想定される基準項目（案）
白谷清水地区	防災性と生活利便性に配慮しながら、特徴的な風情の景観保全を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物高さの最高限度 ・建物の色彩（黒壁） ・切妻瓦葺きづくり ・妻入りの建物配置 ・垣柵・緑化 ・屋外広告物



石灰岩の石積みの上の倉



地区の眺め



坂に建つ趣きのある建物



海への眺め



石灰岩の石積み



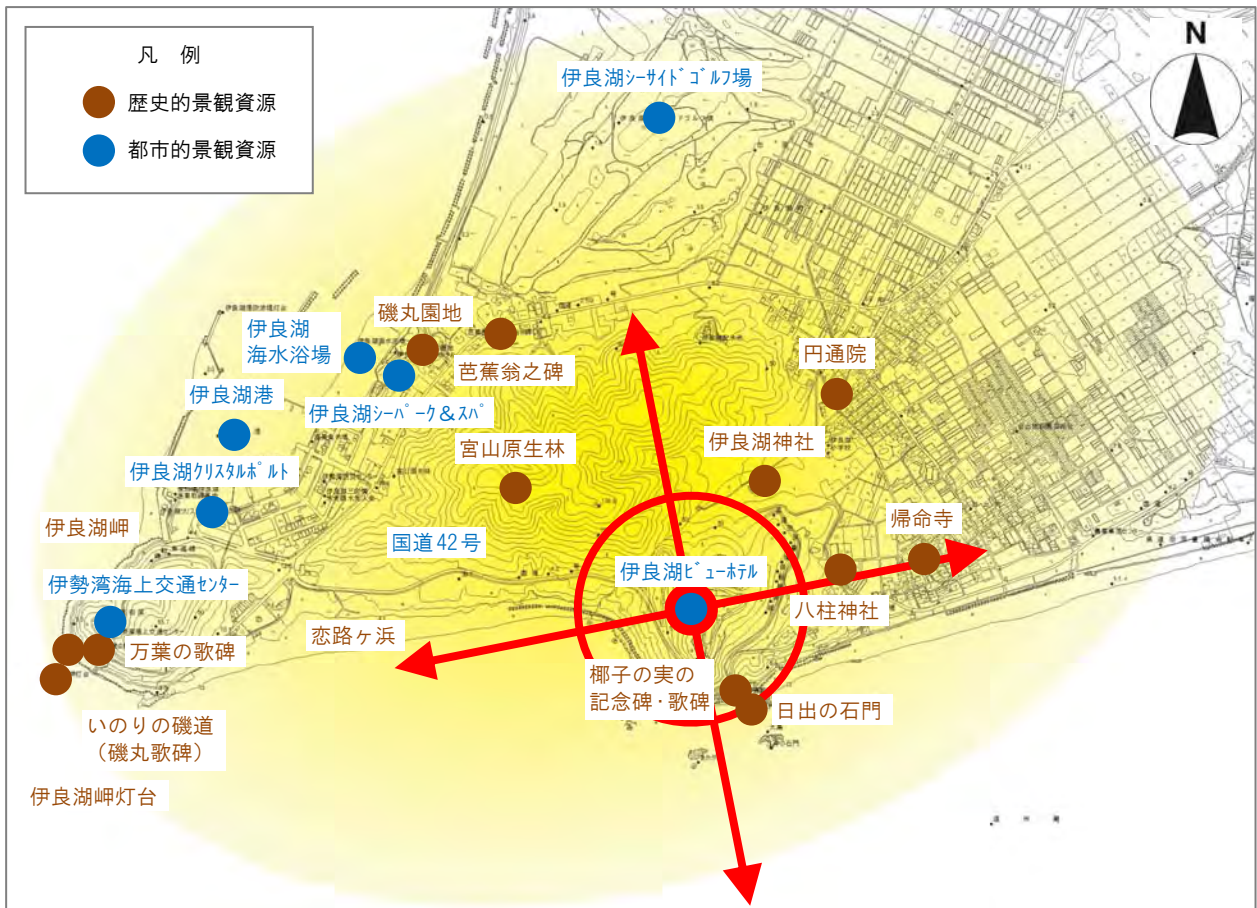
海側からの眺め

伊良湖岬地区

【地区の概況】

伊良湖岬は三河湾国定公園にも指定されており、雄大な太平洋と山並みを見ることができますが、視点場としては低く、周辺の眺望景観には配慮が必要です。

そのため、日出町や伊良湖町の集落地内の景観保全及び良好な住環境の創出が必要であるとともに、伊良湖岬への眺望と伊良湖岬からの眺望景観の保全が必要です。

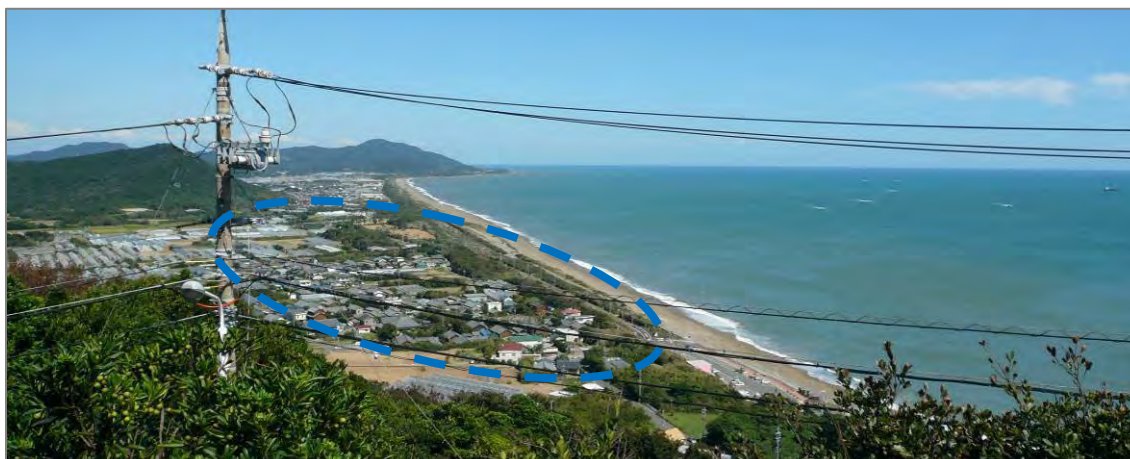


伊良湖岬地区 (平成 21 年)



【良好な景観形成のための方向性】

地区名（仮称）	方向性	想定される基準項目（案）
伊良湖地区	田原市の観光拠点として、伊良湖岬、太平洋、伊勢湾等の美しい眺望景観の保全と、集落地内の景観保全及び良好な住環境の維持を図るために、自然と調和した集落地内の景観づくりを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物高さの最高限度 ・建物の色彩 ・屋根の色彩 ・屋根形状 ・緑化 ・屋外広告物



日出町周辺



低層のまちなみ



海沿いの駐車場からの眺め

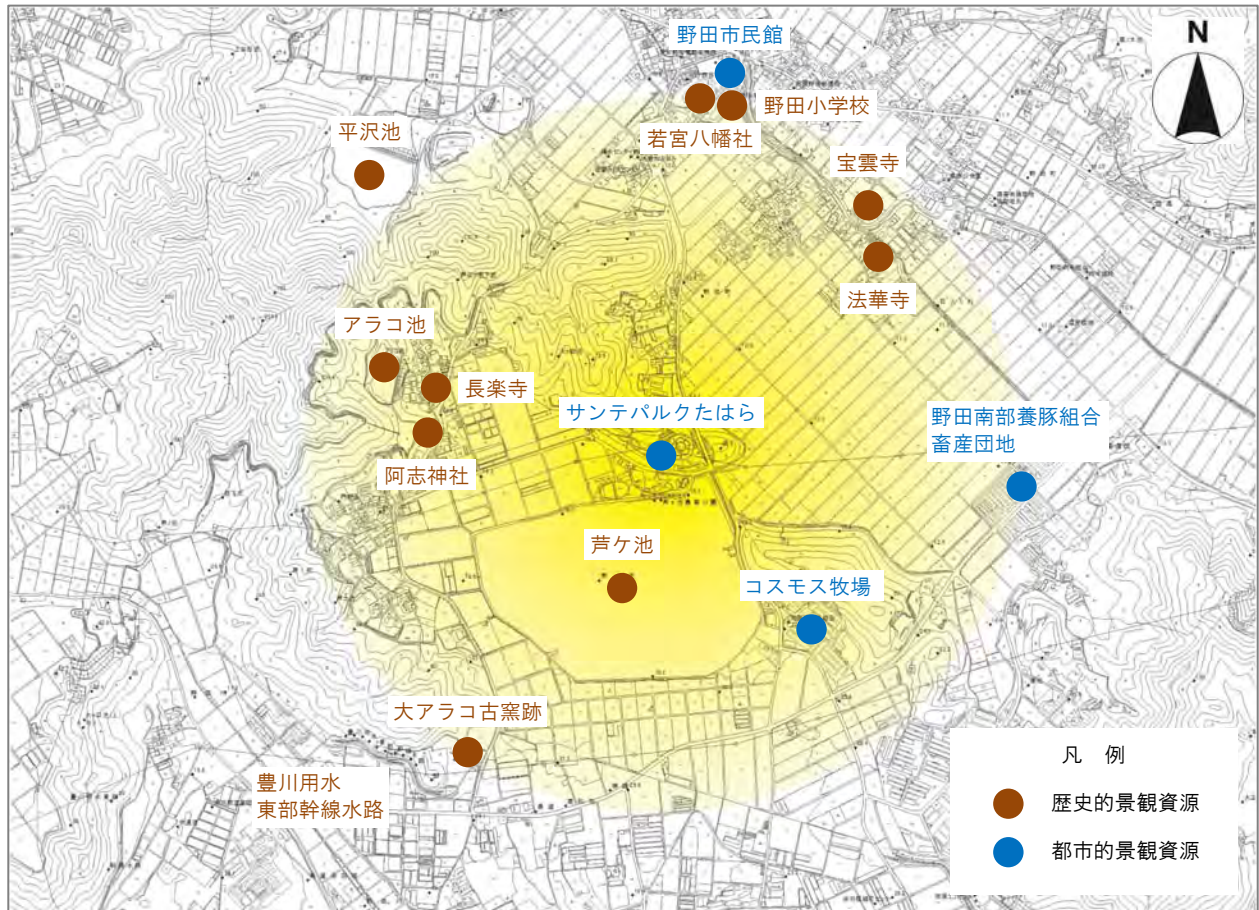


伊良湖町周辺

サンテパーク地区

【地区の概況】

田原らしい広がりのある農地景観や低層の趣のある農村集落がある地区です。また、観光施設としても人気のあるサンテパークたはらがあることから、市内外の多くの人の目にとまる地区であるため、田原らしい農地景観のモデル的な地区として保全が必要です。



芦ヶ池周辺（平成 21 年）

【良好な景観形成のための方向性】

地区名（仮称）	方向性	想定される基準項目（案）
サンテパーク 地区	<p>広がりのあるまとまった農地景観の保全、区域内の農村集落景観の維持、芦ヶ池については自然な景観に調和するような景観形成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物高さの最高限度 ・ 建物の色彩 ・ 屋根形状 ・ 屋外広告物



サンテパークたはら



サンテパークたはら内の花壇



豊川用水の大きな調整池（芦ヶ池）



芦ヶ池の眺め



広がりのある田園



周辺の趣きのある農村集落

1 実現方策の一例

4つの景観エリアと2つの景観軸の景観形成方針に基づき、それぞれの実現方策の一例を以下に記します。

(1) 海の景観エリア

【方策1】

特徴的な海の景観を保全するため、沿岸に立地する建物や工作物等が周辺の景観と調和するように誘導します。

- ・内海側：港（姫島、馬草、宇津江、泉、伊川津、福江、伊良湖、赤羽根）周辺、潮干狩り（福江、白谷）
- ・外海側：伊良湖岬、恋路ヶ浜、赤羽根ロングビーチ、一色ノ磯、新井海岸、海食崖



- ・ヨットハーバー越しに緑豊かな山並みと、水辺に調和した景観が眺められます。



- ・彩度の高い建物や、山の稜線を分断する高い建物ができると、違和感のある景観となってしまうので、建築物の高さ・色彩の誘導が必要です。

【方策2】

海岸沿いの構造物等の景観的な配慮を図ります。

- ・港周辺、ココナッツビーチ伊良湖、白谷海浜公園、仁崎海水浴場、太平洋ロングビーチ



- ・雑草が生い茂り、海岸への眺望を阻害しています。
- ・白いガードパイプが、背景の自然景観と調和していません。



- ・道路や民地の雑草を刈ることで、海への眺望も良くなります。
- ・ガードパイプをアースカラーにすることで、自然景観に調和します。



景観に配慮した場合



放置した場合

【方策3】

海岸沿いの松林の保全及び傷んだ松林の再生を図ります。また景観に配慮した津波対策（ポタ山の活用）の拡充を実施します。

- ・ 仁崎海水浴場、恋路ヶ浜、西ノ浜、江比間海岸 等



・ 海岸沿いの美しい松林も、松くい虫等による松枯れの被害が出ています。



・ 健全な松林となり、防潮、防災上も有効になります。

【方策4】

多様な海岸景観を阻害する海岸沿いの漂着ゴミ対策を図ります。

- ・ 港周辺、ココナッツビーチ伊良湖、白谷海浜公園、仁崎海水浴場、太平洋ロングビーチ、一色の磯



・ 海岸沿いの漂着ゴミが景観を阻害しています。



・ ゴミを除去すると、美しい砂浜となります。

【方策5】

伊良湖岬、表浜海岸等本市の主要な視点場からの良好な眺望景観の保全を図ります。

- ・ 海岸沿い、海食崖上部、港、太平洋ロングビーチ



・ 片浜十三里の美しい景観も、電柱・電線により魅力が半減しています。



・ 視点場周辺の電柱・電線類対策を行うことで海岸線の連続性が確保され、魅力が向上します。

(2) 山の景観エリア

【方策1】

山の景観を保全するため、山地周辺に立地する建物や工作物等が周辺の景観と調和するように誘導します。

- ・ 蔵王山、衣笠山、大山



・ 連続する美しい山並みと、低層の住宅が調和しています。



・ 高層の建物は山の稜線を分断しかねません。また、彩度の高い建物は、背後の山の緑とも合っていません。

【方策2】

田原の都市の姿を俯瞰する視点場について、眺望景観を阻害する要素に対して改善を図ります。また、新たな視点場の創出を図ります。(見る景観)

- ・ 和地小学校北側展望台、岡ノ越、渥美の森展望台、尾村山展望台、東山展望台、衣笠山展望台



・ 片浜十三里の美しい景観も、電柱・電線により魅力が半減しています。



・ 視点場周辺の電柱・電線類対策を行うことで海岸線の連続性等が確保され、魅力が向上します。

【方策3】

天然記念物として指定されている区域では、それらの区域と周辺景観についても保全を図ります。

- ・ 天然記念物として指定されている区域：宮山原始林、なぐさ 栴のシデコブシ、黒河湿地



・ 黒河湿地などの天然記念物周辺も、自然景観に包まれています。



・ 周辺に美しい自然景観に調和していない色彩や規模の建物、広告物が設けられると、美しい自然景観が阻害されます。

【方策4】

緑豊かな農の景観と山並み景観の一体性を維持するために、主要な道路等から望見できる山地に対して、土取場対策を図ります。

- ・ 国道沿道 等



・ 主要な道路から土取跡が目につきます。



・ 土取跡が緑に覆われると、自然な山の景観となります。

【方策5】

ランドマークとしての象徴性や独立性を保てるように、ランドマーク周辺の景観保全を図ります。

- ・ ランドマークとなる山や島（笠山、姫島）



・ 蔵王山から眺める姫島は、地域のランドマークとなっています。



・ 風車等の背丈の高い工作物の位置によっては、姫島への眺望を阻害しかねません。



景観に配慮した場合



放置した場合

(3) 農の景観エリア

【方策1】

農地景観の広がり感を維持します。

- ・農振農用地（キャベツ畑、温室）、和地温室団地



・山並みとキャベツ畑の緑が、緑豊かな景観を与えています。



・大きな看板類は、背景の緑やキャベツ畑への眺望を遮っています。

【方策2】

まとまりのある農地景観の維持や周辺耕作地への影響等に配慮して、耕作放棄地及び休耕地の有効活用を図ります。

- ・まとまりのある農地景観（芦ヶ池東側の田園）、耕作放棄地



・耕作放棄地は農地景観だけでなく、周辺耕作地への影響も懸念されます。



・作物が植えられれば、景観的にも良好になります。

【方策3】

まとまりのある農地景観の保全を図るために、主要な道路等から望見できる廃温室対策及び高圧鉄塔や風力発電等の高構造物についての景観的な配慮検討します。

- ・まとまりのある農地



・まとまりのある農地景観を、高圧鉄塔が阻害しています。



・高圧鉄塔の周辺に樹木などを植えることにより、修景が図られています。

【方策4】

観光客や市民が四季を感じられる農地景観の紹介を検討します。

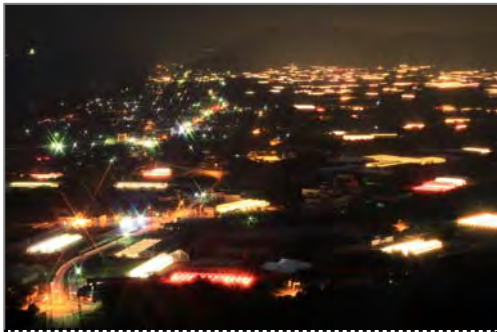
- ・ 国道沿道の農地



・ キャベツ畑



・ 田園



・ まとまりのある温室照明



積極的に
PRします



景観に配慮した場合



放置した場合

(4) まちの景観エリア（市街地）

【方策1】

市街地については公共用地だけではなく、民地についても積極的に緑化を促し、田原市街地の緑の景観の創出を図ります。

- ・ 田原市街地

田原、赤羽根、福江市街地の社寺林や屋敷林の保全並びに緑量増加による景観の質と量の向上を図ります。

- ・ 市街化区域内にある社寺林や屋敷林



・ 豊かな私有地の緑



保全します



・ 高い生垣や社寺林



保全します

【方策2】

市街地等における空き店舗や廃屋等の景観の改善を図ります。

- ・ 市街地



・ 空き地があることで、まちなみ景観の連続性が分断されています。



・ 空き屋や廃屋の中で、歴史的な建物は景観資源として活用することの検討も必要です。
・ 空き地を活用してポケットパーク等を設け、景観的配慮がされています。

【方策3】

市街地内における主要な公共施設等からの蔵王山への眺望景観について、保全や改善を図ります。

- ・ 田原市内の公共施設や主要な道路 等



・ 市街地からの山並みの眺め



・ 派手な屋上広告物のある場合



・ 屋上広告物の面積を半分にした場合



・ 屋上広告物の色彩を周辺の景観に配慮した場合



【方策4】

残された重要な歴史的資源を活かした景観まちづくりを進めます。

- ・ 田原城跡周辺、寺下通り、福江城坂周辺



・ 寺下通り



・ 福江城坂周辺



保全を
支援します

【方策5】

特徴的な眺望景観の支障とならないように、周辺の自然景観に調和した工業地景観の創出を図ります。

- ・ 工業地



・ 工業地



・ 緑に覆われた工業地

(5) まちの景観エリア（集落地）

【方策1】

集落地のまとまりのある景観を維持します。

- ・市内の集落地



・海、海岸林、低層の家屋等が地域のまとまりとして眺望できます。



・高層の建物や彩度の高い建物は、このような景観には調和しません。

【方策2】

地域で採れる石材を用いたまちなみや屋敷林、生垣の多く残るまちなみ等、古い集落の独自の景観の保全を図ります。

- ・古い集落（白谷清水地域、中山、小中山地区）



・地域で採れる石灰岩の石積みの上に、昔ながらの風情を残した建物が残っています。



・道的美装化や無電柱化によって屋並みが明確になり、落ち着いた雰囲気が感じられるようになります。



景観に配慮した場合



放置した場合

【方策3】

歴史的なまちなみをゆっくり安心して散策できるように、歩いて楽しめるネットワークづくりを進めます。

- ・ 古い集落、歴史的まちなみ

古くからある社寺や祭り、歴史的資源周辺では、周辺景観の維持改善を図ります。

- ・ 古くからある社寺（百々神社、長仙寺）や祭り、歴史的資源周辺

緑化や花壇等により緑と花によるまちなみ景観の演出を図ります。

- ・ 多くの人が訪れている場所や優れた景観を有している区域



・ 景観的配慮のない舗装やガードレール



・ 景観的に配慮した舗装やガードレール



・ 趣きのある社寺



・ 彩度の高い建物は歴史的景観に調和しません。



・ 市民参加によって彩られた花壇



取り組みを
拡大します



景観に配慮した場合



放置した場合

【方策4】

地域の景観に配慮した公共公益施設のデザインガイドラインづくりを策定します。

- ・ 小学校や中学校、下水処理場・ポンプ場、道路等も含めた公共公益施設



・ 地域の景観に配慮した野田小学校



・ 表浜海岸のサイクリングロード



・ 港の近くにある広場



策定します

(6) 沿道景観軸

【方策1】

海、山、農の景観の質を高めるため、電線類や広告物に対するコントロールや移設等を実施し、主要な沿道景観の改善を図ります。

・ 国道、主要道路 等

眺望景観を阻害する高圧鉄塔や風力発電、海岸の構造物等の景観的な配慮を検討します。

・ 高圧鉄塔、風力発電、海岸の構造物



・ 美しい海岸景観の眺望を電柱や電線類、白いガードレールが分断しています。



・ 電柱や電線類を整理し、ガードレールを落ち着いた色合いに変えると、海や半島の景観がハッキリします。



・ ヤシノキ並木と海の眺めは、田原市の特徴を表しています。



・ 電柱や電線類を整理できれば、さらに魅力ある景観になります。



・ 市街地からの山並みの眺め



・ 派手な屋上広告物のある場合



・ 眺望景観を阻害する電線電柱類

改善を
図ります

【方策2】

主要な道路沿道については雑草の管理等の改善を図ります。

- ・国道、主要道路 等



・雑草の繁茂した道路



・雑草の少ない道路



景観に配慮した場合



放置した場合

(7) 河川軸

【方策1】

河川景観を阻害する河川沿いのゴミ対策を図ります。

・ 汐川干潟、汐川、免々田川



・ 廃棄された船



・ 自然な川の景観

【方策2】

干潟や河川の護岸・構造物等の景観的な配慮を図ります。

・ 汐川干潟、汐川、免々田川



・ コンクリートによる護岸

景観的な
配慮を図ります

【方策3】

干潟や河川景観の質を高めるため、広告物に対するコントロールを実施します。

・ 汐川干潟、汐川、免々田川



・ 河川構造物のブロックや柵が自然的な景観に調和しません。



・ 屋外広告物を無くし、川沿いのブロックも緑化され自然な雰囲気になっています。

【方策4】

河川周辺の緑化について、関係機関と協議の上住民と協働で検討を行います。

・ 汐川、免々田川



・ 緑の少ない河川沿い



・ 緑の豊かな河川沿い



景観に配慮した場合



放置した場合

2 景観づくりへの誘導の枠組み

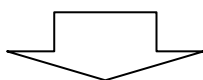
第2章で定めた景観形成方針の実現を図る際、その方針の内容により景観を誘導すべき対象範囲に違いが生じます。

例えば、視点場から眺める眺望景観に関する方針の場合は、その対象範囲は広域的な広がりを持つことになり、駅前や商店街、歴史的な町並み等の界限景観に関する方針の場合はその対象範囲は比較的限定的で、狭い範囲になると言えます。

このような景観形成方針の違いが、上記の景観づくりの際の誘導にどのような違いが生ずるかを整理したのが下図です。

	景観づくりの対象範囲	景観づくりの中でコントロールする要素	関係者（合意形成）
広域景観 (全市レベル)	全市的（広範囲）	大きく目立つもの (限定的)	多数 (多くの市民・企業)
界限景観 (地区レベル)	限定的（地区の範囲）	地区に応じて異なる (多種多様)	地区の住民、事業者等
身近な景観 (市民レベル)	身近な生活の場 (身の回り)	周辺の緑化活動 ゴミ、雑草等 周辺の生活環境	個人

このように、「広域景観については特定の行為について限定的なコントロールを行い、界限景観については地区の景観形成上必要な行為についてきめ細かく、かつ地区を限定してコントロールする、身近な生活の場の景観形成についてはゴミや雑草の除去等を進める」という3つの枠組みを用意することが実際の景観づくりの方策と考えられます。



< 3層構造の景観形成の枠組み >

広域的な景観形成・・・『広い範囲』を対象に『限定された行為（要素）』を誘導
(広域景観等)

地区的な景観形成・・・限定的な『狭い範囲』を対象に『多様な行為（要素）』を誘導
(界限景観等)

生活の場の景観形成・・・身近な生活の場におけるゴミや雑草を除去するなど、市民の手
(身近な景観) による清潔な景観の形成

3 景観形成の実現方策（全市レベル）

（1）広域的景観のコントロール

多様な表情をもった景観を有する田原市では、大規模な建築物や工作物、開発など、田原市の景観形成に大きな影響を及ぼす行為はもとより、小さな規模のものでも景観や地域の生活環境に与える影響は大きくなる可能性があります。

従って、市全体の良好な景観形成に向け、広域的な範囲（全市レベル）を対象とし、特定の行為については市として最低限の基準により、景観に配慮、誘導することが大切です。

そのため、景観法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為を定め、行為ごとに、景観形成を図るための景観形成基準を設定します。

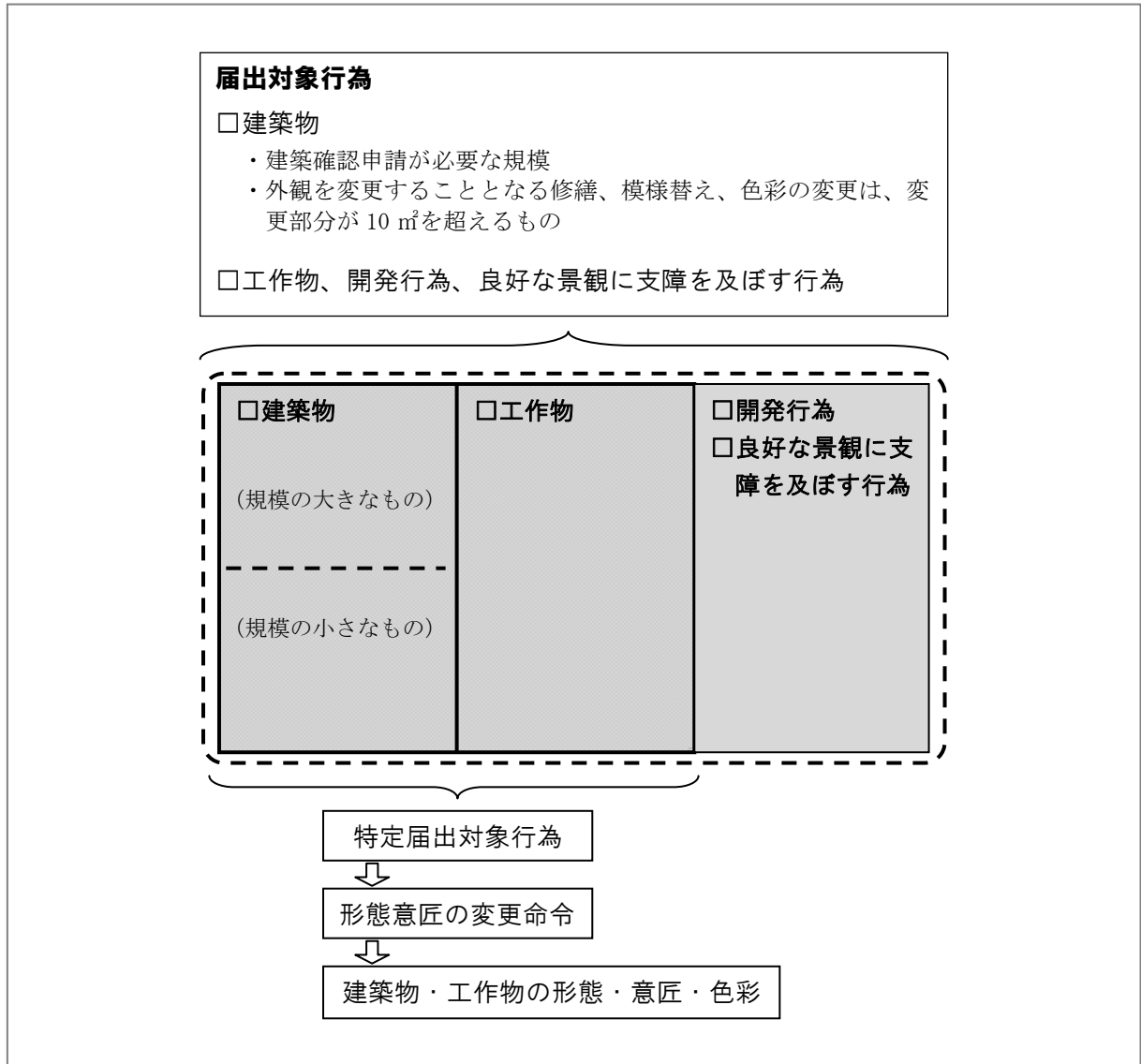
（2）景観法に基づく届出対象行為

		届出が必要となる行為の規模等		備考
		まち（市街地）の景観エリア※市街化区域 海・山・農・まち（集落地）の景観エリア※市街化調整区域		
建築物	・建築物の新築、増築、改築又は移転	【高さ・色彩の景観形成基準】 ・建築確認申請が必要な規模は全て対象 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの 【その他の景観形成基準】 ・高さ10m又は建築延べ面積500㎡を超えるもの ・増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの		景観法第16条第1項第1号
	・工作物の新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	・プラント等：高さ10m又は築造面積500㎡を超えるもの ・増築は、従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの ・改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの ・鉄塔等：高さ10mを超えるもの ・広告塔類：高さ4mを超えるもの ・増築は、増築後の高さが上記規模以上のもの		景観法第16条第1項第2号
	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	・開発面積1,000㎡以上		景観法第16条第1項第3号
良好な景観に支障を及ぼす行為	・土地の開墾 ・土地の形質の変更 ・土石の採取 ・鉱物の掘採	・面積1,000㎡以上		景観法第16条第1項第4号
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・面積1,000㎡以上 ・堆積の高さ3m以上		景観法第16条第1項第4号
	・木竹の伐採	・面積1,000㎡以上		景観法第16条第1項第4号

(3) 景観法に基づく特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により、変更命令を行うことができる特定届出対象行為を定めま
す。

- 建築物の建築等で、形態・意匠・色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項）
- 工作物の建設等で、形態・意匠・色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項）



(4) 景観形成基準

1) 建築物

対象となる行為

- ・ 建築物の新築・増築・改築・移転
- ・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

海の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。 ・ 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。 ・ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の最高高さは10mとする。 ・ 背景の山並みや周辺のまち並みとの調和に配慮し、突出する高さは避けるよう努める。 ・ 主要な眺望点からの眺望を妨げないように配慮する。 ・ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・ 周辺の海や山などの景観との調和に配慮する。 ・ 建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。 ・ アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。 ・ 外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。 ・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。 ・ 外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y) 系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。 ・ 基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。 ・ 地域に調和する自然素材 (石、木材等) を使用するよう努める。 ・ 時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。 ・ 清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内は可能な限り緑化に努める。 ・ 道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

山の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の最高高さは10mとする。 ・背景の山並みや周辺のまち並みとの調和に配慮し、突出する高さは避けるよう努める。 ・主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・背景の山や周辺のまち並みとの調和に配慮する。 ・建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。 ・アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。 ・外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。 ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。 ・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。 ・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。 ・地域に調和する自然素材（石、木材等）を使用するよう努める。 ・時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。 ・清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は可能な限り緑化に努める。 ・道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

農の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の最高高さは10mとする。 ・周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮し、農地景観を阻害するような突出する高さは避けるよう努める。 ・主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮する。 ・建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。 ・アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。 ・外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。 ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。 ・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。 ・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。 ・地域に調和する自然素材（石、木材等）を使用するよう努める。 ・時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。 ・清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は可能な限り緑化に努める。 ・道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

まち（市街地）の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮する。 ・道路等の公共空間との境界部分には、公開空地を極力配置し、開放感等の創出に努める。 ・駐車場の出入口は歩道等に配慮し、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は可能な限り側面又は背面道路を利用するよう努める。 ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。
外 構	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間との境界部分には、沿道としての一体感や連続性を確保するよう努める。 ・塀、柵等については、歩行者空間が魅力あるものとなるよう、高さやデザインに配慮する。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観やまち並みとの調和に配慮し、周囲の建物より突出する高さは避けるよう努める。 ・統一感のあるまち並み形成に配慮する。 ・主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・周辺の景観やまち並みや建築デザインとの調和に配慮する。 ・建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。 ・アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。 ・外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。 ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。 ・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。 ・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。 ・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。 ・地域に調和する自然素材（石、木材等）を使用するよう努める。 ・時間経過による退色、損傷、汚れに耐えるものを使用するよう努める。 ・清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
附属建築物 及び 附属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・主体建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう努める。 ・車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室等の附属建築物及びごみ集積所等は、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ・附属設備等は道路等の公共空間から可能な限り見えないよう設置場所や色彩に配慮する。 ・屋上に設置する附属設備等は、周囲の壁面を立ち上げるか、ルーバー等で覆うよう努める。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は可能な限り緑化に努める。 ・道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。 ・樹木による四季の演出や樹容が優れているシンボルツリー的な植栽に努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。 ・ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

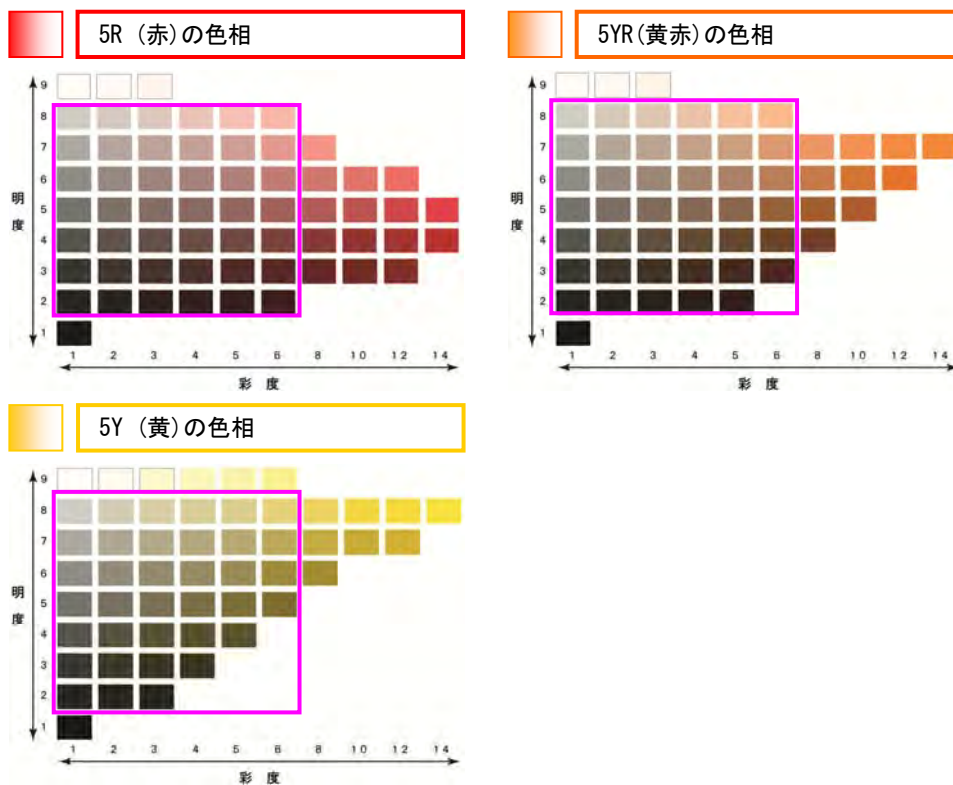
まち（集落地）の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮する。 ・道路等の公共空間との境界部分には、公開空地を極力配置し、開放感等の創出に努める。 ・駐車場の出入口は歩道等に配慮し、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は可能な限り側面又は背面道路を利用するよう努める。 ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。
外 構	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間との境界部分には、沿道としての一体感や連続性を確保するよう努める。 ・塀、柵等については、歩行者空間が魅力あるものとなるよう、高さやデザインに配慮する。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の最高高さは10mとする。 ・地域のまち並みを守るため、周囲の建築物より突出する高さは避けるよう配慮する。 ・主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。 ・周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮する。 ・建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。 ・アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。 ・外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。 ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。 ・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。 ・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。 ・地域に調和する自然素材（石、木材等）を使用するよう努める。 ・時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。 ・清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は可能な限り緑化に努める。 ・道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

■特例措置

- ・用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本計画における高さの最高限度の対象外とします。ただしこの場合、あらかじめ（仮称）田原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・（仮称）田原市景観条例の施行時に既にある建築物の高さが本計画で定める高さの最高限度を超えている場合は、既存の高さまでの範囲において建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。
- ・市内には既に、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による三河湾国定公園及び愛知県自然公園条例（昭和 43 年条例第 7 号）による渥美半島県立自然公園、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等により高さの最高限度が定められている地域があります。これらにより定められた高さの最高限度が本計画で定める最高限度よりも数値が小さい場合は、対象関係法令による最高限度が適用されます。
- ・海の景観エリアにおける伊良湖岬先端部の形態制限除外区域（建ぺい率 70%、容積率 400%）については、高さの最高限度の対象外とします。

■色彩の基準表示の仕方



2) 工作物（全エリア共通）

対象となる行為

- ・ 工作物の新築・増築・改築・移転
- ・ 外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更

基 準	
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ・ 統一感のあるまち並み形成に配慮する。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合は、その景観の保全に配慮する。 ・ 周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ・ 工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。 ・ 建築物と一体となっている場合は、主体建築物と一体感のあるデザインとなるよう努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。 ・ 時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。 ・ 清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。 ・ ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。

3) 良好な景観の形成に支障をおよぼすおそれのある行為（全エリア共通）

対象となる行為

- ・ 土地の開墾
- ・ 土地の形質の変更

基準

緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ・ 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源を可能な限り保全し、活用するよう努める。 ・ 生態系に配慮する。

対象となる行為

- ・ 土石の採取
- ・ 鉱物の掘採

基準

遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫するよう努める。遮蔽する場合は植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取、掘採後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元するよう努める。

対象となる行為

- ・木竹伐採

基準

伐 採	・大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。
環 境	・生態系に配慮する。

対象となる行為

- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

基準

遮 蔽	・遮蔽する場合は道路等の公共空間から容易に望見できないよう、植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
高 さ	・物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努める。

4 境界景観形成の実現方策（地区レベル）

（１）地区の景観まちづくりに向けた検討

地区レベルである境界景観のコントロールはきめ細かい景観コントロールが必要となるため、地区住民の方との検討が必要となります。

そのため、境界景観、地区レベルでの景観コントロールは景観形成を重点的に行っていく地区（重点整備地区）の範囲を定め、区域を限定して良好な景観まちづくりに向けた取り組みを進めます。



まずは地域のことを考えてみます



地域をよく見てみます



他の都市も参考に見てみます



地域を多くの人と見てみます

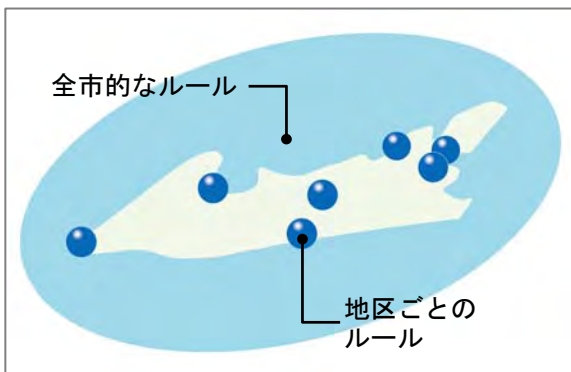


景観まちづくりを実践する組織をつくれます

景観まちづくりの実践

他市における景観まちづくりの取り組み風景

（２）地区単位のルールづくりの実践



3で示した景観形成基準は、海・山・農・まちごとに分類した全市的なルールで、広域的なコントロールをするための最低限のルールとして機能するものです。

今後は、田原市の多様な特性を持った地域において、市としての最低限の基準をベースに、地域の特性に応じたきめ細かいルールづくりが望まれます。

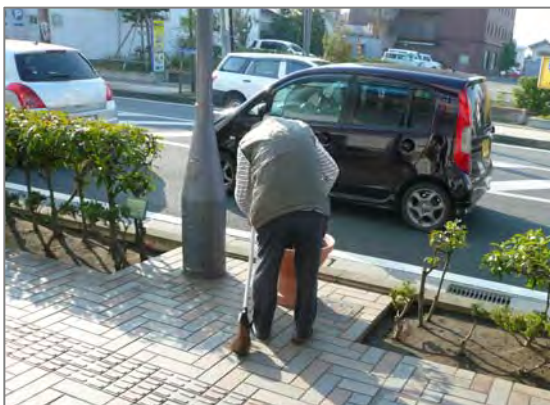
・ルールのイメージ（P101以降参照）

5 身近な景観形成の実現方策（市民レベル）

（1）身近な景観形成のコントロール

身の回りの生活空間を向上させるためには、個人個人が身の回りの景観づくりに積極的に係わることが大切です。例えば身の回りのゴミや雑草等を積極的に除去したり、周辺の緑化活動に努めることが考えられます。

このように個人個人で身の回りの景観づくり活動が広がっていくことは、地域の景観の創出につながっていき、かつ、界限地区の景観向上にもつながります。



お店の前の清掃と花の水やり



ちょっとした気配りがまちの景観をなごませます

他市における風景

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

田原市には、地域の景観を特徴付けている建造物（建築物・工作物）や樹木があります。こうした建造物や樹木は地域の歴史を物語るとともに、まちなみを構成する重要な要素になっていたり、まちの中に1本残されていても周囲の景観のアクセントとなっている場合もあります。

こうした地域の景観を特徴付けている建造物や樹木を積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が地域の景観上の特徴を有し、道路などの公共の場所から容易に見ることができ、建築後50年以上経た建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

- (1) 地域のシンボルとして親しまれているもの
- (2) 地域の歴史性を感じさせる屋敷や土蔵で、まちなみ景観を構成する要素となっているもの
- (3) 農村、漁村にあって地域の景観を特徴付ける要素となっているもの
- (4) 産業遺産や土木遺産、戦争遺産などで、地域の景観のシンボルとなっているもの
- (5) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
また、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの
- (6) 地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の技術、農林業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの

■景観重要建造物の保全・活用の考え方

景観重要建造物の指定を受けた建造物の保全とともに、その周辺の景観形成にも積極的に取り組みます。

- ・所有者などによる適切な保全管理を支援します。
- ・建造物の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、建造物との調和に十分配慮します。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識します。
- ・建造物周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、建造物が醸し出す地域イメージを損なうことがないよう配慮します。
- ・景観重要建造物の視認性を高めるためのサイン等の設置には十分配慮します。
- ・建造物を周知し、景観的な価値を高めます。
- ・「愛知県近代化遺産（建築物等）総合調査」及び「愛知県近代和風建築総合調査」であげられたもの（第1次調査物件も含む）を参考に、所有者と適宜協議し、保全活用を支援します。



白谷の石積みの
上に建つ倉



戦争遺産(旧陸軍技術研究所伊良湖試験場)

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹容が美観上優れ、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

- (1) 市街地においてシンボリックな樹木となっているもの
- (2) 農村、漁村にあって地域の景観を特徴付ける要素となっているもの
- (3) 良好な水辺景観を構成する樹木となっているもの
- (4) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
また、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの
- (5) たはらの巨木・名木 100 選に選定されているもの

■景観重要樹木の保全・活用の考え方

景観重要樹木の指定を受けた樹木の保全とともに、その周辺の景観形成にも積極的に取り組みます。

- ・所有者などによる適切な保全管理を支援します。
- ・樹木の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、樹木との調和に十分配慮します。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識します。
- ・樹木周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、樹木が醸し出す地域イメージを損なうことがないよう配慮します。
- ・景観重要樹木の視認性を高めるためのサイン等の設置には十分配慮します。
- ・樹木を周知し、景観的な価値を高めます。



たはらの巨木・名木
100 選に選定された
養性寺のスダジイ



昭和初期からある福江市民館前の
ヒマラヤスギ

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、公園、河川、港湾などの公共施設は、景観形成に重要な役割を担っています。田原市の景観まちづくりについて重要な景観軸と景観拠点となる公共施設は、施設管理者と協議・同意の上、景観重要公共施設として指定し、田原市の良好な景観形成を図るものとします。

なお、指定後は、良好な景観形成を先導する公共施設としての施設整備方針を施設管理者と協議・設定します。

- 国道 259 号及び国道 42 号においては、海や山への自然景観に配慮した施設整備を検討し、住民協働型の維持管理方策等についての検討を行います。
例：海が連続して見える区間の電柱、電線類の整序やガードレールの美装化を実施する。
道路から望見できる屋外広告物や土取りについての制限に関する検討を行う。
雑草の除去や清掃、道路沿道の花壇づくりなどを住民との協働により実施する。
- 都市公園については、周辺の自然景観や歴史的な景観に配慮して、施設整備を行うように検討します。
例：周辺の自然景観への配慮及び地域の歴史的な景観へ配慮した整備を実施する。
公園内の施設についても、周辺の自然景観や歴史的景観上に配慮した素材や色彩を用いる。
- 河川については、散策路や並木道沿いなどにおいては、河川景観や周辺の山などの眺望景観に配慮した施設整備を行うように検討します。
例：桜の並木みち、水辺を巡る散策路や広場等の整備により、多様な自然との触れ合いの場を創出する。
自然環境を適切に保全管理し、多自然づくりを推進していく。
工作物を設置する際は、特に自然景観との調和に配慮し、地場材や自然素材の活用に努め、色彩は自然景観に調和しやすい低彩度色とする。
河川沿いの散策路等から望見できる屋外広告物の制限を検討する。
水質浄化、ゴミ、沈船の除去等を検討する。
- 国道以外の主要な道路においても、周辺の景観に配慮した施設整備を検討します。
例：海が連続して見える区間の電柱、電線類の整序やガードレールの美装化を実施する。
雑草の除去や清掃、道路沿道の花壇づくりなどを住民との協働により実施する。
- 港や海岸においては、海への視点場や海への眺望に影響することから、景観に配慮した施設整備を検討します。
例：港は周辺の集落も含めた港町としての景観づくりを検討します。
海への眺望に配慮した施設整備を行います。

- 国有林や県有林、市有林等の樹林の伐採について、景観に配慮することを検討します。

例：主要な道路からや視点場から眺望できる場所では可能な限り大規模な皆伐を避け、適度に樹木を残し速やかに造林を行うなど、伐採による景観への影響を小さくするよう検討します。

3 屋外広告物の景観形成に関する方針

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として、見る人に楽しさを与え、まちの賑わいに繋がる一方で、無秩序な設置が行われた場合には、良好な景観を阻害する要因になります。

そのため、田原市屋外広告物条例を制定し、地域特性や景観形成方針を踏まえ、禁止地域・許可地域指定及び許可基準等を定めて、田原市の特色に応じた屋外広告物の誘導を図ります。

- 国道 259 号及び国道 42 号沿線を禁止地域への指定を検討します。
- 自然公園区域指定地域において、禁止地域あるいは許可地域の指定を検討します。
- 景観重点整備地区の指定と併せて、当該地区における独自の屋外広告物の制限の検討を行います。

4 自然公園法の特例に関する方針

三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園の特別地域及び普通地域において、届出対象行為及び景観形成基準について、自然公園法上の上乗せ許可基準の設定を検討します。

1 計画の推進

田原市らしい良好な景観まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携して取り組むことが大切です。

(1) 市民の役割

景観まちづくりを進める上でその主体となるのは、その土地を一番よく知り、そこに暮らす方々です。常日頃から景観に対する意識を持ち、自らが景観づくりの担い手であることを認識することが大切です。

花を植えるなどの活動だけでなく、ゴミ拾いや、雑草の除去、違法看板の除却等生活環境の向上を図る取り組みも含めて良好な景観づくりに努める必要があります。

(2) 事業者の役割

商業や工業、建設業をはじめ事業者は、景観と何らかの関わりを持っています。建築・土木・屋外広告物など直接的に景観をつくる事業においては、構造物が周辺の景観に及ぼす影響が大きくなる可能性があることを認識することが大切です。

そのため、事業者は、田原市のまちづくりを担う一員として、景観づくりの影響の大きさを認識し、これに配慮した景観づくり、例えば、地区の景観まちづくりに調和した開発事業や建築行為等の展開に努める必要があります。

(3) 行政の役割

景観基本計画に基づき、市民みんなが同じ方向性で、田原市の景観を守り、育んでいけるように、景観まちづくりの方針を示し、それを踏まえた景観施策を実施していくことが必要です。

また、市民・事業者に対して、景観施策への理解を求め協力を得るための普及啓発に努めるとともに、公共施設の整備に責任を持ち、田原市の景観づくりの先導役としてふさわしい景観に配慮した施設づくりを進めます。

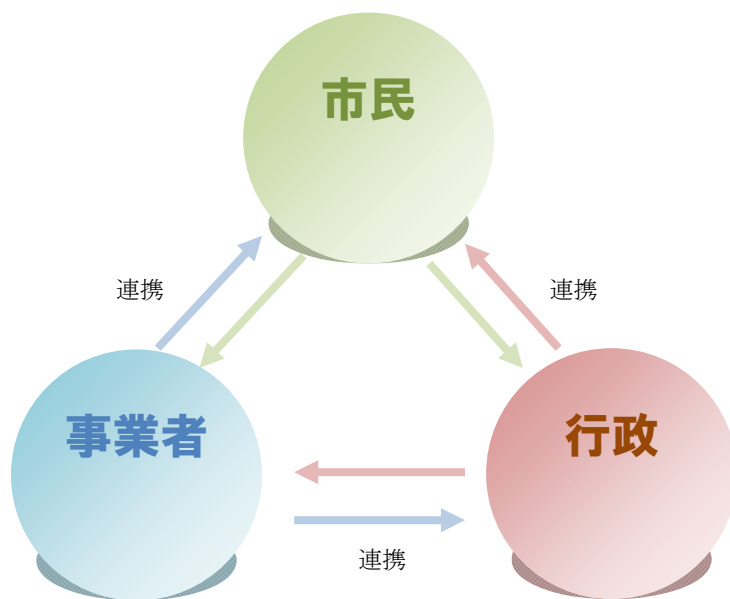


図 5-1 市民、事業者、行政の関係

2 景観まちづくりの進め方

市民・事業者・行政が協働で田原市らしい良好な景観まちづくりを進めていくための進め方を以下に示します。

■景観まちづくりの進め方(スキーム)

ステップ1 (周知期) 景観まちづくりの大切さを知る

共通意識の醸成 (情報提供、情報収集、意見交換、参加イベント、まち歩き)

ステップ2 (実践期) 景観まちづくり活動の実践

ルールに基づいた保全

ステップ3 (展開期) 景観まちづくり活動の展開と自立



図 5-2 景観まちづくりの進め方

(1) 市民として取り組むこと

【ステップ1】

- ・暮らしの中の景観に関心を持つように努めます。
- ・地区で行われているまちづくり活動に積極的に参加し、良好な景観の保全に努めます。
- ・地域の歴史を学び、景観づくりについて考え、まちづくり活動の中で、景観的な視点を加えるよう努めます。
- ・河川や道路沿道にはできる限り花や緑などを用いた緑化による修景を行い、地区の良好な景観の保全に努めます。
- ・景観形成基準にそって地域に調和する建築や工作物の設置を行うよう努めます。
- ・先人たちが築いてきた歴史資産を保全し、そのための助成制度等は積極的に活用します。

【ステップ2】

- ・地域のルールづくりの場に積極的に参画し、地域に適したルールづくりを検討します。
- ・景観まちづくりの主体となる組織づくりを検討します。

【ステップ3】

- ・景観に関する届出などのルールを守り、各種制度を活用します。
- ・市の景観まちづくりに積極的に参加します。



免々田川沿いの桜の植栽



免々田川沿いの菜の花

(2) 事業者が取り組むこと

【ステップ1】

- ・ 田原市のまちづくりを担う一員として景観まちづくりの重要性を認識します。
- ・ 地域の景観に調和する建築物や工作物の設置に留意します。
- ・ 国道や主要な道路沿道の事業者は、積極的な緑化を行うよう努めます。
- ・ 地域での景観まちづくり活動に積極的に参加するよう努めます。
- ・ 臨海工業地帯においては、田原臨海景観計画（平成11年3月策定）に配慮した景観まちづくりを進めます。

【ステップ2】

- ・ 地域のルールづくりの場に積極的に参加し、景観まちづくりに関わります。
- ・ 景観形成基準を遵守し、景観に配慮したモデル的な企業となるよう努力します。
- ・ 屋外広告物については周辺の景観に配慮し、不必要な宣伝用看板はできる限り設置しないよう努めます。

【ステップ3】

- ・ 渥美半島観光ビューロー、観光事業者、交通事業者の行う各種イベントと景観づくりを連携させ、景観まちづくりを推進します。
- ・ 渥美半島ならではの農業、漁業の振興を景観づくりと関連させて展開します。
- ・ 大規模な産業施設や港湾施設、発電施設のダイナミックな景観の魅力を高め、産業観光を振興します。
- ・ 伊良湖岬の観光施設の統一的な（テーマ性を持った）景観づくりを推進します。
- ・ フェリーから眺める伊良湖岬周辺の景観づくり（田原の海の玄関口づくり）（緑化、外壁の色彩等）

(3) 行政が取り組むこと

【ステップ1】

- ・愛知県と協議の上、景観行政団体に移行します。
- ・景観法に基づく（仮称）景観条例や景観まちづくりの具体的なルールづくり等積極的な景観施策を行い、景観まちづくりを推進します。

（仮称）田原市景観条例の制定

景観法に基づく条例の制定を検討し、田原市景観基本計画を法定計画に移行させます。

（仮称）田原市屋外広告物条例の制定

屋外広告物法に基づく条例の制定を検討します。

（仮称）田原市景観形成ガイドラインの策定

田原市の景観計画に定められた色彩の方針や制限の内容を取りまとめたガイドラインの策定を検討します。

（仮称）公共施設等デザインガイドラインの策定

田原市が設置する公共施設について、田原市の景観に配慮した施設となるようその配慮事項を取りまとめたガイドラインの策定を検討します。

（仮称）田原市屋外広告物ガイドラインの策定

（仮称）田原市景観計画に基づき屋外広告物の制限の内容を取りまとめたガイドラインの策定を検討します。

- ・景観まちづくりを推進するための庁内での推進体制を検討します。

【（仮称）田原市景観審議会の設置】

良好な景観形成に関する事項について、重要な決定等を行う組織の設置を検討します。

- 景観基本計画に関する審議
- 届出制度の運用（勧告や変更命令等の行政指導等）に関する審議
- 景観法に基づく各種制度（景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設等）の活用や運用に関する審議
- 重点地区の指定 等

【（仮称）景観アドバイザー制度の導入】

田原市の良好な景観形成に関する専門的事項について、専門家から助言を受けることができるよう「（仮称）景観アドバイザー」制度の導入を検討します。

- ・景観まちづくりの大切さを広く市民に周知し、普及・啓発を図ります。

- ・景観重点整備地区（候補地）を選定し、景観まちづくりに向けた取り組みを働きかけます。
- ・景観まちづくりを推進する地区の住民活動に対し、専門家を派遣し、その活動を支援するとともに、これらの活動経緯を広報や市のホームページ等で紹介します。
- ・市民の一層の関心を高めるため、身近な景観づくりを具体的に実践します。
- ・景観学習を実践するために、学校教育や生涯学習の場で田原市の景観について考える機会の創出を検討します。
- ・景観まちづくりの推進に寄与する建築行為や住民活動等を顕彰し、広報等を通じて広く市民に紹介します。

【ステップ2】

- ・景観まちづくり活動を推進させるための活動組織の立ち上げを積極的に支援し、これらの組織の活動に対して支援します。
- ・地区住民の景観づくりに対する関心が高く、市民参加の先進事例となる地区（住民協定地区）を積極的に支援します。
- ・景観まちづくりに向けたルールづくりに向け、意識の啓発を図ります。

【ステップ3】

- ・景観基本計画及び（仮称）田原市景観条例及び各種ガイドライン、各種景観施策の適切な運用により、良好な田原市の景観形成を推進します。

- ・電柱電線類の改善による視点場からの景観を改善する。
- ・オープンガーデン制度の創設や花いっぱい運動の継続及び拡大を検討する。
- ・ゆっくり安心して歩ける歴史や緑のネットワークづくりを推進する。
- ・市街地等における空地や廃屋等の景観の改善を検討する。

- ・市関連計画と景観基本計画との連携を図り、良好な田原市の景観形成を推進します。

（4）他の計画との協働及び連携

本市では既に様々な計画が策定されており、これらの計画の中にも田原市の景観づくりに関わる事項が多く記されています。これらの計画を実践する際には、景観基本計画との整合を図りながら庁内はもとより、市民、事業者と協働・連携しながら実践していきます。

本市の各分野においては以下のような観点から景観基本計画と整合を図っていきます。

分野		景観への配慮や検討を進める事項
都市計画分野	事業系	景観に配慮した道路・公園の整備等
	計画系	景観に配慮した土地利用のコントロールのあり方の検討等 ・市街化調整区域の適正な建ぺい率、容積率の検討 ・民間開発にあたっての景観の配慮事項
教育分野		歴史資源・文化財等の保全、景観教育の推進等
農政分野		農地保全、農地の土砂流出防止等
環境分野		漂着ゴミの処分法の検討等、景観に配慮した風車、メガソーラー等の設置
観光分野		景観資源のネットワーク化やPR活動等

3 景観まちづくりを促す啓発奨励施策

景観まちづくりを促すためには、景観まちづくり活動の大切さの啓発に加え、市民が景観まちづくり活動に係わることができる多様な機会を用意することが重要です。

以下、景観まちづくり活動を促す啓発奨励施策を重点プロジェクトとして位置付け、市民がわかりやすい成果指標を設定します。

既に実施している事業

■まち角花一杯プロジェクト（昭和 57 年～）

目的：市民の手による道路空間等を活用した花壇づくりによる景観づくり

成果指標：花壇面積、地区数

■野の花拡大プロジェクト（平成 11 年～）

目的：休耕地等を活用して景観作物を生育させ、美しい田園景観を創出（菜の花、コスモス、ポピー、ひまわり等）

成果指標：景観作物等作付面積の割合

■美しくする推進デー（平成 4 年頃～）

目的：身の回りのゴミ、雑草等の除去

成果指標：団体数、活動回数



雑草の除去により美しい道路に

基本計画策定後、制度の検討・実施する事業

■国道沿道野立看板ゼロプロジェクト（平成 26 年度以降）

目的：国道沿道における野立看板を抑制

成果指標：野立看板増設数ゼロ

■オープンガーデン・プロジェクト（平成 26 年度以降）

目的：個人の庭づくりを来訪者に観賞してもらい機会創出と交流促進（地域の方と地域の方、地域の方と観光客の交流）

成果指標：オープンガーデン登録数

■景観づくり表彰プロジェクト（平成 26 年度以降）

目的：景観に配慮した建築行為、開発行為、土地利用、農地景観等の奨励

成果指標：表彰数（部門別）

田原市景観基本計画（案）

発行：平成 25 年 3 月

発行者：田原市 編集：都市建設部 街づくり推進課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30-1

T E L : 0531-23-3523

F A X : 0531-22-3811